

議案第 67 号

第 2 次伊賀市総合計画第 2 次再生計画の策定について

第 2 次伊賀市総合計画第 2 次再生計画の策定について、伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 17 年伊賀市条例第 44 号）第 2 条第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 5 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

第2次 伊賀市総合計画

第2次再生計画

2017（平成29）年6月

伊賀市

I はじめに

第1章 策定にあたって

1. 策定趣旨2
2. 第2次伊賀市総合計画の全体構成と期間2

第2章 第1次再生計画の総括と課題

1. 第1次再生計画の振り返り4
2. 社会経済情勢や住民意識の変化13
3. 第2次再生計画の策定に向けて21

II 基本的な考え方

第1章 計画のテーマ

.....24

第2章 計画の体系

1. 計画体系の考え方26
2. PDCA サイクル28
3. 横断的な取り組み29

III 分野別計画

第1章 計画全体の概要

1. 施策・事業の一覧32

第2章 各施策の概要

1. 健康・福祉37
2. 生活・環境63
3. 産業・交流79
4. 生活基盤99
5. 教育・人権115
6. 文化・地域づくり135
7. 計画の推進153

第3章 他の計画との関連

1. 第1次再生計画との関連一覧174

IV 横断的な取り組み 「ええやん！伊賀」プロジェクト

.....177

参考資料

- 用語解説188

I はじめに

第 1 章 策定にあたって

1. 策定趣旨

- 2014（平成 26）年度からの第 2 次伊賀市総合計画は、新市建設計画の将来像や基本理念を踏まえながら、これまでの市政を見直し、公平性・透明性のある市民主体の市政運営を基本に、市民目線でわかりやすいものとするとともに、簡素で効率の良いマネジメントサイクル¹による市政運営を進めることとしています。
- 第 2 次伊賀市総合計画は、私たちがめざす姿（将来像）である『ひとが輝く 地域が輝く』伊賀市を実現するための基本的な理念や政策を示す「基本構想」と、政策に基づく根幹的な施策や事業を示す「再生計画」で構成しています。
- 「再生計画」は市長の任期を基本としており、2014（平成 26）年度から 2016（平成 28）年度までの 3 年間を期間とする第 1 次再生計画では、「ムダのない財政運営」と「市民目線・市民感覚による市政」を基軸としながら、市民、自治組織、市民活動団体、企業、行政などあらゆる主体が連携・協力した分権型のまちづくりを推進してきました。
- 第 1 次再生計画は 2016（平成 28）年度で計画期間が終了することから、分権型のまちづくりをさらに深化させながら、「基本構想」に掲げる本市の将来像の達成に向け引き続き取り組んでいくため、このたび 2017（平成 29）年度から 2020（平成 32）年度までの第 2 次再生計画を策定します。
- あわせて、2015（平成 27）年度に策定した「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも整合を図るとともに、各施策横断的に取り組みを進めていくこととします。

2. 第 2 次伊賀市総合計画の全体構成と期間

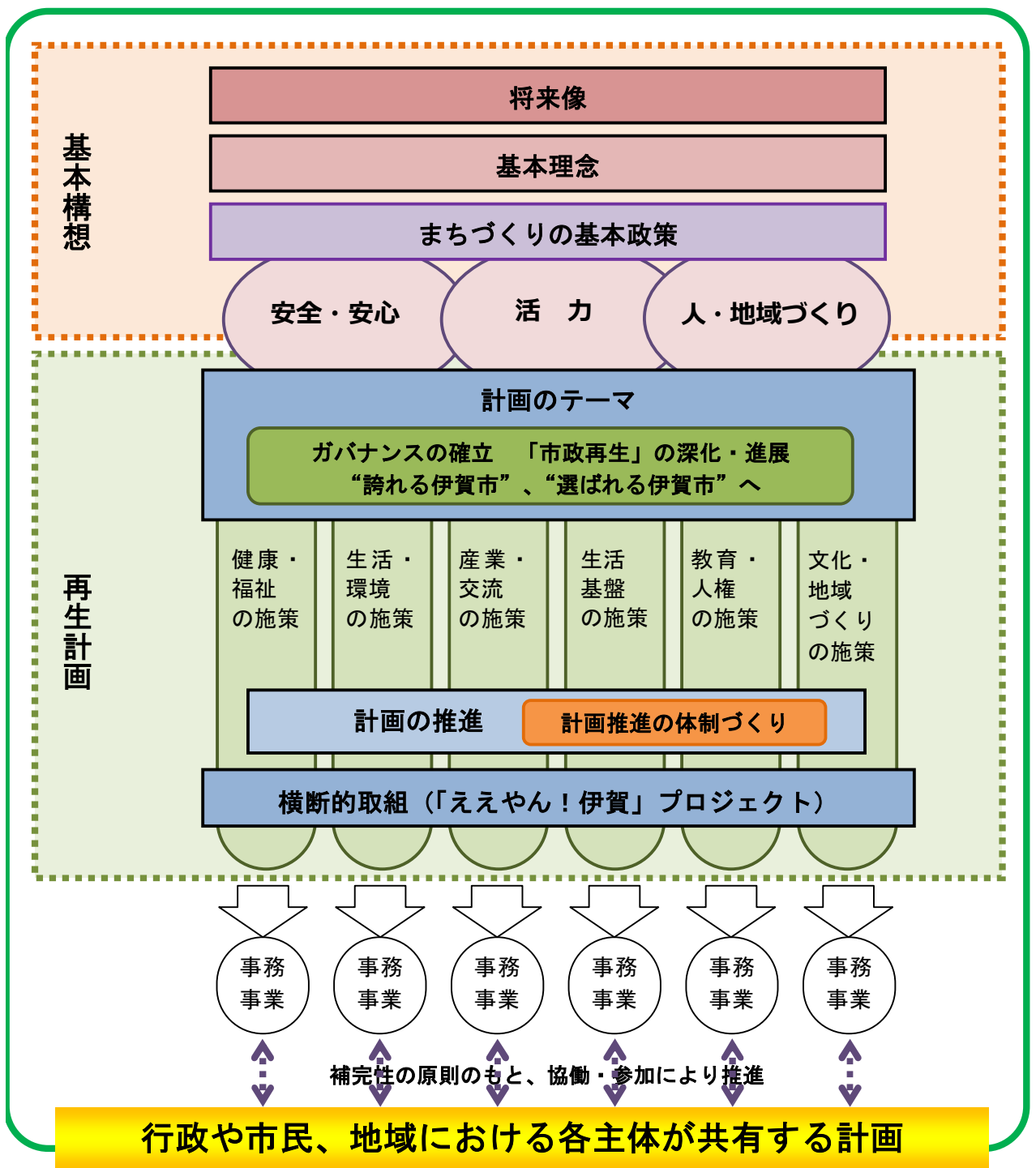
（1）構成

第 2 次伊賀市総合計画は、「基本構想」及び「再生計画」で構成されます。

（2）期間

- ① 「基本構想」 2014（平成 26）年度からおおむね 10 年間
- ② 「再生計画」 市長の任期を基本とした下記の計画期間
 - ・ 第 1 次再生計画 …… 2014（平成 26）年度～2016（平成 28）年度
 - ・ 第 2 次再生計画 …… 2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

¹ マネジメントサイクル：事業を効果的に管理するための段階。主なものの一つとして P D C A サイクルがある。



行政だけではなく、市民やコミュニティ組織、各種団体、NPO、企業等がともに連携・協力してまちづくりを行うための、伊賀市全体の地域経営の計画として位置づけます。

2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
第2次伊賀市総合計画基本構想（おおむね10年）								
第1次再生計画（3年）			第2次再生計画（4年）					

第2章 第1次再生計画の総括と課題

1. 第1次再生計画の振り返り 【主要項目についての現状・課題】

項目《テーマ》		主な 担当部局	主に対応する政策		分野	基本政策
1	《重点プロジェクト1》 「医療・地域福祉 連携プロジェクト」	健康福祉部			健康・福祉	「安全・安心 の確保」
2	《重点プロジェクト2》 「観光・農林業連携 プロジェクト」	産業振興部			産業・交流	「活力の創 出」
3	《医療・介護・福祉》	健康福祉部	1-1	●健康寿命が長く、安心な医療が受けられるまちづくり	健康・福祉	「安全・安心 の確保」
			1-2	●子ども・高齢者・障がい者などへの見守りと支えが十分なまちづくり		
4	《子育て》	健康福祉部	1-3	●子どもを安心して産み、育てられるまちづくり		
5	《防災・災害対策》	総合危機管理課	2-1	●自然災害や重大な事故などさまざまな事象に備え、安心して暮らせるまちづくり	生活・環境	
6	《生活環境》	人権生活環境部	2-2	●自然を守り、自然と調和したまちづくり		
			2-3	●環境に配慮した生活環境が整うまちづくり		
7	《地域産業・雇用》	産業振興部	3-1	●地域資源とおもてなしの心を活かした観光のまちづくり	産業・交流	「活力の創 出」
			3-2	●人と人がつながる元気な農林業のまちづくり		
			3-3	●中心市街地と各地域拠点が連携した賑わいあるまちづくり		
			3-4	●地域性を活かしたモノづくりと新たなサービス創出が活発なまちづくり		
			3-5	●だれもが働きやすく、働く意欲が持てるまちづくり		
			3-6	●多様な主体が地域課題を解決するため起業できるまちづくり		
8	《生活基盤》	建設部	4-1	●歴史文化や風土と調和した、秩序のあるまちづくり	生活基盤	
9	《交通》	企画振興部	4-2	●市内外の交通インフラ整備により、人・モノ・情報の流れが活発なまちづくり		
10	《人権・男女共同参画》	人権生活環境部	5-1	●あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり	教育・人権	「人・地域づ くりの推進」
			5-2	●女性がより一層活躍できる男女共同参画のまちづくり		
11	《教育》	教育委員会	5-3	●将来を支える子どもたちが充実した教育を受けられるまちづくり		
			5-4	●生涯にわたって学びの機会が持てるまちづくり		
12	《文化・地域づくり》	企画振興部	6-1	●文化の違いを尊重し、多文化が共生するまちづくり	文化・地域 づくり	
			6-2	●文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり		
			6-3	●地域活動や地域産業などの担い手が育ち、活躍するまちづくり		
			6-4	●地域活動や市民活動が活発なまちづくり		
13	《計画の推進》	総務部	7-1	●市政への市民参加の推進	計画の推進	
			7-2	●行財政改革の推進		

《重点プロジェクト1》「医療・地域福祉連携プロジェクト」

2010（平成 22）年 8 月に救急空白日が生じるなど、救急医療体制の確保が極めて厳しい状況でしたが、その後、医師確保が進み、二次救急²当番病院が救急患者のほとんどを受け入れるなど、現在は安定した伊賀地域の二次救急医療体制が維持できています。また、一次救急を担う応急診療所では、伊賀医師会等の協力によって、一般診療と小児診療の 2 診体制を堅持し、二次救急医療の負担軽減を図っています。しかし、市民の救急医療体制に対する満足度が全体の 2 割強と低い状況であることから、市民が望む医療提供体制の再構築が必要であると考えます。

三重県が 2016（平成 28）年度の策定を進めている「伊賀区域地域医療構想」では、医療機能の分化・連携と合わせて、在宅医療³や地域包括ケアシステム⁴にかかる体制整備が重要であるとされています。このため、2016（平成 28）年度中に、伊賀区域地域医療構想に沿った上野総合市民病院の医療機能や事業経営など、公立病院としての役割を見据えた「第 2 次伊賀市立上野総合市民病院改革プラン」を策定し、民間病院との連携を図りながら、医療水準の向上とともに市民が望む地域完結型の医療提供が必要となっています。

あわせて、各種サービスや介護予防の充実はもちろんのこと、「すべての市民が安心して生活できるまちづくり」をめざし、2016（平成 28）年 3 月に策定した第 3 次伊賀市地域福祉計画に基づき、保健・医療・福祉の専門分野の連携を強化し、一体的な支援ができるしくみとなる「地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。

《重点プロジェクト2》「観光・農林業連携プロジェクト」

着地型観光⁵では、多様なプログラムを設定し、自分たちでできるおもてなしを行い、年々催行率⁶も上昇してきましたが、観光・農林業が連携したプログラムも年々増加しています。情報発信の推進では、東京や大阪でのキャンペーンによって伊賀の知名度が上昇しています。また、6 次産業化⁷・農商工連携⁸の推進では、あけぼの学園高校とのコラボレーションにより、伊賀産菜種油を活用したシャンプー・トリートメントなどの商品開発を行い、新たな取り組みを展開することができました。一方、持続可能な農業の推進では、人・農地プラン⁹の策定や多様な担い手の育成確保に取り組んでいますが、地域の高齢化や担い手不足などにより、思うような推進が

² 二次救急：入院や手術を必要とする患者を対象とした救急医療のこと。

³ 在宅医療：医師のほか、訪問看護師、薬剤師や理学療法士（リハビリ）等の医療関係者が、患者の住居に定期的に訪問して行う、計画的・継続的な医学管理・経過診療のこと。

⁴ 地域包括ケアシステム：2025(平成 37)年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。

⁵ 着地型観光：旅行の発地（出発地）ではなく、着地（到着地）が有する観光資源の情報や受け入れ側の観点から企画・立案・実施される観光形態のこと。

⁶ 催行率：着地型観光において、実際に催行された事業数を募集を行った全体事業数で除算した数値（最少催行人員に満たなかった事業は実施されず）。

⁷ 6 次産業化：1 次産業としての農林業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業の融合を図り、農林産物等に新たな付加価値を生み出すしくみ。

⁸ 農商工連携：農林業者と商工業者が互いの「技術」「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品の開発やサービスの提供、販路の拡大に取り組むこと。

⁹ 人・農地プラン：集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域の話し合いによって、今後の中心となる経営体や農地の集積の方法など、地域農業のあり方を計画すること。

できていないのが現状です。また、森林の公益的機能の回復では、間伐等を促進し、森林の持つ多面的機能の増進などを行いました。

このようななか、地域の活力を創出するためには、地域の魅力や資源を最大限に活用して経済効果を上げる必要があります。このため、今後は、対外的な情報発信に加え、観光客の受け入れ態勢の整備や、町中や周辺観光地への誘導、観光と農林業の相互連携や地域の物産などを組み合わせた取り組みが必要です。関係団体や事業者など民間活力の向上をさらに促し、いわば本市そのものが「伊賀ブランド」として認知されることにより、交流人口の増大や新規定住者の増加など、社会増につなげていく必要があります。

《医療・介護・福祉》

本市では、健康づくりに関する知識の普及のため、出前講座(健康教育)や健康相談、訪問指導等により、情報提供や適切な指導・助言を積極的に行っています。また、健康づくり推進員(健康の駅長)を委嘱し、身近な地域での健康づくり活動の展開を図ってきたところです。今後、一人ひとりの健康意識を高めるために、各住民自治協議会や関係団体・企業などの健康づくり事業を充実しつつ、各種健(検)診を受診することやかかりつけ医を持つことが疾病の早期発見、早期治療につながることを啓発するとともに、健(検)診が受けやすい環境整備を積極的に行う必要があります。

地域医療については、高齢化が進むなかで、ますます医療ニーズの増加が見込まれます。上野総合市民病院では、診療体制の充実を図るため、引き続き医師や看護師の確保に努めてきました。その結果、病棟をすべて稼働させ入院診療体制の充実を図るとともに、稼働率が向上したことで経営面でも一定の改善につながっています。一方、2015(平成27)年1月には「伊賀地域の医療のあり方に関する懇話会」において、伊賀地域3病院の特徴を活かし、機能分化・病院間の連携を進めることが確認されました。今後、2025(平成37)年を視野に入れた救急医療を含む急性期、回復期、慢性期医療の機能分化と病病連携¹⁰・病診連携¹¹を進めていく必要があります。また、今後の地域医療の充実には、在宅医療、介護や福祉との連携が必要不可欠であるため、地域包括ケアシステムの構築に向けた多職種連携の取り組みが求められています。

《子育て》

本市においても、人口減少の抑制に大きな役割を担う子育て支援の環境づくりは急務です。これまで、子育て世代に対する経済的な負担軽減、人的な支援、見守り支援、相談支援などを実施してきました。また、2015(平成27)年9月からは、伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略を前倒しした第3子以降の保育料の無料化や子ども医療費助成の充実(中学卒業まで拡大)を市単独事業としてスタートし、2016(平成28)年度には、結婚サポート事業、子育て相談広場事業(にんにんパーク)、利用者支援事業、乳幼児期の予防接種助成事業、放課後児童クラブ設置拡大などを実施してきたところです。一方、地域での見守りに対する支援や、子育てに悩む

¹⁰ 病病連携：病院どうしが連携して医療を提供する体制のこと。

¹¹ 病診連携：病院と診療所が連携して医療を提供する体制のこと。

保護者への相談・支援はもちろん、児童虐待やDV被害者等への支援、ひとり親家庭の自立支援など、子どもを取り巻く貧困につながる課題への対応も求められています。

今後は、子育て包括支援センター、こども発達支援センター、保健センターを中心に、子育てに関するニーズを的確に把握し、適切な情報発信を含め、きめ細やかな支援を行います。さらに、子育てと仕事の両立も含め、子育てしやすい環境づくりを行政の責務として着実に実施することによって、「伊賀市は子育てしやすいまち」だと実感してもらうため、切れ目のない子育て支援を十分に認識した施策の展開が重要です。

《防災・災害対策》

2011（平成 23）年に発生した東日本大震災により、市民の大規模災害への危機意識がより高まりつつあるなか、今後は南海トラフ¹²地震の発生が危惧されるほか、近年は台風の巨大化や集中豪雨が頻繁に発生する傾向にあります。

本市では、2015（平成 27）年に伊賀市地域防災計画（震災対策編）の見直しを行い、被害想定に基づいた体制の整備や備蓄品の見直しを行いました。また、2011（平成 23）年から災害時要援護者台帳の整備を行っており、この台帳を災害対策基本法の改正に基づく避難行動要支援者名簿と位置づけ、地域での防災・減災対策として共助の体制づくりを推進しました。さらに、災害時における情報の収集、被害の報告、市民への情報伝達を迅速・確実に行えるよう、孤立地区を想定して情報通信手段の整備を行い、伝達体制づくりの強化を図りました。

こうしたなか、異常気象と言われるような甚大な被害をもたらす自然災害に対応できるよう、「自助」「共助」「公助」の取り組みをより強化し、日頃から減災をめざした災害に強いまちづくりを行う必要があります。

《生活環境》

自然を守り、自然と調和したまちづくりについては、「環境保全意識の高揚・啓発」「地球温暖化防止に向けた取り組みの推進」「不法投棄をさせない、されない体制づくり」の3つを目標に掲げ、諸施策に取り組んできました。今後も、河川環境基準の100%達成とその水質の維持、伊賀市地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス¹³の削減、及び市民と行政との協働による不法投棄の防止・啓発を行うことが必要です。

廃棄物の収集・処理対策としては、容器包装プラスチック（資源ごみ）の収集回数を月2回から週1回に増やし、新たに粗大ごみ戸別収集（一般）と小型家電リサイクル法にかかる拠点収集を実施してきました。今後は、さらなるごみの減量及び資源のリサイクルを推進するため、広報紙や出前講座により4R¹⁴の推進に取り組むことが求められます。一方、さくらリサイクルセン

¹² 南海トラフ：四国の南方海底にある深い溝（トラフ）のこと。東海、東南海、南海の3地震が連動して起こる巨大地震の発生が懸念されている。

¹³ 温室効果ガス：太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つ大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスのこと。

¹⁴ 4R：「Refuse（リフューズ）要らないものは断り、ごみを発生させない」、「Reduce（リデュース）ごみにならないように工夫して減らす」、「Reuse（リユース）繰り返し使う、修理・修繕して使う」、「Recycle（リサイクル）もう一度資源として使う」の4つの頭文字をとったもの。

ターごみ固形燃料（RDF）化施設の稼働期限が2020（平成32）年度末となっており、現在の施設の老朽化による維持管理コストも上昇していることから、伊賀南部地域（名張市、伊賀市青山地区）との広域化処理によるごみ処理施設建設に向けて取り組んでいく必要があります。

水道事業については、老朽管更新や給水区域拡大のための配水管新設、浄水設備更新など、耐震化も合わせた整備を図ってきました。今後、人口減少と節水意識の向上による水需要の減少が予想され、将来に向け安定した水道水の供給と持続的な事業運営が求められます。生活排水処理施設の整備については、農業集落排水事業（神戸地区、花垣地区、依那古地区）の整備を進めた結果、生活排水処理施設整備率は2016（平成28）年度目標値である76.0%を2014（平成26）年度末に達成しました。伊賀市生活排水処理施設整備計画に基づき、今後は下水道の全体計画を策定し、公共下水道事業の着手につなげる必要があります。さらに、上下水道部として組織統合することで下水道事業と水道事業の組織統合を実施することで経営コストを削減し、施設の維持・更新にかかる資産管理（アセットマネジメント¹⁵）手法の導入を図るとともに、上下水道窓口等の一本化により市民サービスの向上を図ります。

一方、市のし尿処理施設（浄化センター）については現在の老朽化した施設を青山地区を含め統合整備することとなりました。2020（平成32）年4月からの操業開始を予定しています。

《地域産業・雇用》

観光振興では、観光客の増加や物産販売を活発にするため、首都圏をはじめとした都市部での情報発信などを積極的に行っており、また、海外での忍者人気と相まって外国人観光客が増加しています。また、中心市街地では歴史や文化に培われた城下町の魅力を再認識するための取り組みや、空き店舗などの活用支援事業を実施しています。地域産業の取り組みでは、高付加価値型産業形成をめざし、研究開発機関の集積や、商工関係団体や金融機関・大学と連携したモノづくりや新たなサービスの創出につながるしくみづくりが進められており、伊賀流逸品を推奨する伊賀ブランド推進協議会が設立され、伊賀ブランド「IGAMONO」として67品が認定されました。雇用の促進では、職業相談や就労支援体制の充実や就業機会の確保に努め、雇用の拡大を促進しています。

今後は、これらの強みを最大限に活用し、市内の観光客の受け入れ態勢の整備や、農商工連携¹⁶、物産振興などをさらに進め、持続可能な地域産業振興のため、生業として自立できるよう関係機関が一体となった支援を進める必要があります。また、若者の地元雇用やUJIターン¹⁷など就業支援体制を強化するとともに、就業機会確保のため一定規模のまとまった産業用地の確保などを進める必要があります。

¹⁵ **アセットマネジメント**：計画的に施設の整備や維持・管理を行うことで寿命を延ばしたり、利活用や統廃合などで無駄をなくし、効率的かつ効果的に管理すること。

¹⁶ **農商工連携**：農林業者と商工業者が互いの「技術」「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品の開発やサービスの提供、販路の拡大に取り組むこと。

¹⁷ **UJIターン**：Uターン＝地方から都市部へ移住した人が再び地方の生まれ故郷に戻ること、Jターン＝地方から都市部へ移住した人が生まれ故郷の近くの都市に戻り定住すること、Iターン＝出身地とは別の地方に移り住むこと、を合わせた総称。

《生活基盤》

効率的で持続可能な都市構造をめざして、全市統一した土地利用制度の導入を基本とした制度設計を進めてきました。今後は、都市計画法の区域区分制度に替わって、本市の地域事情に適した多核連携型の都市構成をめざし制定を予定している「(仮称)伊賀市の適正な土地利用に関する条例」で措置できるよう、国・県との協議の促進に努めるとともに、さらに市民周知を進める必要があります。

公園施設については、定期的に巡視、点検を行い、事故防止に努めてきました。今後も安心して公園施設を利用できるよう管理に努める必要があります。

伊賀らしい魅力ある景観を守り、活かす取り組みについては、景観計画、伊賀市ふるさと風景づくり助成金制度を活用しながら、町並みの保存、修景を進めてきました。今後も、景観計画に基づき、景観まちづくりを推進する必要があります。

地震発生時の倒壊の危険性を少なくするため、木造住宅の耐震改修を促してきました。今後はさらに、伊賀市耐震改修促進計画に基づく自発的な耐震化を促していく必要があります。また、多くの市営住宅では老朽化が進んでいるため、伊賀市公営住宅等長寿命化計画に基づく、今後の建替・改善事業につなげる必要があります。

《交通》

市内幹線道路・生活道路の整備では、社会資本整備総合交付金を活用して、ゆめが丘摺見線や西明寺緑ヶ丘線・伊勢路とがの奥鹿野線などの幹線道路の整備を進め、地域交流や産業の活性化を図ってきました。また、市が管理する1,710橋の橋梁については、今後20年以内に建設後50年を経過するものが全体の75%にのぼることから、順次、点検・修繕等の保全対策を行い長寿命化を図っています。今後も、引き続き効率的な舗装修繕や橋梁修繕を実施するとともに、幹線道路や生活道路の整備を行い、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保する必要があります。

バスや鉄道などの地域公共交通については、少子化による人口減少や自家用車への依存による利用者の減少が続いていることから、公共交通の維持存続に向けてバス路線の見直しや鉄道の利便性向上、利用促進活動などを行ってきました。しかし、公共交通を取り巻く環境がますます厳しくなっていることから、市全体の総合的な交通体系として地域のニーズに合った持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、新たな本市の交通計画として、2015(平成27)年8月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく伊賀市地域公共交通網形成計画を策定し、同計画に基づく施策を推進しています。中でも、本市が運行を委託する廃止代替バス¹⁸や行政サービス巡回車などは、利用者ニーズを踏まえた運行改善等に引き続き取り組む必要があります。一方、伊賀線の活性化及び再生、関西本線の近代化整備などは、将来の本市のまちづくりに欠かせないインフラとして、市民や自治組織、企業、各種団体等がそれぞれの役割を認識し、維持存続や利用促進に向けて、連携した取り組みをさらに進めていく必要があります。

¹⁸ **廃止代替バス**：路線バス等の公共交通機関が廃止された場合、その代替として自治体(市町村)等がバス事業者に替わって路線維持を図るため運行するバスのこと。

《人権・男女共同参画》

あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくりについては、本市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例により、伊賀市人権施策総合計画を策定し、部落差別をはじめさまざまな人権課題の解決に取り組んでいます。また、2016（平成28）年度からは、多様性を尊重するまちづくりとして、性的マイノリティ¹⁹へのパートナーシップ宣誓にかかる制度を開始しました。市民一人ひとりの意識の向上に努めていますが、依然として、差別事象が発生しているのが現状です。社会の中で差別をなくし、互いの人権が尊重されるまちづくりを進めるため、今後も継続して企業や地域の住民自治協議会等を通じた研修会参加の促進、啓発の手法の見直し等により、若者から高齢者までの幅広い年齢層への啓発が必要です。

女性がより一層活躍できる男女共同参画のまちづくりに関しては、2006（平成18）年度から伊賀市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいますが、固定的性別役割分担意識の解消が不十分であることや女性を取り巻く状況からの制約により、女性が参加することへの周囲の理解や女性の積極性が十分であるとは言えず、審議会や地域活動における意思決定機関への女性の登用率は伸び悩んでいます。こうしたなか、女性が職業生活等で力を発揮できるよう、仕事と家庭生活等を両立するための支援が不可欠です。また、施策、方針決定の場では、男性優遇観が根深く残っており、理解促進のための講座開催等を通じて女性のエンパワメント²⁰や女性の参画を受け入れる環境づくりが必要です。

《教育》

2015（平成27）年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正施行され、市長と教育委員会の連携による「総合教育会議」の設置と全市的に取り組む教育の方針として伊賀市教育大綱を策定しました。

2016（平成28）年度の全国学力・学習状況調査においては、昨年度より改善がみられました。これは、指導方法の改善や教職員の資質向上に向けた取り組みの成果と考えられることから、今後も、家庭、地域とも連携しながら、児童・生徒の確かな学力の定着に向けた取り組みが求められます。

学校環境では、校区再編により、複式学級の解消に向け取り組んでいます。また、施設整備では、2016（平成28）年度中に、小中学校の校舎及び屋内運動場の構造的な耐震化工事をすべて完了するほか、普通教室の空調整備校は80%に達する見込みです。今後も、新しい小学校給食センターの建設を進めるなど、学校規模の適正化や、安全・安心で快適な学校環境の整備が必要です。

地域の持続的発展のためには、主体的に、かつ連携意識を持って社会の形成に参加する人材を育むことが大切です。このためには、子どもの頃からの郷土教育や主権者教育、社会人となって

¹⁹ 性的マイノリティ（少数者）：性的少数派。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーや性同一性障がいの人などを指す。

²⁰ エンパワメント：一人ひとりがその人らしく活動するなかで、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身に付けること。

からも互助・共助の姿勢や地域づくりを学ぶ生涯学習機会の充実や、多年代が交流できる新しい図書館の整備が必要です。

《文化・地域づくり》

外国人住民の定住化が進むなか、外国人住民が地域の一員として参画できるよう、相談体制の充実を図り、多文化理解講座やサポーターの養成などを行いました。2016（平成 28）年度には交流や情報発信の拠点となる「伊賀市多文化共生センター」を設置しています。

文化・芸術意識の高揚については、参加者や多くの市民が楽しく交流でき、担い手の育成につながる文化振興事業となるよう、市民美術展覧会や市民文化祭を開催しました。文化活動の裾野の拡大に一定の成果がありましたが、活動参加者に世代や地域の隔たりがあることなどから、今後は実施方法の改善に取り組む必要があります。

芭蕉翁を核とした地域づくりの継承については、松尾芭蕉生誕地として、過去から連綿と続けられてきた顕彰の取り組みを絶やすことなく、継承する取り組みを進めています。今後も、生誕地としての認知や顕彰への取り組みに対する情報発信をさらに進める必要があります。

スポーツの振興については、多様なニーズに応えるため、各種スポーツ大会の充実、スポーツ推進委員による地域スポーツ活動などを通して市民が参加しやすい体制を整える必要があります。また、市内に複数あるスポーツ施設については、伊賀市公共施設最適化計画に基づき、機能分類ごとに今後のあり方を引き続き検討する必要があります。

地域活動や市民活動が活発なまちづくりについては、住民自治協議会の活動が地域の創意・工夫により活性化するために、財政的な支援として交付している地域包括交付金の改正を行いました。自治センター化の体制づくりに向けては、地域の活性化を進めるために住民自治協議会が主体的に活動することや住民自治協議会の必要性などを理解できるような取り組みに加え、具体的な検討を進める必要があります。

《計画の推進》

市政への市民参加のしくみについては、伊賀市自治基本条例に基づく多様な主体の参画の推進や広聴広報機能の充実に取り組み、「行財政改革」のしくみについては、伊賀市公共施設最適化計画の実行を担保するための実行計画を策定したほか、補助金の適正化などに取り組みました。また、伊賀市行政総合マネジメントサイクル²¹を 2014（平成 26）年度に見直し、行政評価、行政経営協議や行政経営方針策定などによるマネジメント体制を確立しましたが、K P I²²（重要業績評価指標）の設定がなかったことで、単年度の進捗が図れなかったことが課題として挙げられます。このことについては、第 1 次再生計画の最終年度にあたる 2016（平成 28）年度に可能な限り K P I を設定し、次期計画ではすべての施策に K P I を設定するべく進めています。

²¹ **マネジメントサイクル**：事業を効果的に管理するための段階。主なものの一つとして P D C A サイクルがある。

²² **K P I**（重要業績評価指標）：Key Performance Indicator の略で、一般に目標の達成度を評価するためにキーとなる重要な業績評価指標のこと。

今後は、限られた資源（財源や職員、耐用年数の迫った施設など）で行政サービスを維持していきながら、少子化対策、定住促進などの新たな行政需要に対する取り組みも必要です。そのためにも、市全体で危機感を共有しながらさらなる行財政改革を推進し、本市の身の丈に合った行政サービスを提供することで、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

2. 社会経済情勢や住民意識の変化

【世の中の移り変わり】

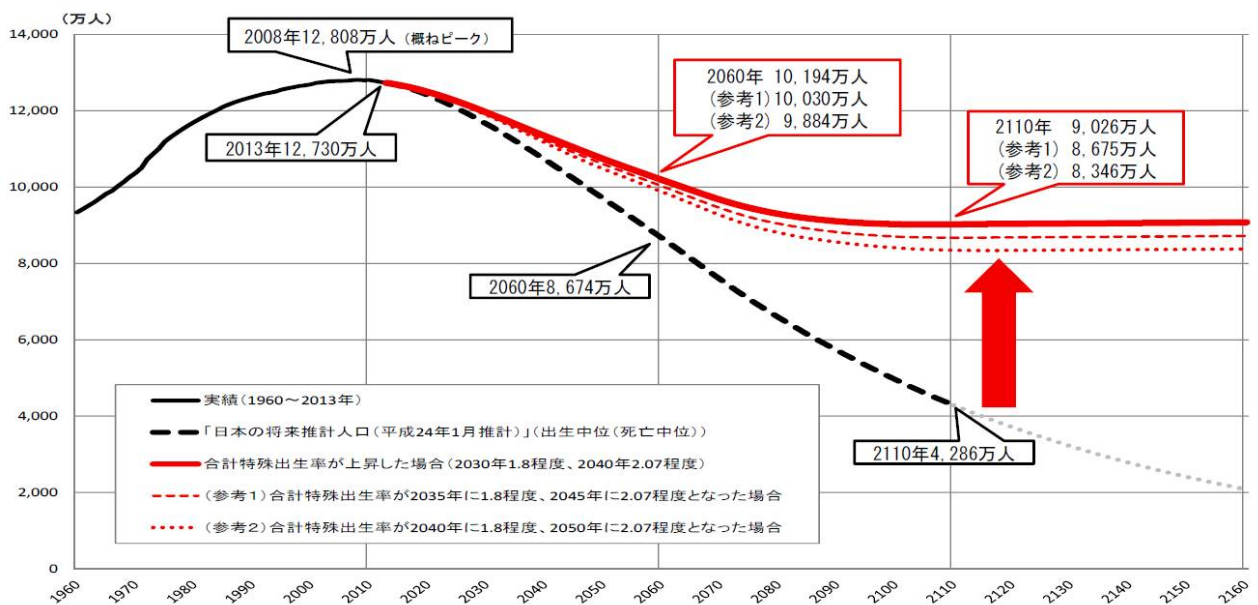
(1) 第1次再生計画策定以降の社会的な変化

- 第1次再生計画の計画期間の間、社会経済情勢はある程度持ち直したものの、日本全体が本格的な少子高齢化、人口減少局面にさしかかっており、人口問題が社会経済に及ぼす悪影響が今後本格化することが懸念。
- 本市においても、2015（平成27）年に行われた国勢調査では、これまでの将来推計値を上回るスピードで人口減少が進展しており、持続可能な地域社会の形成に向け待ったなしの状況。

①人口の推移

わが国の総人口は、2008（平成20）年頃から減少に入ったと言われますが、2015（平成27）年10月の国勢調査はそれを裏付ける結果となりました。2014（平成26）年12月に発表された国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」においても、今後、人口減少が加速度的に進むことが予想されています。

図 国の長期ビジョンにおける将来の人口推計



(注1)実績は、総務省統計局「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位(死亡中位)の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

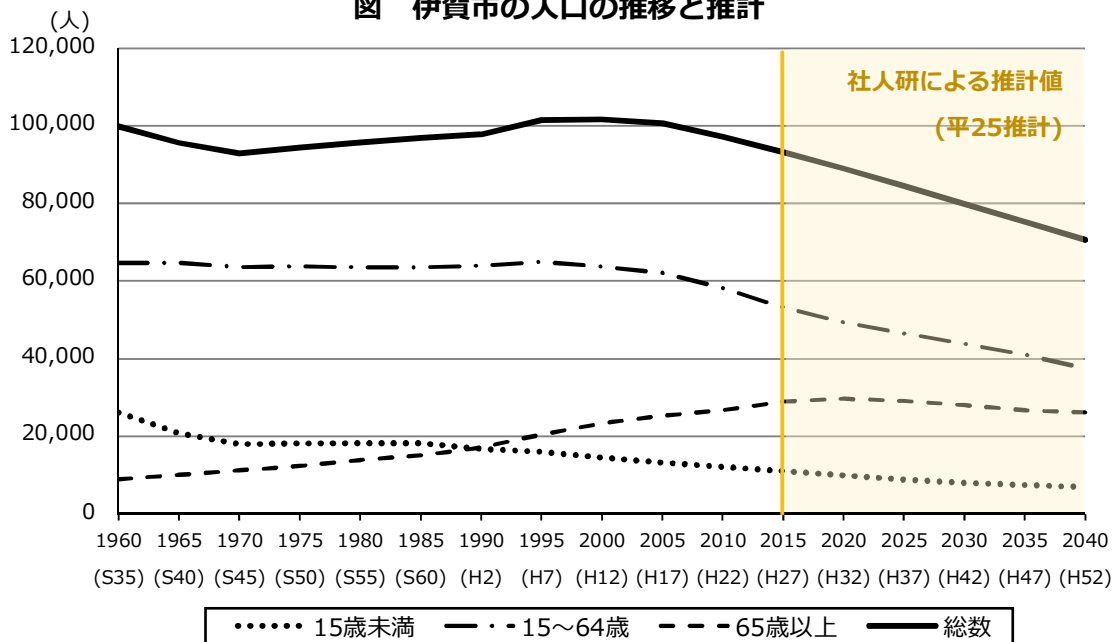
(注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

資料：「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」

※実績値は総務省「国勢調査報告」等、推計値は社人研「日本の将来推計人口(平成24年)」

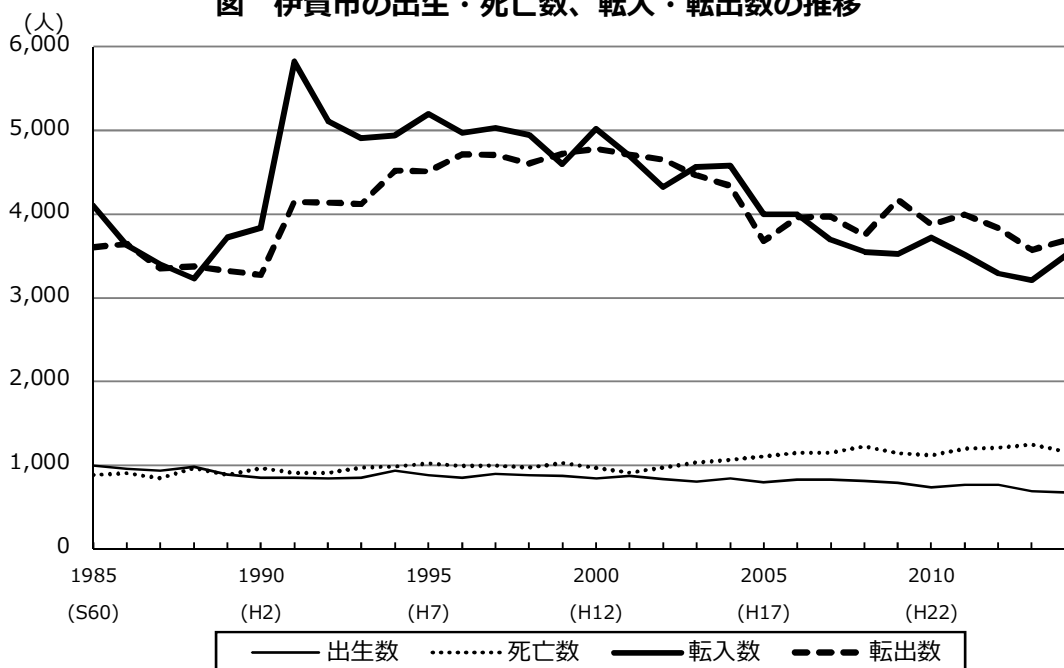
本市では、2000（平成12）年の101,527人をピークに減少し始めた人口は、2010（平成22）年に10万人を下回ると、直近の5年間では予想を大きく超える減少幅となり、加速度的に人口減少が進んでいる状況にあります。この5年間の人口動態をみると、死亡数の増加と出生数の減少により人口の自然減少数が大きくなるとともに、転出数が横ばいである一方で転入数が減少を続けることによって人口の社会減少数が大きくなっており、その両方の要素で人口減少が加速していることがわかります。特に、出生数と密接に関係する若年女性（20～39歳）の人口数の減少が深刻であり、中高生アンケートにおいても、「伊賀市内で就職したくない」割合が全体よりも高く30%近くに及んでいます。

図 伊賀市の人口の推移と推計



資料：実績値は総務省「国勢調査報告」、推計値は社人研「日本の将来推計人口」

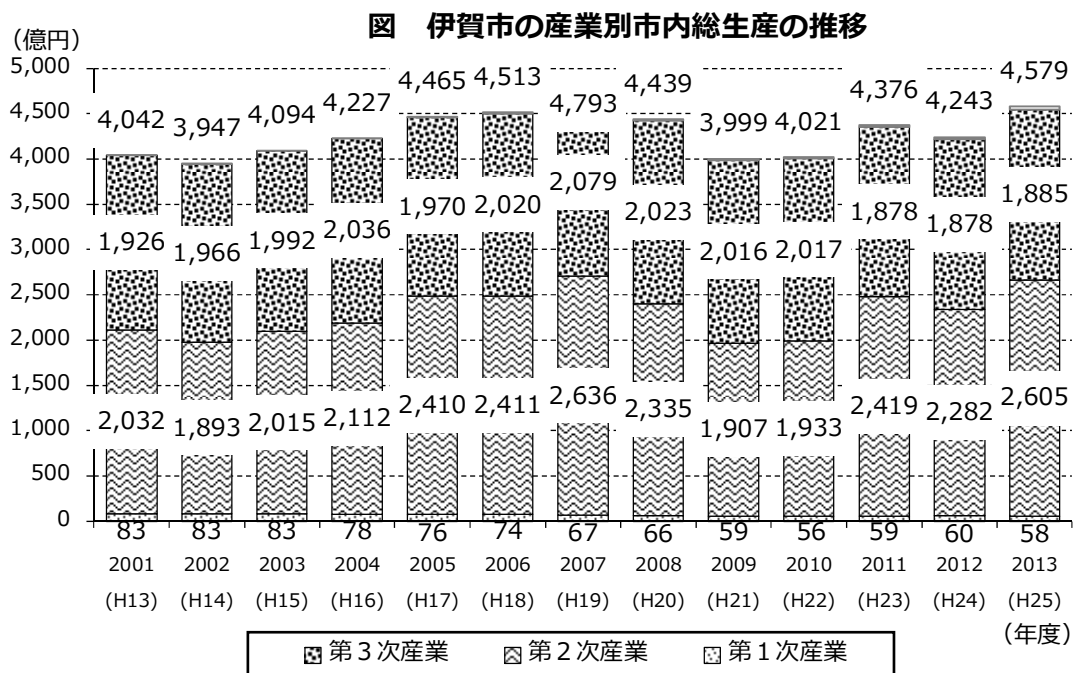
図 伊賀市の出生・死亡数、転入・転出数の推移



資料：三重県統計課「月別人口調査」

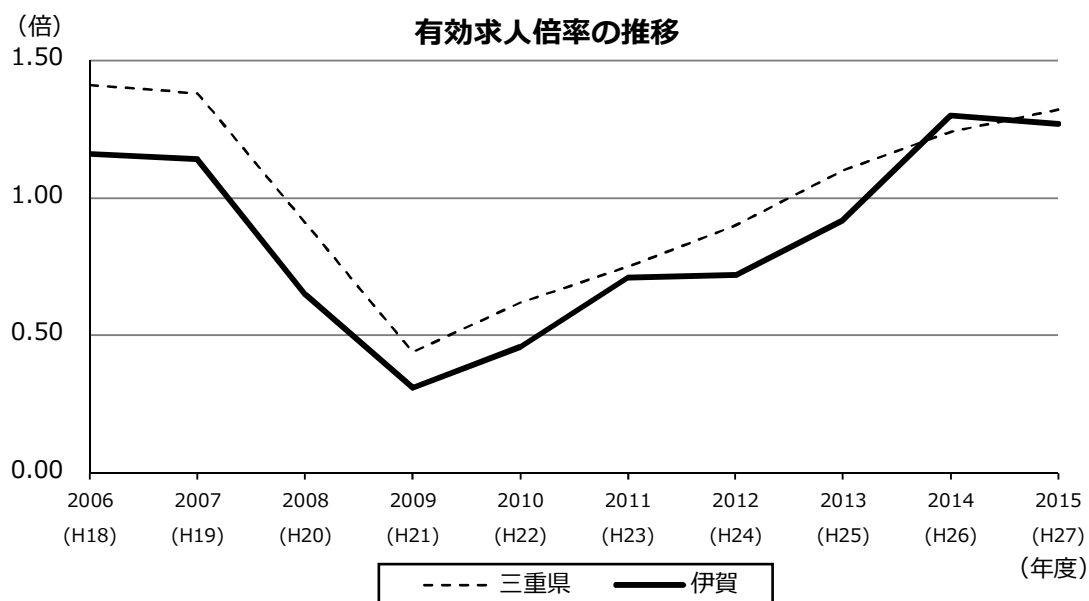
②市内産業と雇用の推移

リーマンショック²³後の2008（平成20）年から2009（平成21）年にかけて大きく減少した第2次産業の市内総生産は、その後回復傾向にあります。また、雇用情勢も改善し、2014（平成26）年度以降、伊賀管内（ハローワーク伊賀管内）における有効求人倍率は1を上回っています。しかし、伊賀管内の新規求人数は、2014（平成26）年から2015（平成27）年にかけて減少がみられ、これを産業別にみると、製造業が増えている反面、卸・小売業やサービス業などの第3次産業は減少しており、こういった点も、若年女性の減少に拍車をかけていることがうかがえます。



資料：三重県統計課「三重県の市町民経済計算」

図 伊賀公共職業安定所管内（伊賀市、名張市）における

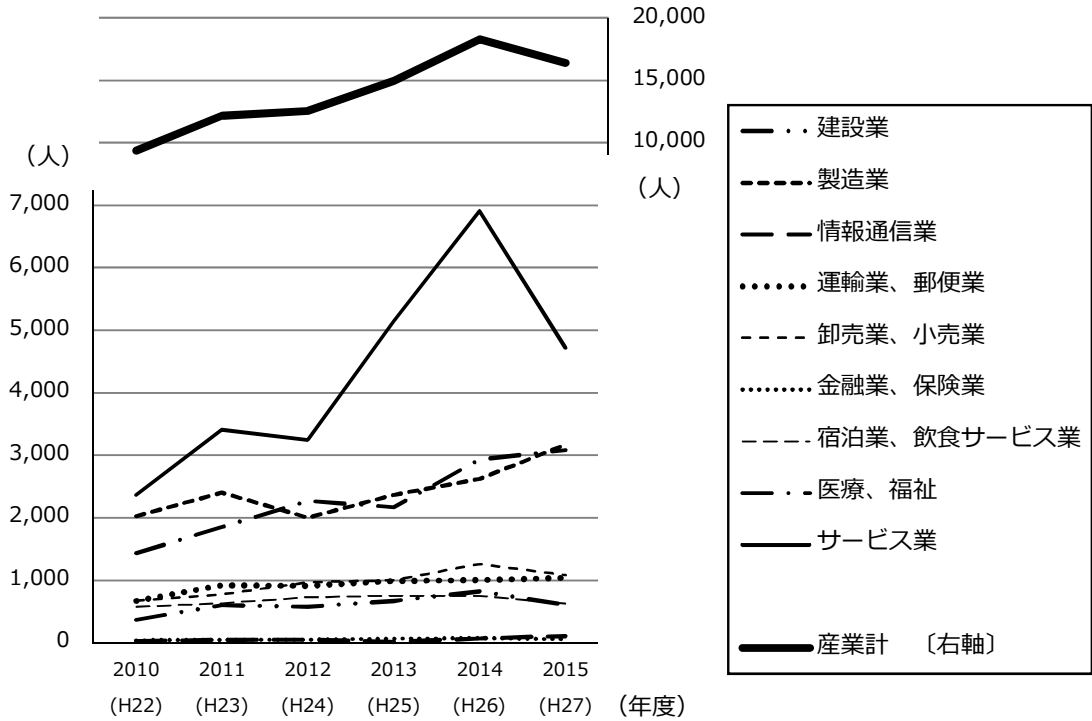


資料：三重労働局「労働市場月報」

²³ リーマンショック：2008（平成20）年9月15日にアメリカ合衆国の投資銀行であったリーマン・ブラザーズの経営が破綻したのをきっかけに引き起こされた国際的な金融危機のこと。

図 伊賀公共職業安定所管内（伊賀市、名張市）における

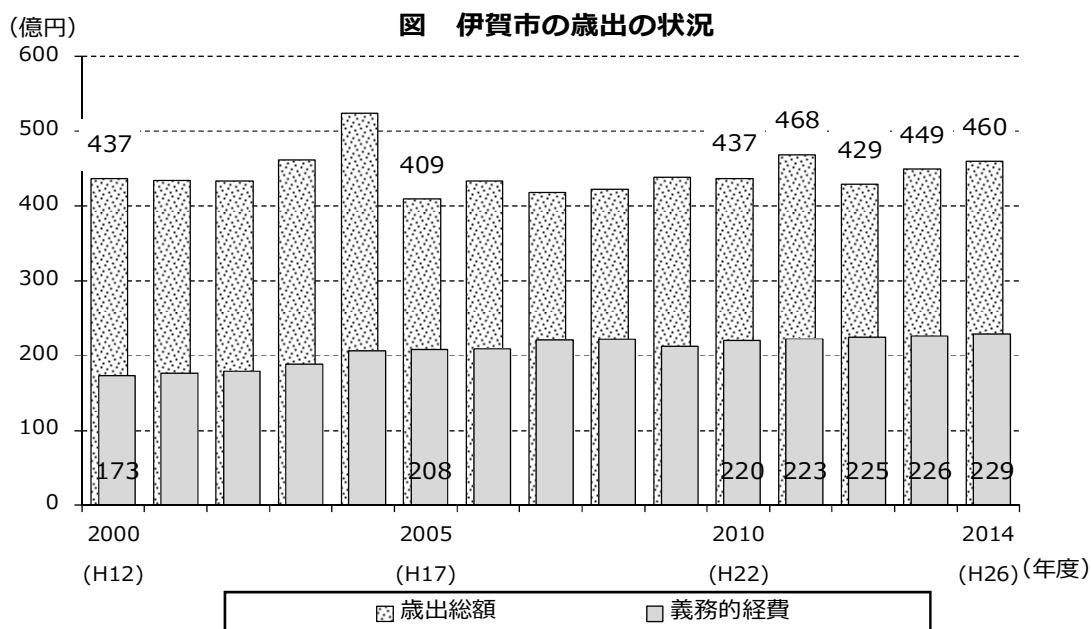
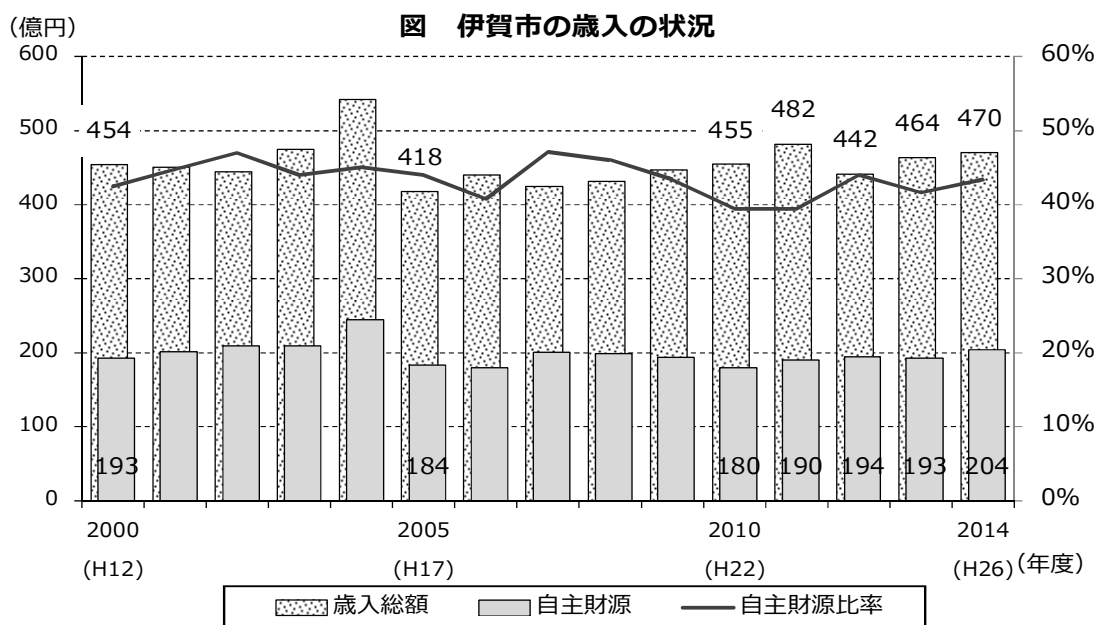
産業別新規求人数の推移



資料：三重労働局「労働市場月報」

③市の財政状況の推移

2010（平成 22）年度から 2011（平成 23）年度にかけて 40%を下回った自主財源比率²⁴はその後持ち直し、自主財源額も増加傾向にあります。しかし、主要な財政指標をみると、経常収支比率²⁵や公債費比率²⁶が非常に高い状態で推移しており、財政の硬直化が懸念されます。これは、義務的経費と呼ばれるものの中で、人件費の減少を上回って社会保障費や公債費（市の借金の返済費）が増加していることによるものであり、急には改善することが難しい状況だと言えます。



資料：総務省「地方財政状況調査」

²⁴ **自主財源比率**：財源全体に占める自主財源の比率。自主財源は市町村税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入からなる。

²⁵ **経常収支比率**：人件費や扶助費、公債費など縮減することが容易でない経費（義務的経費）に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたもの。財政構造の弾力性を測定する指標であり、低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。

²⁶ (実質)**公債費比率**：一般財源の規模に対する公債費（借金返済額）の割合。通常、3年間の平均値を使用し、18%以上だと、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要となり、25%以上だと借金を制限される。

27
図 伊賀市の財政力指数の推移

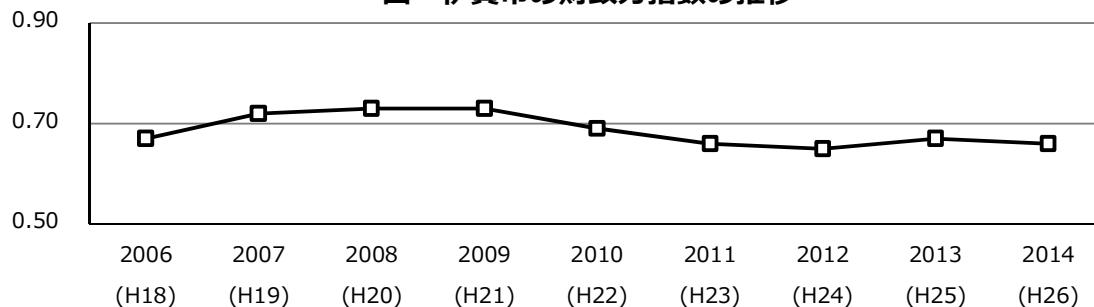


図 伊賀市の経常収支比率の推移

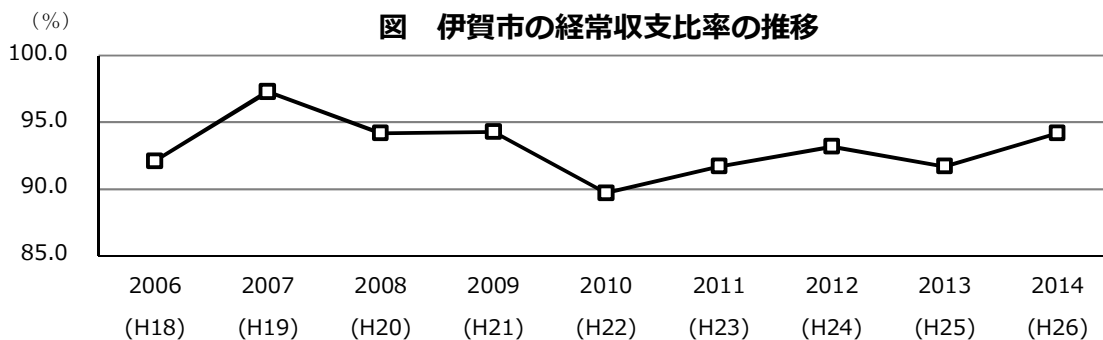
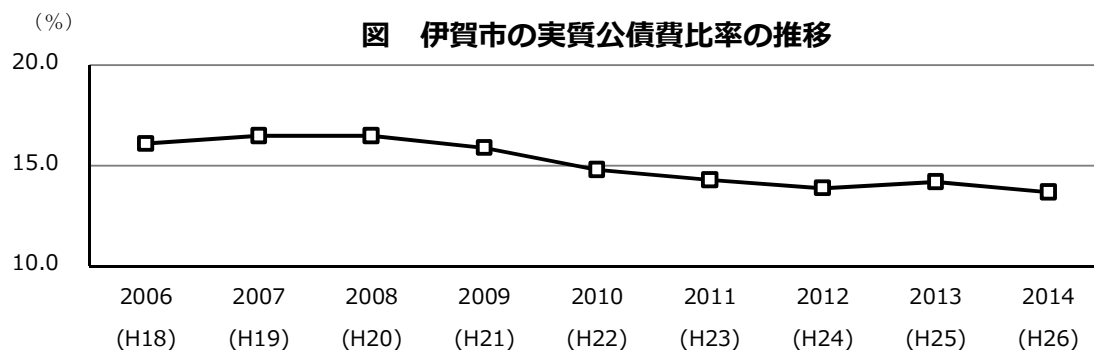


図 伊賀市の実質公債費比率の推移



資料：三重県市町行財政課「財政状況資料集」

27 **財政力指数**：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言える。

(2) 住民意識の変化

- 自分らしい生き方、QOL (Quality Of Life)²⁸、健康年齢、社会とのつながりといった、経済的な豊かさだけではない、新たな価値観による豊かさを追い求める気運が高まっている。

① まちづくりアンケートにおける必要度・満足度の変化

伊賀市まちづくりアンケートの2013（平成25）年度から2015（平成27）年度までの変化をみると、政策に対する満足度については、相対的に高い「医療、介護、福祉」や「防災、安全」にかかわる政策の満足度がさらに上昇しており、取り組みに対する一定の評価が得られている一方で、相対的に低い「地域産業、雇用」に対する政策の満足度はあまり変化がなく、市民レベルで経済、雇用情勢の改善が実感されていないものと考えられます。

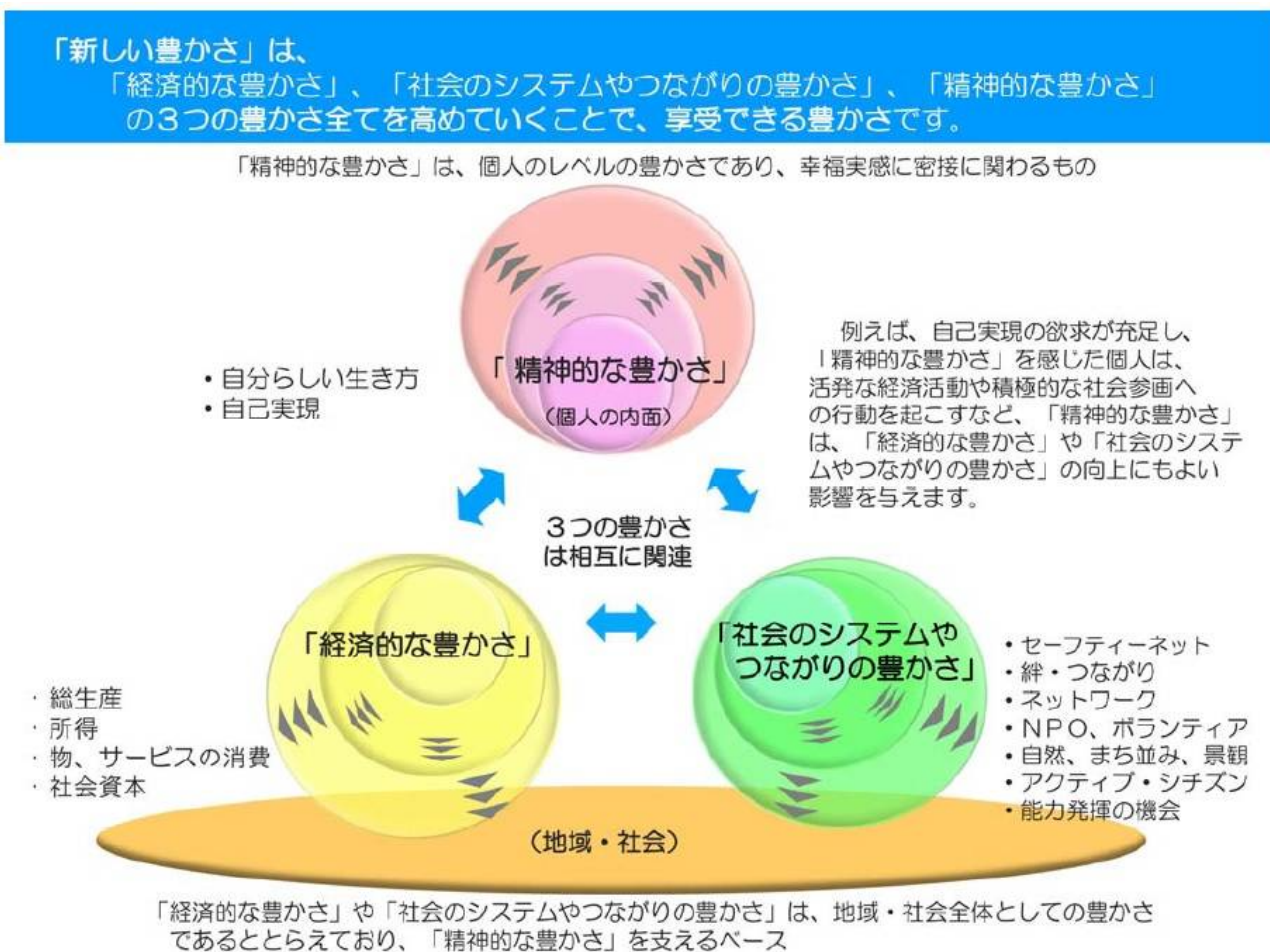
政策の重要度については、中位に位置する「文化、スポーツ、生涯学習」や「多文化共生、人権」などの重要度が上昇し、市民の関心の高まりがうかがえます。

²⁸ QOL : Quality of Life の略で生活の質の意味。どれだけ人間らしい生活を送り、幸せであるかを評価する概念。

② 新たな価値観・新しい豊かさ（三重県民カビジョン）

三重県が 2015（平成 27）年度に策定した「三重県民カビジョン・第二次行動計画」では、『新しい豊かさを享受できる三重づくり』をめざしています。「新しい豊かさ」については、「経済的な豊かさ」や「精神的な豊かさ」に、「社会のシステムやつながりの豊かさ」を加えた3つの「豊かさ」を相互に高め合うことで得られるものが「新しい豊かさ」であり、人口減少や価値観の多様化が進むなかでも、地域が持続的に活性化し、県民が夢や希望を持って行動できる基盤になるとしています。

図 三重県民カビジョン・第二次行動計画の「新しい豊かさ」のイメージ



本市では、活発な自治活動、多様な市民活動が繰り広げられています。「新しい豊かさ」を得られる地域をつくるためには、そうした活動を通じて「つながり」を持つことが非常に重要であり、「経済的な豊かさ」「精神的な豊かさ」と相まって、「つながりの豊かさ」を高めていくことが求められます。

3. 第2次再生計画の策定に向けて 【求められる視点】

(1) 人口減少への対応

国は、人口減少の克服をめざし、50年後に1億人程度の人口を維持する将来展望を示す「長期ビジョン」と、2019（平成31）年度までの取り組みを示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本市においても、持続可能な地域社会の形成に向け、『来たい・住みたい・住み続けたい“伊賀”づくり』をめざした「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に取り組んでいるところです。

第2次総合計画の「基本構想」においても人口減少を危機ととらえていましたが、国全体での地方創生の取り組みを受けて、第2次再生計画においては、人口減少を単に「受け入れる」のではなく、課題を解消し、「歯止めをかける」ための視点が求められます。

(2) 時代の変化への対応

第1次再生計画の策定以降の限られた期間においても時代の変化は激しく、I o T（モノのインターネット）²⁹など技術革新による社会経済の変化だけでなく、外国人観光客の爆発的な増加や国際為替、テロリズムなどの国際政治経済の動向が、地域の社会経済にもさまざまな影響を及ぼしています。さらに、T P P（環太平洋パートナーシップ協定）³⁰やF T A（自由貿易協定）³¹による貿易自由化の波も予想されるなど、地域の社会経済を考える際にもマクロな視点が欠かせなくなっています。

本市の財政状況については、2019（平成31）年度まで合併特例債³²の借入れ事業を継続して実施することから、他市に比べて改善のペースが遅く、今後もこの傾向が続くと思われる。市税についても、今後の人口減少や高齢化の進展により、減少していくことが見込まれます。さらに、2014（平成26）年度で普通交付税の合併算定替³³の特例期間が終了し、2015（平成27）年度から2019（平成31）年度まで段階的に減額され、一般財源が大幅に減少することが懸念されることから、「ムダのない財政運営」の視点が必要です。

これらの変化に流されず、変化を好機にするためには、その情報を素早くキャッチし、地域全体で課題に対しスピード感を持って的確に対応することが必要不可欠です。そのた

²⁹ **I o T**（モノのインターネット）：Internet of Things の略で、さまざまなモノがインターネットに接続され、離れたところからそのモノとの情報のやり取りをしたり、そのモノを制御したりすること。

³⁰ **T P P**（環太平洋パートナーシップ協定）：Trans-Pacific Partnership の略で、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの12ヶ国による包括的な経済連携協定のこと。関税の撤廃のみならず、投資、政府調達、知的財産などの共通ルールを定めるもの。

³¹ **F T A**（自由貿易協定）：Free Trade Agreement の略で、2ヶ国以上の国や地域が、関税や貿易制限などの措置を撤廃・削減するなどの自由貿易を行うために交わす取り決め。

³² **合併特例債**：市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、合併年度とこれに続く10ヶ年度に限り、特例的に起債できる地方債。事業費の95%に充当でき、国が返済の70%を交付税措置により負担するもの。

³³ **合併算定替**：合併後の市町村に交付する普通交付税の額が、合併前の市町村が存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定される特例措置。

めにも地域の各主体との連携を強化し、地域力をさらに向上させていく必要があります。

(3) 「伊賀らしさ」の追求

人口減少が加速し、経済のグローバル化³⁴が進む一方で、大規模災害の発生などの社会不安とも相まって、家族や地域との絆、自分らしい生き方を追い求める人が増えています。それとともに、地域社会にも「つながり」や「らしさ」が求められるようになっており、また、地方創生においても、地域資源を活かすことで地域を持続的に活性化することが重視されています。

つまり、市民が自分らしい生き方を実現でき、地域社会のつながりの中で、住み続けたいと思えるまちをめざすうえでは、「古くからの伝統に培われた個性的な文化」、「市民の誇りである豊かな自然、それと共生する農林業」、「地域をつくる市民の力」を本市の特色、良さ、強みととらえ、これを「伊賀らしさ」として追求していく視点が求められると言えます。

³⁴ **グローバル化**：国境などを越えて、地球規模で社会的あるいは経済的な影響が及び、変化が引き起こされること。

Ⅱ 基本的な考え方

第1章 計画のテーマ

(1) ガバナンスの確立

伊賀市自治基本条例に基づく「市民」・「地域」との協働による分権型まちづくりの推進

第1次再生計画では、基本構想に掲げる将来像を実現するための第一歩として、市政再生をテーマとした行政のマネジメント機能の確立に取り組んできました。

しかし、本市が掲げる将来像を実現するためには、行政による取り組みだけではなく、多様な主体が、当事者意識を持って、目標を共有し、協働することで、地域を育む取り組みを継続的に行っていくこと（ガバナンス³⁵）が重要です。

このため、第2次再生計画では、伊賀市自治基本条例に掲げる補完性の原則³⁶に基づき、各主体に期待される役割を明らかにしていきます。

まちづくりの基本原則【伊賀市自治基本条例第4条】

- ◆ 市民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を持っています。
- ◆ 市民は、まちづくりに参加する権利を持っています。
- ◆ まちづくりは、情報公開と市民参加によりつくられた計画に基づきます。
- ◆ まちづくりは、まず市民が自ら行い、地域や市が補完します。
- ◆ まちづくりは、市民や市など各主体が協働して行うように努めます。
- ◆ まちづくりの実施後は、その結果について評価を行います。

(2) 「市政再生」の深化・進展

スピード感と市民目線により、市民の期待に応える行政

第1次再生計画においては「伊賀市政再生のための指針」に基づき、「ムダのない財政運営」と「市民目線・市民感覚による市政」を基軸に、分権型のまちづくりに向けた市政の再生を進めてきました。

第2次再生計画では、こうした再生への取り組みについて、市政のマネジメント機能を深化・進展させながら、スピード感と市民目線を持って引き続き取り組んでいきます。具体的には、ムダのない財政運営へのさらなる取り組み、伊賀市行政総合マネジメントシステムの強化（外部評価の本格導入、システムの不断の見直し）と、伊賀市公共施設最適化計画に基づく公共施設の維持・管理・活用を推進します。

³⁵ **ガバナンス**：Governance。協治の意。ガバメントが法的拘束力のある統治システムであるのに対し、ガバナンスはその組織、社会のメンバーが主体的に関与する意思決定や合意形成のシステムを指す。

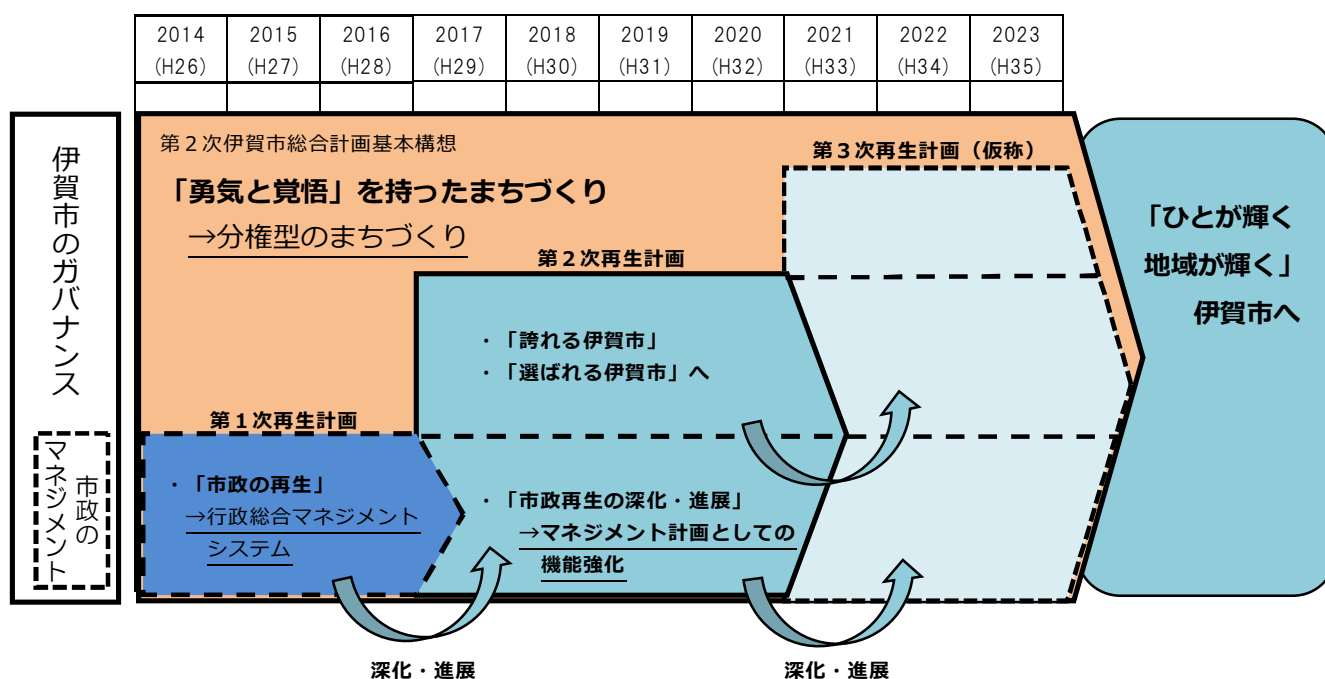
³⁶ **補完性の原則**：意思決定や自治などについては家族や地域などといったできる限り小さな単位で行い、そこでは不可能もしくは非効率なものを、市や県、国などのより大きな単位が補完して行うという考え方。

(3) “誇れる伊賀市”“選ばれる伊賀市”へ

「伊賀流」・「伊賀らしさ」の追求による地方創生の推進

人口減少が加速するなかで、今後ますます地域間（自治体間）競争が激化することが考えられます。「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても『来たい・住みたい・住み続けたい“伊賀”づくり』をテーマに、市内外から「選ばれる」伊賀市であり、市民が「誇れる」伊賀市であることをめざしています。

第2次再生計画では、「誇れる伊賀市」「選ばれる伊賀市」をめざして、「伊賀流」や「伊賀らしさ」にこだわったまちづくり、地域づくりを進め、地方創生へとつなげていきます。

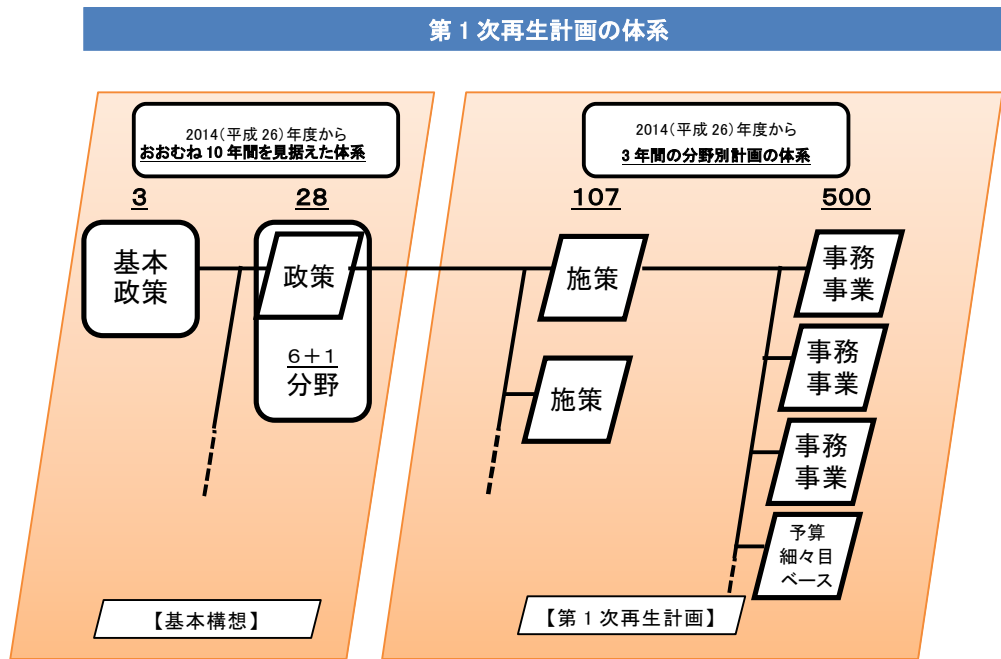


第 2 章 計画の体系

1. 計画体系の考え方

(1) 第 1 次再生計画の体系における課題

第 1 次再生計画では、基本構想に掲げる政策を実現するため、計画全体で 107 の施策を掲げ、それぞれの施策ごとに、市の予算科目に基づく事務事業³⁷を実施するとしていました。



計画を推進していくなかで、①各施策が示す取り組みの範囲（大きさ）にばらつきがある ②施策名に統一感がない ③事務事業の単位が市の予算科目であり、市民にとって理解しにくい などの要因により、結果として、①市民の関心が低い ②計画が理解されにくい ③市民と行政の役割分担が不明確 などの課題が挙げられました。

また、進行管理（P D C A サイクル³⁸）の面では、①策定後の実効性が伴っていない ②目標指標の基準が統一されていないためわかりづらい といった点が課題とされました。

(2) 第 2 次再生計画の体系と項目の考え方

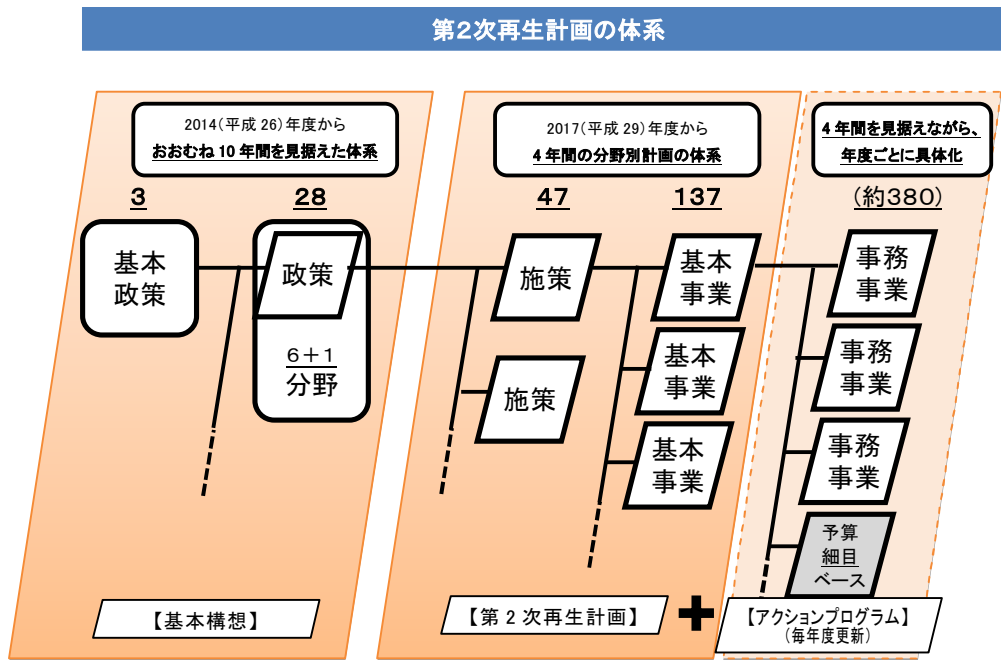
(1) で挙げられた課題や、Ⅱ-第 1 章「計画のテーマ」を踏まえ、第 2 次再生計画の体系と項目を以下の考え方により見直します。

³⁷ **事務事業**：自治体が政策や施策を実現させるために取り組む個々の行政手段のこと。内部的な定型事務（予算編成事務など）、市民サービスに直結する事務（証明書交付事務など）や事業に分けられる。

³⁸ **P D C A サイクル**：→「マネジメントサイクル」（2ページ）参照

① わかりやすい計画 【施策-事業体系の見直し】

施策の単位を、「取り組みの範囲や内容を同じイメージで共有（キーワード化）できる単位」、「協働によりめざす姿の単位」とし、計画における事業については、施策の実現に向けて、行政が計画期間の間継続して取り組む具体的な事業の単位を「基本事業」とします。



② 市民や地域と役割を分担し、協働する計画 【各主体の役割を示す項目の追加】

市民や地域と共有する（めざす姿）を施策テーマとし、各施策におけるそれぞれの主体ごとに期待される役割を明らかにします。

③ P D C A サイクルの改善① 【数値目標の見直し】

市民や地域と共有する目標値を成果（アウトカム）指標として設定し、各施策の取り組みの成果を数値化することで、P D C A サイクルの精度を向上させ、めざす姿に向けた取り組みを着実に進めていきます。

④ P D C A サイクルの改善② 【まちづくりアンケートの見直し】

これまで、政策ごとに行っていた「伊賀市まちづくりアンケート」を、施策単位で実施します。さらに、まちづくりに対する住民の参画状況を調査する項目を追加することにより、市民の意識としての満足度、重要度、参画度を施策の方向性に反映できるよう見直します。

2. PDCA サイクル 【しくみの改善】

本市は、第2次伊賀市総合計画を着実に実施するべく、市の行政経営方針に基づいた政策・施策を効果的・効率的に進めるための一元的なしくみとして、2014（平成26）年度から伊賀市行政総合マネジメントシステムを導入しています。

このシステムでは、各分野の施策評価、事務事業³⁹評価を踏まえた行政経営協議を行い、前年度の成果と現年度の行政経営方針などを示した「行政経営報告書」を策定し、議会や市民に公表することとしており、さらに、2016（平成28）年度からは、伊賀市総合計画審議会による外部評価を導入するなど、より効果的なPDCAサイクルによる運用をめざしています。

第2次再生計画では、各施策における取り組みの成果を定量的に示す目標値（KPI）を設定し、施策の評価を行います。また、行政の役割（基本事業）については、毎年度実施する事務事業に目標値（活動指標）を設定し、評価を実施します。

地区・地域の役割については、地区振興計画及び地域まちづくり計画を策定する各主体が、本計画と連動しながら、それぞれの計画における自立的な進行管理（PDCAサイクル）を行い、担当部署がそのフォローアップを行います。

市民の役割については、新たに実施する「伊賀市まちづくりアンケート」の参画度調査により、各施策における市民の意識を把握し、公開します。

今後も、計画全体の推進を図るため、より効果的なPDCAサイクルの制度に向けて不断の見直しを行っていきます。

³⁹ **事務事業**：自治体が政策や施策を実現させるために取り組む個々の行政手段のこと。内部的な定型事務（予算編成事務など）、市民サービスに直結する事務（証明書交付事務など）や事業に分けられる。

3. 横断的な取り組み

第1次再生計画では、厳しい財政状況のもと、市長の任期中に特に力を入れて実施していく取り組みを「重点プロジェクト」として位置づけ、計画期間中にめざす成果と各主体の役割分担を明示しながら、具体的な取り組みを進めてきました。

【第1次再生計画における重点プロジェクト】

- 医療・地域福祉連携プロジェクト
- 観光・農林業連携プロジェクト

これらの取り組みでは、市民病院の再建など喫緊の課題の解決や、観光立市の実現に向けた地域資源の利活用など政策間連携の面において一定の成果がありましたが、本市を取り巻く社会情勢の変化等に的確に対応し、予算や人材の重点化を図ることは難しい側面がありました。

また、第1次再生計画では、伊賀市行政総合マネジメントシステムを見直し、行政評価、行政経営協議や行政経営方針策定などにより、予算等の行政資源の重点配分を単年度ごとに行うマネジメント体制を確立しました。

これらを踏まえ、第2次再生計画では、分野別に取り組む47の施策を展開していくことに加え、各施策横断的なテーマを設定し、施策・部局の枠を越えて連携して取り組むことで、限られた資源を有効に活用するとともに、相乗（シナジー）効果を発揮することをめざします。

なお、各テーマは、伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図りながら、次の4つとします。

横断的に取り組むテーマ 「ええやん！伊賀」

プロジェクトの詳細は「Ⅳ 横断的な取り組み」に記載しています。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 「ええやん！」プロジェクト① | ～子どもは伊賀の宝～ |
| 「ええやん！」プロジェクト② | ～誇れる伊賀、選ばれる伊賀づくり～ |
| 「ええやん！」プロジェクト③ | ～住み続けたい伊賀づくり～ |
| 「ええやん！」プロジェクト④ | ～賑わいを取り戻す～ |

Ⅲ 分野別計画

第1章 計画全体の概要

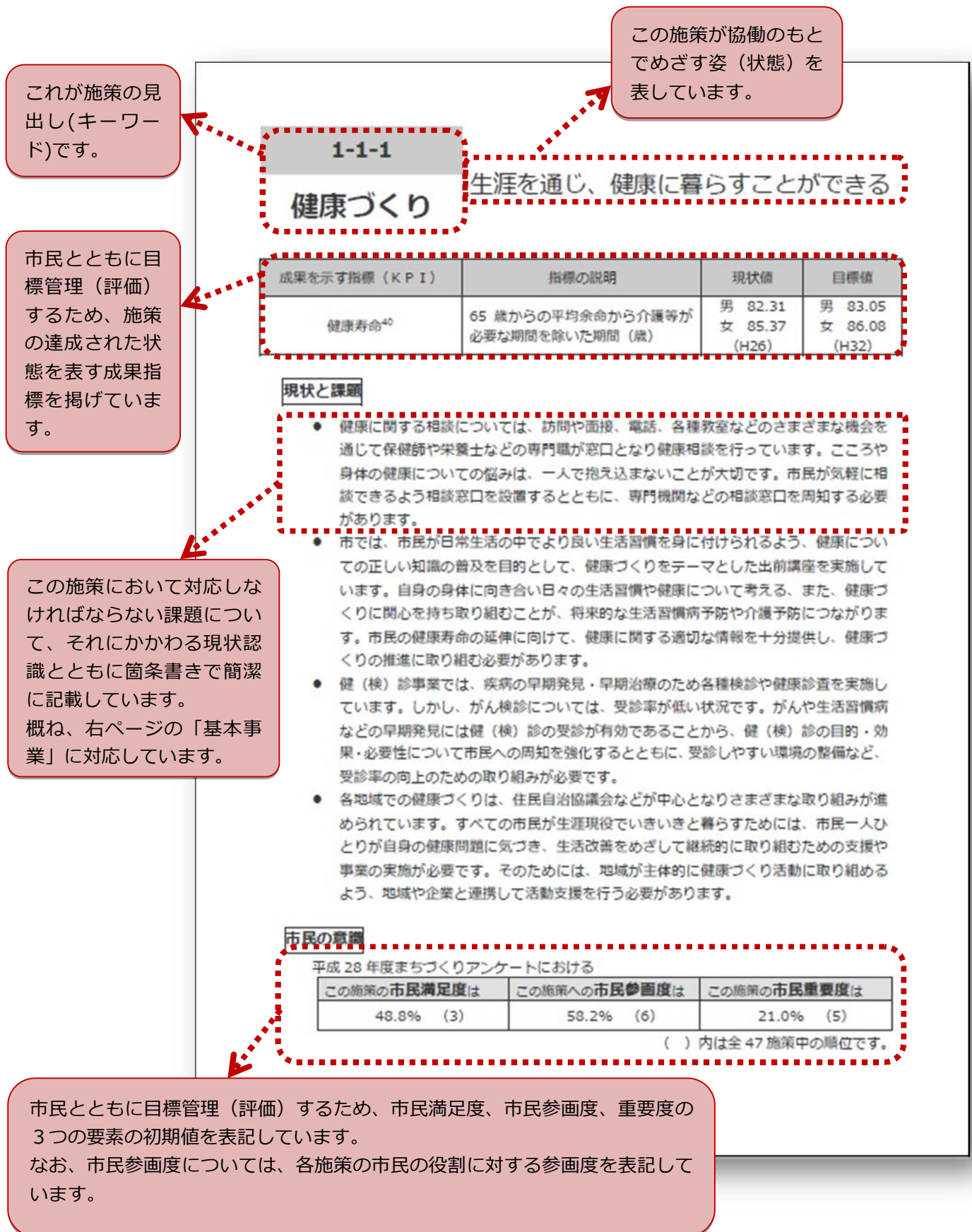
1. 施策・事業の一覧

施策No.	施策 キーワード	協働によるめざす姿	基本事業①	基本事業②	基本事業③	基本事業④	基本事業⑤	基本事業⑥
健康・福祉の分野								
1-1-①	健康づくり	生涯を通じ、健康に暮らすことができる	健康相談事業	健康教育事業	健康診査事業	健康増進事業		
1-1-②	医療	身近なところで安心して医療を受けることができる	救急医療体制整備事業	在宅医療の促進	地域医療体制の推進	国民健康保険事業	後期高齢者医療事業	上野総合市民病院事業
1-2-①	福祉総合相談	さまざまな困りごとを総合的に支援し、解決する	福祉総合相談					
1-2-②	障がい者支援	障がい者が、自分らしく安心して暮らすことができる	障害者支援センター運営事業等	障がい福祉サービス（介護・訓練等給付費等）事業	就労支援事業	障がい者福祉施設整備、医療費助成事業		
1-2-③	高齢者支援	高齢者が、生きがいを感じながら安心して暮らすことができる	介護保険サービス	地域自立生活支援事業	在宅高齢者支援事業	高齢者の移動支援		
1-2-④	生活支援	生活困窮者を支援し、自立を助ける	生活保護事業	生活困窮者自立支援事業				
1-2-⑤	社会福祉・地域福祉	助け合いや支え合いにより、住み慣れた地域で自分らしく暮らす	民生委員活動支援事業	犯罪非行防止啓発事業	遺家族等支援事業	地域福祉推進事業	ユニバーサルデザインのまちづくり事業	
1-3-①	子育て・少子化対策	子どもを安心して産み、育てることができる	子育て相談支援事業	子育て支援対策事業	少子化対策事業			
生活・環境の分野								
2-1-①	危機管理	災害などの危機に強くなる	災害時の要配慮者（要援護者）の支援	自主防災組織活性化促進事業	情報伝達手段の充実	国民保護対策の推進及び事件・事故等の緊急対応	河川維持・改修事業	
2-1-②	消防・救急	火災や急病などで人命が失われないようにする	常備消防体制の強化	救急救助体制の強化	非常備消防体制の強化			
2-1-③	事故・犯罪防止（交通安全・消費者保護）	犯罪や消費者被害を未然に防ぐ	交通安全対策の推進	防犯啓発事業	消費者問題の啓発と相談窓口の充実			
2-2-①	環境保全	豊かな自然環境を守る	地球温暖化防止に向けた取り組みの推進	環境保全意識の高揚・啓発	不法投棄をさせない、されない体制づくり			
2-3-①	一般廃棄物	廃棄物を減らし、再資源化し、残りは適正に処理する	ごみ処理施設コストの軽減	分別を徹底して資源化の推進と効率性の向上	生活排水の適正処理と維持管理の効率化			
2-3-②	上下水道	安全でおいしい飲み水と、美しい水環境を守る	水道事業	下水道事業				
産業・交流の分野								
3-1-①	観光	観光客を呼び込み、もてなす	地域ぐるみの観光誘客と情報発信	地域全体で観光客を受け入れる態勢づくり				
3-2-①	農業	自然と共存し、人と人がつながる農業を元気にする	高付加価値の促進	担い手農家・集落営農等への支援	有害鳥獣被害への対策	畜産振興事業	農業・農村の多面的機能維持向上への支援	
3-2-②	森林保全・林業	森林や里山を大切に、林業を元気にする	間伐等の森林施業の促進	木材の利用促進	担い手の育成支援と森林施業地の団地化の促進			
3-3-①	中心市街地活性化	中心市街地の賑わいをつくる	街なみ環境整備事業・市街地整備推進事業	中心市街地活性化事業				
3-3-②	商工業	商工業活動を盛んにする	商工業活性化支援事業	中小企業・小規模企業振興事業				
3-4-①	産業立地	地域の特性を活かした新たな産業を創出する	企業立地促進事業	産学官連携新産業創出事業				
3-5-①	雇用・就業	働く人の意欲に応え、能力が発揮できる	高齢者、若年者の職業相談事業	障がい者、女性の就労支援	人材育成等の促進			
3-6-①	起業支援	事業性、継続性のあるビジネスが創出できる	創業支援事業計画の実施					

施策No.	施策キーワード	協働によるめざす姿	基本事業①	基本事業②	基本事業③	基本事業④	基本事業⑤	基本事業⑥
生活基盤の分野								
4-1-①	都市政策	適正な土地利用により まちの魅力を高める	コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進	都市施設整備	良好な景観形成の促進			
4-1-②	住環境整備	だれもが安心な住まいで暮らせる	木造住宅等の耐震化促進事業	市営住宅の建替・改善事業	空き家の適正管理の推進			
4-2-①	道路	道路ネットワークによって 移動がしやすい	道路改良事業	橋梁維持修繕事業	道路維持修繕事業			
4-2-②	公共交通	身近なバスや鉄道に愛着を持ち、 みんなで支える	地域バス交通確保維持事業	鉄道網整備促進事業	伊賀線活性化促進事業			
教育・人権の分野								
5-1-①	人権尊重・非核平和	人権に対する正しい知識を 習得する	人権啓発の推進	人権擁護と救済	非核平和の推進			
5-1-②	同和問題	部落差別をなくす	同和施策推進計画の推進	隣保館・児童館・教育集会所事業				
5-2-①	男女共同参画	性別による分け隔てをなくす	男女の参画拡大	男女の人権尊重	ワーク・ライフ・バランスの推進			
5-3-①	学校教育	子どもたちが、未来に夢や希望を 持てる	地域とともに学校マニフェスト推進事業（学校経営品質向上事業）	学力向上等推進事業	人権同和教育推進事業	キャリア教育推進事業	児童生徒支援事業	
5-3-②	教育環境	子どもたちが、安心して学べる	校区再編事業	学校施設整備事業	給食センター運営管理・建設事業	通学対策事業		
5-4-①	生涯学習	生涯を通じ、生きがいを持ち 活躍できる	生涯学習推進事業	図書館活動推進事業	子ども読書活動推進事業	公民館活動事業		
5-4-②	青少年育成	子どもや若者が、健やかに 成長する	青少年健全育成事業					
文化・地域づくりの分野								
6-1-①	多文化共生	国籍や文化の違いを認め、 共生する	多文化交流の促進	外国人住民支援の充実				
6-2-①	文化・芸術	豊かな感性を育む文化・芸術に 親しむ	文化・芸術振興事業	文化施設維持管理事業	芭蕉翁顕彰事業			
6-2-②	歴史・文化遺産	歴史や文化遺産を守り、 未来へと引き継ぐ	文化財保護事業	歴史まちづくり事業	市史編さん事業	歴史資料の整理・保存・管理事業		
6-2-③	スポーツ	気軽にスポーツを楽しむ ことができる	スポーツ振興事業	スポーツ施設整備・維持管理事業	三重とこわか国体推進事業			
6-3-①	市民活動	市民活動やボランティア活動が、 活発に行われる	市民活動支援事業					
6-3-②	域学連携	産学官連携により、 地域課題を解決する	産学官連携の推進	高大連携事業の促進				
6-4-①	住民自治	住民自治活動が、活発に行われる	住民自治促進事業	移住・交流促進事業				
計画の推進								
7-1-①	地域内分権	ガバナンスの確立による 分権型まちづくり	自治基本条例の周知・啓発	連携・協働によるまちづくりの推進				
7-1-②	広聴広報	理解と共感につながる 市政情報の共有化	広聴機能の充実	広報活動の充実	シティプロモーションの推進	情報公開・個人情報保護の適正運用		
7-2-①	財政運営	健全な財政運営	持続可能な行財政運営の推進	公有資産の有効活用	税収の確保と各種債権の適切な管理	その他増収策の推進		
7-2-②	組織・人事	市民の期待に応えられる 組織・人づくり	人事制度・人材育成方法の構築	行政組織（機構）の見直し	業務改善の推進			
7-2-③	広域連携	圏域全体の活性化につながる 広域的な連携	広域連携の推進	定住自立圏推進事業				
7-2-④	情報化	情報化による効率的な 行政運営の実現	行政事務の情報化の推進					
7-2-⑤	進行管理・行政マネジメント	P D C A サイクルによる 計画の推進	行政総合マネジメントサイクルの推進	総合計画等の適切な進行管理				

第2章 各施策の概要

第2次再生計画の分野別計画においては、原則として見開き2ページで1つの施策を表しており、次のような構成となっています。



伊賀流自治（ガバナンス）の視点でみたときに求められる「市民の役割」と「地域の役割」を表しています。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割	
市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、「自分の健康は自分でつくるもの」という視点に立ち、自らが生活習慣を見直し、改善するよう努めます。 関連団体・機関は、健康づくりに関する情報提供、助言、活動機会の提供を通じて、市民の主体的な健康づくりを手助けします。
地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域は、地域住民が主体となり、身近なところで健康づくりに取り組む機会を提供するとともに地域ニーズに合った健康づくり活動を行います。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康づくりを支援するため、健康に関する情報提供や具体的な取り組み方法を提案し、市民が自分自身に合った方法で健康づくりを気軽に楽しく継続できるしくみをつくります。 地域における自主的な健康づくり活動を支援するため、地域・団体・企業などと情報交換を行い、それぞれが連携・協力して事業を実施するためのしくみをつくります。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点
<ul style="list-style-type: none"> 各地域で、住民自治協議会等を中心にそれぞれのニーズに合った健康づくり事業を実施します。 地区担当保健師が、身近な場所で地域の特徴やニーズに合った健康づくりをともに考え、支援します。

具体的な取組

基本事業①	健康相談事業	(担当課：健康推進課)
市民一人ひとりの心身の健康に関する相談に応じ、必要な助言や指導を行います。その際、個別面談、電話相談、家庭訪問など市民のニーズに応じて、気軽に相談ができる体制をつくります。		
基本事業②	健康教育事業	(担当課：健康推進課)
すべての市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、出前講座や健康教育・講座を通じて、生活習慣病予防、運動・食育・歯と口腔、こころの健康などに関する知識の普及や情報提供を行います。		
基本事業③	健康診査事業	(担当課：健康推進課)
疾病の早期発見・早期治療のため健康診断や各種がん検診等を受診できるよう健(検)診機会の拡大を図ります。また、健(検)診の目的や必要性について広く周知・啓発していくとともに、健(検)診を受けやすい環境整備に努めます。		
基本事業④	健康増進事業	(担当課：健康推進課)
市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持って健康的な生活習慣を身に付け実践につながる取り組みができるよう、地域・団体や企業などと連携し、健康づくりを推進します。		

伊賀流自治（ガバナンス）の視点でみたときに求められる「市の役割」について、特に効果・効率的に、かつスピード感を持って取り組んでいくこと（市政再生の視点）を表しています。

伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略などから、他自治体と比較してどんな点が優れているか、アピールできるようなめざしているのか（相対的な視点）を表しています。

市が取り組みを進める基本単位として設定した「基本事業」の方向性を表しています。基本事業は複数の事務事業からなります。

1. 健康・福祉

□この分野における政策一覧□

- 1-1. 健康寿命が長く、安心な医療が受けられるまちづくり
 - 1-2. 子ども・高齢者・障がい者などへの見守りと支えが十分なまちづくり
 - 1-3. 子どもを安心して産み、育てられるまちづくり
-

健康づくり

生涯を通じ、健康に暮らすことができる

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
健康寿命 ⁴⁰	65歳からの平均余命から介護等が必要な期間を除いた期間（歳）	男 82.31 女 85.37 (H26)	男 83.05 女 86.08 (H32)

現状と課題

- 健康に関する相談については、訪問や面接、電話、各種教室などのさまざまな機会を通じて保健師や栄養士などの専門職が窓口となり健康相談を行っています。こころや身体の健康についての悩みは、一人で抱え込まないことが大切です。市民が気軽に相談できるよう相談窓口を設置するとともに、専門機関などの相談窓口を周知する必要があります。
- 市では、市民が日常生活の中でより良い生活習慣を身に付けられるよう、健康についての正しい知識の普及を目的として、健康づくりをテーマとした出前講座を実施しています。自身の身体に向き合い日々の生活習慣や健康について考える、また、健康づくりに関心を持ち取り組むことが、将来的な生活習慣病予防や介護予防につながります。市民の健康寿命の延伸に向けて、健康に関する適切な情報を十分提供し、健康づくりの推進に取り組む必要があります。
- 健（検）診事業では、疾病の早期発見・早期治療のため各種検診や健康診査を実施しています。しかし、がん検診については、受診率が低い状況です。がんや生活習慣病などの早期発見には健（検）診の受診が有効であることから、健（検）診の目的・効果・必要性について市民への周知を強化するとともに、受診しやすい環境の整備など、受診率の向上のための取り組みが必要です。
- 各地域での健康づくりは、住民自治協議会などが中心となりさまざまな取り組みが進められています。すべての市民が生涯現役でいきいきと暮らすためには、市民一人ひとりが自身の健康問題に気づき、生活改善をめざして継続的に取り組むための支援や事業の実施が必要です。そのためには、地域が主体的に健康づくり活動に取り組めるよう、地域や企業と連携して活動支援を行う必要があります。

市民の意識

平成28年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
48.8% (3)	58.2% (6)	21.0% (5)

()内は全47施策中の順位です。

⁴⁰ 健康寿命：認知症や寝たきりにならず、元気で活動的に暮らすことができる期間。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民は、「自分の健康は自分でつくるもの」という視点に立ち、自らが生活習慣を見直し、改善するよう努めます。 ● 関連団体・機関は、健康づくりに関する情報提供、助言、活動機会の提供を通じて、市民の主体的な健康づくりを手助けします。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域は、地域住民が主体となり、身近なところで健康づくりに取り組む機会を提供するとともに地域ニーズに合った健康づくり活動を行います。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の健康づくりを支援するため、健康に関する情報提供や具体的な取り組み方法を提案し、市民が自分自身に合った方法で健康づくりを気軽に楽しく継続できるしくみをつくりまます。 ● 地域における自主的な健康づくり活動を支援するため、地域・団体・企業などと情報交換を行い、それぞれが連携・協力して事業を実施するためのしくみをつくりまます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 各地域で、住民自治協議会等を中心にそれぞれのニーズに合った健康づくり事業を実施します。
- 地区担当保健師が、身近な場所で地域の特徴やニーズに合った健康づくりをともに考え、支援します。

具体的な取組

基本事業① 健康相談事業 〔担当課：健康推進課〕

市民一人ひとりの心身の健康に関する相談に応じ、必要な助言や指導を行います。その際、個別面接、電話相談、家庭訪問など市民のニーズに応じて、気軽に相談ができる体制をつくりまます。

基本事業② 健康教育事業 〔担当課：健康推進課〕

すべての市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、出前講座や健康教育・講座を通じて、生活習慣病予防、運動・食育・歯と口腔、こころの健康などに関する知識の普及や情報提供を行います。

基本事業③ 健康診査事業 〔担当課：健康推進課〕

疾病の早期発見・早期治療のため健康診断や各種がん検診等を受診できるよう健(検)診機会の拡大を図ります。また、健(検)診の目的や必要性について広く周知・啓発していくとともに、健(検)診を受けやすい環境整備に努めます。

基本事業④ 健康増進事業 〔担当課：健康推進課〕

市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持って健康的な生活習慣を身に付け実践につながる取り組みができるよう、地域・団体や企業などと連携し、健康づくりを推進します。

1-1-2

医療

身近なところで 安心して医療を受けることができる

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
救急患者受入率	夜間・休日における二次救急実施病院の患者受入率（%）	96.4 (H27)	98.0 (H32)

現状と課題

- 現在、伊賀医師会・岡波総合病院・上野総合市民病院等の医師や伊賀薬剤師会等の協力を得て、伊賀市応急診療所を開設し、休日及び夜間の急病者の応急的な診察（一次救急医療）を行っています。また、市内の上野総合市民病院・岡波総合病院と名張市立病院の当番制により、伊賀地域の二次救急⁴¹医療体制を維持しています。あわせて、小児の二次救急医療体制を確保するため、岡波総合病院への支援を行っています。第1次再生計画における伊賀市まちづくりアンケート結果でも救急医療体制の充実を望む声が多く、市民が安心して医療を受けることができるための、さらなる二次医療救急体制の充実、確保に向けた取り組みが必要となっています。
- 在宅医療⁴²の推進に向けては、専門職種による「保健・医療・福祉分野の連携」検討会や個別事例検討会を開催し、多職種の連携強化に努めています。また、検討会での課題等について市広報紙で市民啓発を行うとともに、医師会と共催で「在宅医療を考える講演会」を開催しています。このような取り組みにより、多職種による顔の見える関係づくりは進展していますが、在宅医療体制整備の具体的な取り組みに至っていないのが課題となっています。今後、本市の医療・介護資源や将来の医療・介護需要の分析を行うなかで、本市の在宅医療の方向性を示していく必要があります。

⁴¹ 二次救急：入院や手術を必要とする患者を対象とした救急医療のこと。

⁴² 在宅医療：医師のほか、訪問看護師、薬剤師や理学療法士（リハビリ）等の医療関係者が、患者の住居に定期的に訪問して行う、計画的・継続的な医学管理・経過診療のこと。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとは、自らの健康増進に取り組むとともに、救急相談ダイヤルなどを活用し、みだりに救急車を使ったりしないなど適切な受診行動に心がけます。 ● 市民一人ひとは、医療保険制度が安定的に事業運営できるよう、医療保険制度への理解を深めます。 ● 関係専門職は、保健・医療・福祉分野の連携検討会などを通して、市民が安心できる多職種連携による地域医療体制づくりを進めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域でのサロン活動や出前講座の開催などを通じて、介護予防、認知症予防、疾病予防をはじめとする地域ぐるみでのさまざまな予防活動（地域予防）に取り組めます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 一次救急医療、二次救急医療の提供体制を充実し、市民が求める安心な救急医療体制を確立します。 ● 国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者に対して、制度の意義や趣旨、内容についての十分な説明や情報提供を積極的に行います。 ● 2025年問題を見据えた今後の医療・介護の需要等の分析を進めるとともに、地域包括ケアシステム⁴³構築に向けた多職種連携のしくみづくりに取り組み、当市の地域医療を推進します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 一次救急は市内で完結し、また二次救急は伊賀圏域（伊賀市、名張市）で完結する体制が整っており、引き続き、関係機関との調整により地域完結型医療を維持するとともに、在宅医療を一つの選択肢とすることができるための取り組みを進め、さらなる市民サービスの向上に取り組めます。
- 救急医療や応急処置、健康づくり、メンタルヘルス⁴⁴などの相談に24時間対応する救急相談ダイヤル事業により、市民の安心を高めます。

具体的な取組

基本事業① 救急医療体制整備事業

〔担当課：医療福祉政策課〕

市民が安心して適切な医療が受けられるよう、関係機関への支援や定期的な協議を行い、地域完結型の一次救急・二次救急医療体制の維持・確保を図ります。

救急医療や応急処置、健康づくり、メンタルヘルスなどの相談に24時間対応する救急相談ダイヤル事業により、市民の安心を高めます。

基本事業② 在宅医療の促進

〔担当課：医療福祉政策課〕

地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・福祉ニーズのある人が、在宅で暮らし続けられるように、医師・看護師・薬剤師・ケアマネジャー等の専門職種が連携した支援のしくみづくりを進めます。

⁴³ **地域包括ケアシステム**：2025(平成37)年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。

⁴⁴ **メンタルヘルス**：心の健康。精神面の健康のこと。精神保健、精神衛生とも言われる。

現状と課題（続き）

- 団塊の世代が75歳以上となり、医療や介護の需要がますます増加する2025年問題に対応すべく、県では地域医療構想及び第7次保健医療計画で今後の医療提供体制等を示すことになっています。本市においても、2025（平成37）年を見据えた医療や介護の需要・提供量等の推移についての分析を行うなかで、今後の地域医療の取り組みを進めていく必要があります。
- 国民健康保険は、加入者が減少する一方で一人当たりの医療費は増加しており、また低所得者も多いことから、国民健康保険事業の財政運営は年々厳しさが増えています。被保険者が健康を維持することで、将来にわたって安定した事業運営ができるよう、税収の確保や医療費の適正化、保健事業の充実に努める必要があります。特定健診・特定保健指導については、受診率が低い状況であるため、被保険者の健康意識の醸成を図り、将来的に医療費の抑制につながるよう受診率の向上に向けた効果的な取り組みが必要です。
- 後期高齢者医療制度は制度施行から一定の期間が経過し、現在では十分定着してきています。しかしながら、被保険者の増加に伴い医療費も年々伸びる傾向にあり、さらなる保健事業の充実や医療費の適正化を図る必要があります。また、制度に対する理解を深めていただくため、窓口での丁寧な説明やわかりやすい通知文書等の配慮が必要です。
- 上野総合市民病院は、2010（平成22）年度に常勤医師が14名まで減少したことにより、病棟を一部休床せざるを得ない状況となりました。その後、段階的に医師の確保に取り組んだことにより、2016（平成28）年度には22名まで増員することができたため、現在は、全病棟を稼働し、入院・外来の診療体制が整備されています。今後は、住民ニーズの把握と職場に対する職員の満足度の改善をさらに進め、医療の質を高めることが求められています。

市民の意識

平成28年度まちづくりアンケートにおける

この施策の 市民満足度 は	この施策への 市民参画度 は	この施策の 市民重要度 は
41.9% (5)	63.3% (4)	63.2% (1)

() 内は全47施策中の順位です。

具体的な取組（続き）

基本事業③	地域医療体制の推進	〔担当課：医療福祉政策課〕
--------------	------------------	---------------

少子高齢化、人口減少が進むなか、医療ニーズの急増が見込まれる 2025（平成 37）年の医療、介護需要量や提供量の推移などを調査研究し、市民が安心して 2025（平成 37）年を迎えられる多職種連携による地域医療のしくみづくりを進めます。

基本事業④	国民健康保険事業	〔担当課：保険年金課〕
--------------	-----------------	-------------

国民皆保険を支える国民健康保険制度が安定的に持続するよう、法に基づき保険者としての役割を果たすべく、資格管理、保険給付、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き実施していきます。また、特定検診等の受診率向上と保険税の適正な賦課・徴収に取り組みます。

基本事業⑤	後期高齢者医療事業	〔担当課：保険年金課〕
--------------	------------------	-------------

三重県後期高齢者医療広域連合と連携し、特定健診や歯科健診等の保健事業の充実及び医療費の適正化に取り組んでいきます。また、保険料が被保険者にとってわかりやすく納めやすいものとなるよう、納付促進を図り収納率の向上に努めます。

基本事業⑥	上野総合市民病院事業	〔担当課：病院総務課〕
--------------	-------------------	-------------

一次・二次・三次の一貫した医療体制で、安心して信頼できる医療が提供できるよう努めます。また、患者や市民の声を病院運営の改善に結び付けるとともに、当院がめざす医療を住民や職員と共有することで、患者満足と職員満足の両方に応えられる「地域住民参加型病院」となることをめざします。

1-2-1

福祉総合相談 さまざまな困りごとを 総合的に支援し、解決する

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
総合相談支援実施件数	地域包括支援センターで、相談支援を行った延件数（件）	6,401 (H27)	6,520 (H32)
複雑な個別ケースが解決した件数	問題を抱えたケース（過年度からの継続を含む）のうち、当該年度内に終結と決定した件数（件）	72 (H27)	80 (H32)

現状と課題

- 高齢化率の上昇に伴い、介護、生活困窮、障がい等の困りごとが複雑に絡み合った相談が年々増加しています。複雑化する相談に迅速に対応するため、2014（平成 26）年度、地域包括支援センターを市内 1 ヶ所から 3 ヶ所に拡大し、福祉の一次相談窓口として位置づけました。その対応にはより高い専門性が必要となり、職員の資質の向上が求められています。これらの相談に対しては、相談事案調整会議等の開催を通して、縦割りになりがちな行政各課の連携が図れるよう努めています。また個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めるため地域ケア会議を開催しています。地域ケア会議では介護・高齢の分野にとどまらず、あらゆる福祉的な困りごとについて関係者が集まり話し合います。地域ケア会議は、地域包括ケアシステム⁴⁵の構築に向けたプロセスの一つですが、医療職の参画とともに、いかに多職種が連携していくかが大きな課題です。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
23.1% (26)	28.6% (20)	10.2% (19)

() 内は全 47 施策中の順位です。

⁴⁵ 地域包括ケアシステム：2025(平成 37)年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none">● 市民一人ひとは、地域での人と人とのかかわりのなかで、困っている人に気づくことができる関係性を築き、気づいたら声をかけ、話を聞き、必要なときには、支援機関につなげます。● 関係団体・機関は、市民どうしの関係性の中から情報を得て、必要な機関につなぐ手助けをします。
地域	<ul style="list-style-type: none">● 日常生活の中で人と人がかかわりを持ち、困っている人が孤立しない地域の中での関係づくりを構築します。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none">● 地域包括支援センターを中心とした福祉総合相談支援体制づくりを進め、福祉の一次相談窓口として、困りごとが地域包括支援センターに集まるしくみを構築します。● 地域包括支援センターの専門職種が機動性を活かして地域に出向き、適切な支援を迅速に行います。● 複雑な課題を持っている事例については、行政の関係課が出席する相談事案調整会議を開催し、対応方法について検討し、課題解決をめざします。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 福祉の一次相談窓口として、地域包括支援センターがあらゆる福祉相談に対応していきます。
- 定期的に事例検討会や相談事案調整会議を開催することで、行政各課の連携を強化し、役割を明確にし、切れ目のない支援をめざします。
- 困りごとを解決するために地域の力が必要な場合は、地域ケア会議を開催し、みんなの力で困りごとが解決できるように努めます。

具体的な取組

基本事業① 福祉総合相談

〔担当課：地域包括支援センター、福祉相談調整課〕

複雑化している事例に対応できる職員を育成するために、計画的に研修を受講させます。また、行政各課がお互いの役割についての理解を深め連携を強化するために、関係各課の出席を得て定期的に事例検討会を開催します。

地域ケア会議への医療職種の参画を推進するために、「保健・医療・福祉の連携検討会」や多職種事例検討会等の機会を利用して、啓発を行います。

障がい者が、自分らしく 安心して暮らすことができる 障がい者支援

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
相談件数	障がい者相談支援センター等の相談件数（件）	7,019 (H27)	7,500 (H32)

現状と課題

- 2014（平成26）年、わが国が「障害者の権利に関する条約」に批准したのに前後し、障害者基本法の改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者優先調達推進法、障害者差別解消法といった法律が次々に施行され、障がいのある人の人権の確保と地域社会における共生を基本とした障がい者支援のための制度改革が進められてきました。本市でも、広報いが市やホームページ、障がい者福祉ガイドブック等で、障がい者福祉に関する各種制度やサービス内容についての情報提供を行っていますが、市から提供する情報を十分に理解できなかつたり、積極的に情報を収集できない障がいのある人もいます。そのため、市が運営する障がい者相談支援センターの相談支援専門員等が、さまざまな日常生活、社会生活の相談を受けるなかで、適切な情報を伝えるなど、障がいのある人一人ひとりに応じた相談支援を行い、障がいのある人が自分らしく安心して暮らすことができるように、福祉資源だけでなく、地域力等を熟知した、柔軟で高度な相談支援スキルが求められています。
- 障がいのある人の日常生活及び社会生活を充実させるため、障がいのある人のニーズに応え、将来自分が考える生活を実現できるよう、さまざまな障がい福祉サービスを提供しています。障がいの特性上、自らが意思を決定することが難しい障がいのある人が多数いるため、関係機関においては、意思決定の支援が重要となります。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民だれもが、障がいのある人の人権に関する理解と認識を深め、障がいを理由とする差別の解消に努めます。 ● 関係団体・機関は、障がいのある人の理解と認識を深めるための啓発活動等を行います。 ● 企業（事業者）は、障がいのある人それぞれの特性に応じた働き方を認め、就労機会を提供します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人を支援する地域福祉活動を推進します。 ● 福祉法人等関係機関との連携を密にし、障がいのある人が安心して自分の生まれ育った地域で暮らすことのできるようなまちづくりを進めます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人が主体的に暮らせるよう相談体制を充実します。 ● 障がいのある人の自己選択・自己決定を支援するため、多様な選択肢を整え、情報として提示します。 ● 障がいのある人の権利を擁護するため、障がい特性等に関する正しい知識の普及啓発に努めます。 ● ユニバーサルデザイン⁴⁶のまちづくりを推進します。 ● 障がいのある人が安心して地域で暮らせるようなまちづくりの支援をします。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 障がいのある人やその家族の困りごとを早期にキャッチできる相談体制と課題解消のため、地域とともに考えるまちづくりを進めます。
- 障がいのある人がやさしい地域の見守りのなか、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

具体的な取組

基本事業① 障害者支援センター運営事業等 〔担当課：福祉相談調整課・障がい福祉課〕

障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な助言や指導、サービス利用等の調整を行います。その際、公的な障がい福祉サービス等の社会資源の活用だけでなく、インフォーマル⁴⁷な地域独自の支援等、地域力を含めたサービス活用を考えた総合的な相談支援を行います。

基本事業② 障がい福祉サービス（介護・訓練等給付費等）事業 〔担当課：障がい福祉課〕

障害者総合支援法に規定された、ヘルパー支援や就労をめざした訓練等支援のほか、市独自で行う地域生活支援事業を効果的に活用し、障がいのある人の日常生活及び社会生活を向上させるよう、総合的かつ個々に合致した障がい福祉サービスを提供します。

⁴⁶ **ユニバーサルデザイン**：ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示すように「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人が利用可能であるように、製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

⁴⁷ **インフォーマル**：家族、近隣、知人、ボランティア等が行う援助のほか、行政が行う公式な（フォーマル）サービス以外の民間のサービスを含めた非公式な（インフォーマル）サービスのこと。

現状と課題（続き）

- 障がいのある人への就労支援は、障がいのある人の社会的自立、経済的自立とともに、社会参加を促進し、自己実現を図るうえで重要です。就労支援のネットワークづくりや、総合的な相談支援とコーディネートができる体制づくりを推進し、障がいのある人の就労定着を図るため、ジョブサポーター⁴⁸の養成や派遣を行っています。また、関係機関との連携により、企業等に対する啓発を行い、継続的に職場開拓を図る一方、教育機関や就労施設等との連携を強化し、個々の障がい特性に合った就労支援を行うなど、障がい者雇用を推進する必要があります。
- 障がいのある人の日常生活や社会生活が充実するように、社会福祉法人等が整備した施設に対する整備費の一部助成や社会参加を促進するために当事者団体への助成を行っています。障害福祉計画の推進のため、今後も社会福祉法人等との連携を深め、福祉資源の充実を図る必要があります。福祉医療費助成制度における障がい者（児）医療は、手帳所持者の増加等により、年々助成額も伸びる傾向となっています。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の 市民満足度 は	この施策への 市民参画度 は	この施策の 市民重要度 は
19.3% (30)	47.2% (8)	7.6% (23)

() 内は全 47 施策中の順位です。

⁴⁸ **ジョブサポーター**：障がいのある人の就職支援及び職場環境の整備を目的として活動するボランティアで、ジョブサポーター研修を修了した人。

具体的な取組（続き）

基本事業③	就労支援事業	〔担当課：障がい福祉課〕
--------------	---------------	--------------

就労した障がいのある人の安定した雇用をめざして、ジョブコーチ⁴⁹やジョブサポーター等を活用して、きめ細かな就労支援を行います。また、就労系施設から一般就労できるよう、障がいのある人個々の特性に合った職場開拓や就労支援を行います。

基本事業④	障がい者福祉施設整備、医療費助成事業	〔担当課：障がい福祉課・保険年金課〕
--------------	---------------------------	--------------------

障がいのある人が、住み慣れた本市において、自分らしく安心して生活できるように、障がい福祉施設の整備等に関する支援、社会参加の推進をめざしている当事者団体への助成を行います。

福祉医療費助成制度では、障がい者（児）が必要に応じ、安心して適切な医療が受けられるよう、医療費の助成を行い制度の充実と適正化を進めます。

⁴⁹ **ジョブコーチ**：障がい者が就職前の実習段階や就職後に職場定着が難しくなった際に、障がい者の職場への適応を支援する専門職。職場にジョブコーチが出向き、障がい者が職場に適応できるよう仕事への対応を支援するため、人間関係や職場での管理者や従業員に対しても助言を行い、職場や職場環境の改善を提案する。

1-2-3

高齢者支援

高齢者が、生きがいを感じながら
安心して暮らすことができる

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
介護保険認定を受けていない人の割合	1号被保険者のうち介護保険認定を受けていない人の割合（%）	78.1 (H27)	77.0 (H32)

現状と課題

- 今後、介護保険サービスの需要は増大することが予想されています。こうしたなか、軽度者（要支援1及び要支援2の人）への支援が、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に移行されました。今後は、高齢者の生活を地域で支援するしくみづくりが求められています。
- 今後、さらに高齢化が進むにあたり、認知症などで支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。加えて人間関係の希薄化、社会的孤立からくるさまざまな課題は、制度だけでは対応が難しく、地域による支援が必要です。また、高齢者自らが、超高齢社会の課題と対策について考えることも必要です。高齢者虐待の通報件数が年々増加していますが、介護に従事する専門職の間でも、高齢者虐待防止法の内容や趣旨がまだ十分に理解されておらず、通報が遅れる例がみられます。
- ひとり暮らしや高齢世帯が増え、日常生活の中での不自由を訴える人が増えています。高齢になっても住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、行政サービスに加えて民間事業者や地域の人びとによる支援のネットワークが必要です。
- 高齢化が進み運転免許証の自主返納を奨励している一方、高齢者が買い物や通院、地域活動を行う際の交通手段が不足している状況です。高齢者が「安全・安心」に移動できるよう、外出しやすい環境づくりとともに、地域における公共交通の確保が必要です。

市民の意識

平成28年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
24.4% (22)	34.8% (17)	35.6% (2)

() 内は全47施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者に関することをはじめとする地域を取り巻く課題は、当事者の努力や行政の支援だけで解決できるものではないことから、市民だれもが、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための課題解決に向けて地域とともに取り組みます。 ● 関連団体・機関は、高齢者の自立した生活を支えるための手助けを行います。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者に関することをはじめとする地域の課題を把握し、地域ケア会議を開催するなど解決に向けて取り組みます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊賀市高齢者輝きプランに基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域でその有する能力を発揮し、自立した生活を営むことができるよう、地域の社会資源を活かした高齢者の見守りを行うなど、介護保険の制度改正に対応したサービスの提供に地域とともに取り組みます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 市内で 236 ヶ所（2016（平成 28）年 4 月現在）のサロンが開催されていたり、食事サービスや移動支援など地域における自主的な助け合い活動が始まっており、こうした自主的な助け合い活動を充実させることにより、高齢者にとっても住みやすいまちづくりを進めます。
- 多世代家族が多く、代々生活するなかで築かれてきた顔の見える関係による支援をこれからも守り続けます。

具体的な取組

基本事業① 介護保険サービス

〔担当課：介護高齢福祉課〕

介護保険サービス事業者によるサービスに加えて地域サロンなど地域住民による見守りや趣味やスポーツを通じて行う健康づくりなどを充実させ、軽度者への支援を行います。

基本事業② 地域自立生活支援事業〔担当課：介護高齢福祉課・地域包括支援センター〕

高齢になっても認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の理解と予防策・加齢による心と身体の変化等に関する研修会を開催し、高齢者自身が加齢による変化を受け入れ、自身の課題を前向きにとらえるとともに、地域住民による見守り体制の強化に努めます。また、調理が困難な高齢者には、配食サービスによる栄養改善と合わせた見守り支援を行います。

高齢者虐待防止法の周知を図るために、専門職や民生委員児童委員等を対象とした研修会を開催します。

基本事業③ 在宅高齢者援護事業

〔担当課：介護高齢福祉課〕

介護保険の対象とならないサービスを市独自で提供することにより、在宅で生活する高齢者を支援します。

基本事業④ 高齢者の移動支援

〔担当課：介護高齢福祉課〕

高齢者の買い物・通院支援のため、交通事業者や地域と連携した移動支援に努めます。鉄道やバスなど公共交通の利用促進を図ります。

1-2-4

生活支援

生活困窮者を支援し、自立を助ける

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
就労・増収率	就労支援対象者のうち就労・増収した人の割合（%）	64.7 (H27)	69.7 (H32)

現状と課題

- 被保護者の自立支援のため、ハローワークと連携し、就労自立に至るまで組織的に支援することが必要です。また、増加する医療扶助費を抑制するため、被保護者に対し適正な指導を行う必要があります。また、不正受給防止対策を徹底し、早期の発見に努め、厳正に対処することが必要です。
- 窓口や電話により相談される方のほかに、潜在的な生活困窮者の把握が困難な状況であるため、アンケートの実施等により実態把握に努めるほか、引き続き市広報及びホームページに相談窓口を掲載し、市民に向けた制度の周知を図ることが必要です。また、公共料金等の滞納や、医療費・介護費の支払い困難などの課題を抱えた生活困窮者がスムーズに相談窓口につながるよう、関係機関への啓発を実施する必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
14.5% (34)	27.9% (21)	5.7% (26)

() 内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	● 市民一人ひとは、生活困窮者が地域で孤立しないよう、偏見を持たず、正しく理解します。
地域	● 民生委員児童委員を中心として、見守りや実態把握等に努めます。
市 (市政 再生の 視点)	● 保護の実施機関として適正な実施に努め、市民に最低限度の生活を保障するとともに、その困窮の程度に応じ自立を助長できるよう対応します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 複合的な課題を抱える相談に対応するため、福祉総合相談のしくみがあることから、地域の社会福祉法人やNPO法人など多様な主体と連携し、支援を受けながら就労できる場を確保するとともに、家計相談支援や学習支援など、個別のニーズに応じた支援を実施します。

具体的な取組

基本事業① 生活保護事業

〔担当課：生活支援課〕

生活保護法に基づき、保護を実施します。保護にあたっては、就労支援専門員を配置し、被(要)保護者の支援体制の強化を図ります。

ジェネリック⁵⁰の使用促進や、レセプト⁵¹点検の専門業者委託等、適正実施にも努めることとします。また、公平性の観点から、不正受給等にかかる返還金については、事務処理マニュアルに基づき厳しく対処します。

基本事業② 生活困窮者自立支援事業

〔担当課：生活支援課〕

生活困窮者自立支援法に基づき、専門の職員を配置し経済的困窮に限らず幅広く生活上の困りごとに対応する自立相談支援事業、離職等で住宅の確保が困難となった方の求職活動を一定期間支援する住宅確保給付金、求職・就労に向けた基礎的スキルの習得を支援する就労準備支援事業、生活困窮世帯の子どものための学習支援事業、多重債務や公共料金の滞納など、家計上の課題を抱えた方の支援を行う家計相談支援事業を行います。

⁵⁰ ジェネリック（医薬品）：後発医薬品と訳され、新薬（先発医薬品）の特許期間が切れた後に、他社が製造する同一有効成分の薬。開発費がかからないため、価格が安い。

⁵¹ レセプト：診療報酬明細書と言われ、医療機関が患者に対し実施した診療について、医療機関から健康保険の運営者（市町村や健康保険組合など）に対してなされる費用の支払いの請求書のこと。

1-2-5

社会福祉・ 地域福祉

助け合いや支え合いにより、
住み慣れた地域で自分らしく暮らす

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
地域予防対応力	医療や介護が必要な状態を予防するために、地域全体で諸施策に取り組む力（ポイント）	自助 2,844.0 互助 31.0 (H27)	自助 3,099.6 互助 39.4 (H32)
地域福祉ネットワーク会議設置数	地域の生活課題の解決に向けた検討を行う場の設置数（住民自治協議会単位に設置）（団体）	18 (H27)	39 (H30)

現状と課題

- 高齢化、少子化とそれに伴う人口減少が進むなか、医療や福祉の人材確保の必要性が高まっています。とりわけ民生委員児童委員の活動においては、相談内容が多様化・複雑化しており、業務量が増大しています。また、後継者不足が懸念されており、業務内容を整理し、活動しやすい環境を整備するなど、民生委員児童委員の負担軽減に向けた改善が必要です。
- 更生保護に携わる関係団体やボランティア団体、地域協力団体とともに社会を明るくする運動伊賀市推進委員会を構成し、犯罪非行防止啓発事業を行っています。社明運動の趣旨が市民に浸透し、地域での更生保護活動へつながるよう、啓発内容を見直すことが課題となっています。
- 戦後 71 年が経過し、遺族の高齢化により、戦争の悲惨さを次の世代に伝えていくことが課題となっています。戦傷病者、戦没者等の遺族等の高齢化に伴い、給付金、弔慰金制度を対象者にわかりやすく案内するなど、関連援護、支援事務について、より一層、迅速かつ丁寧に行う必要があります。
- 医療や介護が必要な状況になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみを「地域包括ケアシステム」として、全国的に高齢者支援を中心とした取り組みが進められています。本市においては、このような一体的な支援のしくみを必要としている人は高齢者に限らないと考え、すべての市民が、住み慣れた地域で活躍できる地域のしくみづくりを進めています。現在、地域が抱えるさまざまな生活課題を解決するため、住民自治協議会単位で、地域ごとに課題解決に向けた協議を行う協議体設置支援を社会福祉協議会が進めており、2016（平成 28）年 4 月現在で約半数程度が設置済みです。今後は、さらなる行政と社会福祉協議会の連携（情報共有）を進め、すべての住民自治協議会への協議体設置を支援します。そのうえで、地域ごとの課題からみえてくる施策について検討し、次期地域福祉計画に反映する必要があります。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとは、地域の生活課題に気づき、学び、課題解決に向け自ら取り組み、さらに広げる活動を主体的に行います。 ● 社会福祉、地域福祉の活動団体は、地域との結びつきを深めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の生活課題を地域の中で話し合い、その解決に向けた取り組みを実践するための体制づくりを、地域福祉コーディネーターとともに進めます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における「福祉のまちづくり」の取り組みを支援するとともに、人材育成に取り組みます。 ● 民生委員児童委員、保護司等の活動を支援し、さらなる安全・安心なまちづくりを進めます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 本市は住民自治、地域福祉の取り組みの先進地であり、引き続き、住民主体によるほかに先駆けた福祉のまちづくりを推進します。
- すべての市民が、住み慣れた地域で活躍できる地域のしくみづくりをめざすなかで、個人や家族、地域での助け合い、支え合い活動を中心に、医療・介護・福祉事業者、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政などの専門機関が連携し、必要なときに必要なサポートが受けられる体制（地域包括ケアシステム⁵²）の構築・推進を進めます。

具体的な取組

基本事業① 民生委員活動支援事業 〔担当課：医療福祉政策課〕

民生委員児童委員が活動しやすい環境を整備するための支援を行います。

基本事業② 犯罪非行防止啓発事業 〔担当課：医療福祉政策課〕

伊賀保護司会や伊賀市更生保護女性の会等の更生保護団体やボランティア団体、地域協力団体とともに、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけとなるような啓発事業を行います。

基本事業③ 遺家族等援護事業 〔担当課：医療福祉政策課〕

平和の集い（戦没者の追悼、戦争体験者の体験談）の開催、各地区慰霊祭への供物料、伊賀市遺族会への活動補助金交付並びに遺族等への弔慰金、給付金申請の受付事務などにより、戦没者の追悼を行うとともに、次世代への継承を行います。

基本事業④ 地域福祉推進事業 〔担当課：医療福祉政策課〕

地域の生活課題解決に向けた検討の場となる協議体の設置は、伊賀市地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが中心となって住民自治協議会単位で進めており、引き続き、社会福祉法第 109 条により地域福祉活動を行う社会福祉協議会への財政支援を行い、福祉のまちづくりを推進していきます。

⁵² 地域包括ケアシステム：2025(平成 37)年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。

現状と課題（続き）

- ユニバーサルデザイン⁵³のまちづくりは、行政をはじめ、市民や事業者など一人ひとりが意識することによって作り上げられるものであり、これまでもさまざまな取り組みが進められていますが、市民全体に浸透しているとは言えない状況です。引き続き、ユニバーサルデザインの理念や意識を全市的に普及・啓発していく必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
41.5% (6)	17.9% (34)	22.3% (4)

() 内は全 47 施策中の順位です。

⁵³ **ユニバーサルデザイン**：ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示すように「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人が利用可能であるように、製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

具体的な取組（続き）

基本事業⑤	ユニバーサルデザインのまちづくり事業	〔担当課：医療福祉政策課〕
--------------	---------------------------	---------------

すべての人が、快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、職員研修や市民への啓発を行います。

1-3-1

子育て・ 少子化対策

子どもを安心して産み、
育てることができる

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
こんにちは赤ちゃん訪問率	出生件数に対し赤ちゃん訪問を実施した率（%）	98.2 (H27)	99.0 (H32)
伊賀市で今後も子育てをしていきたいと思う乳幼児の親の割合	1歳6か月児健診で実施する「生活アンケート」から子育てしていきたいを選んだ回答者の割合（%）	91.7 (H28)	95.0 (H32)

現状と課題

- 離婚等によりひとり親家庭が増加し、自立しにくい母子・父子家庭が増えるなど、経済的困窮や家庭の状況により、子どもの貧困問題につながる厳しい社会情勢となっています。また、共働き世帯や核家族の増加に伴い、親子や家族のふれあいが希薄化するなかで、乳幼児の発育や発達のみならず、育児の孤立化・育児不安等、子育ての悩みを適切に受け止めるとともに、発達や成長段階で支援を要する子どもに対する早期発見と切れ目ない支援、さらには、児童虐待やDV⁵⁴被害者等に対し、関係機関が連携しながら迅速かつ適切に支援できる体制が求められています。

⁵⁴ DV（ドメスティック・バイオレンス）：Domestic Violenceの略で、配偶者・パートナーからの暴力を意味する。身体的暴力に限らず、思考や行動を萎縮させるような心理的な暴力も含まれる。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

<p>市民 (団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どものいる家庭だけでなく、あらゆる家庭、学校、保育所（園）、幼稚園、地域等が一体となって子育て支援の取り組みを進めます。 ● 市民一人ひとり（特に子どものいる家庭）は、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、同じような子どもを持つ親どうしが交流を行うなかで、それぞれの地域における子育てのネットワークづくりに努めます。 ● 企業（事業者）は、子どものいる家庭が仕事と子育てを両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス⁵⁵の推進に努めます。
<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中で「みんなで子どもを見守り・育てる」という意識を高め、地域における子どもの見守り体制を整えます。 ● 身近な地域の中で気軽に相談できるよう、地域住民の協力のもと、さまざまな体験活動や交流活動等の提供に努めます。
<p>市 (市政 再生の 視点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● さまざまな機関と連携し、子どもと子どものいる家庭を見守る体制づくりとともに、保護者が気軽に相談できる体制づくりに取り組みます。 ● 児童虐待やDV等、命にかかわるケースについては、専門職が、必要な情報を入手し適切な判断をするなかで、迅速に対応します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 子育て包括支援センターは、子育て支援の拠点として、親子が気軽に集える場を提供するとともに、子育ての負担感の軽減と不安感を解消するため、子育て相談や子育て情報の提供により、子育て世代が、安心して住み、子どもを産み育てられるまちづくりを推進します。
- 妊娠時から出産・子育てまでのサポート窓口となる「担当保健師」が、専門職や各関係機関と連携し、子どもと家族を切れ目なく支援できる体制を構築します。

具体的な取組

基本事業① 子育て相談支援事業

〔担当課：こども未来課・健康推進課〕

子育て等において不安や悩みを抱える保護者、ひとり親、また、支援が必要な児童や保護者等の悩みに対し、保健師、家庭児童相談員、女性相談員、母子父子自立支援員等専門職が相談を受け付け、こども発達支援センターや子育て包括支援センターと連携し、必要な支援機関へつなぐことにより、妊娠から出産・子育てまでの切れ目ない適切な支援を行います。

⁵⁵ **ワーク・ライフ・バランス**：ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、だれもが働きやすいしくみをつくること。2007（平成19）年12月には、働き方の改革を促す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と、具体的な数値目標を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

現状と課題（続き）

- 核家族化の進行等により、育児経験の少ない親は身近に育児支援者が得られないことが原因で育児と仕事の両立が困難となるため、家庭だけでなく、地域全体で子どもを育てていくためのさまざまな子育て支援サービスを充実させるとともに、保育所（園）に待機なく入所できるよう、必要な量を確保しながら、保育の質の向上に努める必要があります。こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児相談、各種教室等を通じて子育て家庭への支援を実施し、家族が孤立化しないよう相談体制、支援体制を充実する必要があります。子ども医療費等への助成を行っていますが、対象範囲の拡大等により助成額が増加しています。
- 人口減少が進むなかで、若年世代未婚率の増加を食い止めるための早急な対策をとることが求められています。また、少子化が進んでいる背景には、社会環境の変化に伴う晩婚化や晩産化の傾向があり、さらには、子育てと仕事の両立の困難さといった制約や、経済的な不安などの要因が影響していると考えられるため、妊娠、出産、子育てに対しプラスイメージを持ってもらうことや、妊娠から子育て期までの孤立化を防ぐ支援体制が必要です。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の 市民満足度 は	この施策への 市民参画度 は	この施策の 市民重要度 は
28.7% (18)	18.0% (33)	30.1% (3)

() 内は全 47 施策中の順位です。

具体的な取組（続き）

基本事業② 子育て支援対策事業 〔担当課：こども未来課・保育幼稚園課・健康推進課・保険年金課〕

児童手当・児童扶養手当等の支給、放課後児童クラブ・病児病後児保育事業・ファミリーサポートセンター事業などの子育て支援事業を行うとともに、保育所（園）・幼稚園を運営することにより、仕事と子育てを両立できる支援体制を整えていきます。

こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児相談、利用者支援事業、各種教室等を通じて子育てへの支援を実施していきます。

子ども医療費等の助成については、医療機関等の窓口での支払いを無料化することで、安心して医療が受けられる体制を整え、子育て世代を重点的に支援していきます。

基本事業③ 少子化対策事業 〔担当課：こども未来課・健康推進課〕

結婚を希望する人に対する「であい」から「結婚」へのきっかけづくりのお手伝いなど、結婚へのサポート事業を行います。

不妊治療への助成や妊婦健康診査費用助成により、経済的負担の軽減を行うとともに、母親及び家族に対し妊娠中からの切れ目のない支援を行います。

2. 生活・環境

□この分野における政策一覧□

- 2-1. 自然災害や重大な事故などさまざまな事象に備え、安心して暮らせるまちづくり
 - 2-2. 自然を守り、自然と調和したまちづくり
 - 2-3. 環境に配慮した生活環境が整うまちづくり
-

危機管理

災害などの危機に強くなる

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
あんしん・防災ねっとの登録者数	伊賀市「あんしん・防災ねっと（防災情報システム）」への登録者数（人）	4,054 (H27)	6,600 (H32)

現状と課題

- 市では、市民の生命、財産を災害から守り、地域社会の安全と社会福祉を確保するため、伊賀市地域防災計画を策定し、災害予防に努めています。また、災害から身を守るために、自助、共助、公助それぞれの役割がありますが、災害時には共助が大切であることから、伊賀市災害時要援護者避難支援プランに基づき、高齢者や障がいのある人などの災害時の要配慮者（要援護者）を地域で支援するため、台帳及び支援体制の整備を進めています。
- 地域の自主防災組織の活動に対する助成や自主防災組織が主催する防災訓練、講習会、研修会の開催、防災マップの作成、消火栓用ホース購入などの費用に対する補助を行っています。一方、自主防災組織が未結成の地区については、組織の結成を促進することが必要です。
- 市では、災害時に関係機関や被災者等への情報伝達が、迅速かつ確実に行えるよう設備の点検や修繕に努めています。導入から年数が経ち、部品不足や今後老朽化していく設備の更新が課題です。
- 武力攻撃、大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を守るため、国民の避難、救援、武力攻撃に伴う被害を最小化する等の対策を的確かつ迅速に行えるよう、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）第35条第1項の規定に基づき、伊賀市国民保護計画を策定しています。今後、三重県が計画を修正した場合、速やかに修正内容を反映させる必要があります。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで、また企業（事業者）なども含めて市民だれもが、常に災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取り組みを実践し、家庭、企業等において防災・減災対策に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が協力して、町内会や自治会などの小さな地域コミュニティ単位で、防災としての助け合い体制を構築し、災害発生時にはボランティアセンターなどと連携しながら助け合います。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> 伊賀市地域防災計画に基づき、関係機関等の行う防災活動及び住民が自ら実施する自主防災活動などについて、自助、共助、公助が効果的に結合することで市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、地域の安全と市民福祉の確保を図ります。 伊賀市業務継続計画を2017（平成29）年度に策定し、災害時に人、物、情報等が制約を受けた場合でも、一定業務を行えるよう、大規模災害に備えての対策を事前に準備します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 本市の自主防災組織活動カバー率は96%であり、市民の防災に対する意識が高いことがうかがえることから、子ども、高齢者、企業（事業者）を含めた自主防災組織を通じてさらに地域の防災力を高め、自然災害等に強いまちづくりをめざします。

具体的な取組

基本事業① 災害時の要配慮者（要援護者）の支援 〔担当課：総合危機管理課〕

伊賀市災害時要援護者避難支援プランに基づき、災害時要援護者名簿を作成し、避難訓練への活用や、地域支援者への情報提供を行うことによって、災害時の避難行動や避難生活での支援が必要となる人(要配慮者)に対する支援体制の充実に努めます。

基本事業② 自主防災組織活性化促進事業 〔担当課：総合危機管理課〕

自主防災組織の結成時の防災資機材の貸与や、平常時の訓練等の活動経費を補助することや防災訓練等の指導・支援活動を行うことによって組織の活性化を促進し、子どもを含めて地域の防災力を向上させ、減災の効果につなげます。

基本事業③ 情報伝達手段の充実 〔担当課：総合危機管理課〕

災害時の市民への迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報を発信できる体制の整備に向けた情報伝達手段の充実に努めます。

基本事業④ 国民保護対策の推進及び事件・事故等の緊急対応 〔担当課：総合危機管理課〕

武力攻撃や緊急対処事態から市民を守るため、国民保護法に基づき市が策定している伊賀市国民保護計画を、同法に基づき国及び三重県がそれぞれ策定する国民保護計画の修正状況を踏まえ必要に応じて見直すことで、各計画との整合を図ります。

新興感染症など事件・事故等が発生した場合については、市民及び事業者への適切な情報提供に努め、具体的な対策を講じ、被害の軽減に努めます。

現状と課題（続き）

- 本市は淀川水系の最上流部に位置していますが、上野遊水地が運用開始となり、河道掘削も計画され、川上ダムは 2022（平成 34）年完成の予定となっているなど、木津川本流の治水能力は今後も向上することが予想されます。しかし、木津川提内地（※）の生活圏内を流れる排水路や小河川等の内水については一定数の内水排水用ポンプの設置は行っているものの、依然、浸水や増水による災害の危険性が残っています。

※提内地・・・堤防によって保護されている区域

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の 市民満足度 は	この施策への 市民参画度 は	この施策の 市民重要度 は
23.8% (25)	43.8% (10)	13.0% (12)

() 内は全 47 施策中の順位です。

具体的な取組（続き）

基本事業⑤

河川維持・改修事業

〔担当課：建設1課、建設2課〕

川の水質や水生生物の生態系にも配慮しながら、集落にかかる緊急性の高い箇所から河川浚渫を進めます。

内水排水用のポンプについては、緊急時に適切に運用できるように平常時の維持管理を確実にし、人びとの暮らしに密接なかかわりを持つ河川空間の保全・整備を図ります。

2-1-2

消防・救急

火災や急病などで 人命が失われないようにする

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
救命講習年間受講者数	救命講習会等への1年間の市民参加人員（人）	3,200 (H27)	3,300 (H29~32の 平均値)
消防水利の充足率	耐震性防火水槽及び消火栓を計画的に設置した充足率（%）	64.7 (H27)	67.0 (H32)

現状と課題

- 各種災害に対応できる防災拠点としての新消防庁舎及び消防救急デジタル無線を整備しました。今後は、国が示す「消防力の整備指針」を踏まえ、消防署所の再編を含めた消防本部組織を見直す必要があります。また、限られた財源の中で、車両の更新や消防水利（耐震性防火水槽及び消火栓）の整備を国の補助などを受けながら計画的に進めていく必要があります。
- 人口が減少する一方で高齢化が進み、救急需要はここ暫くは増加傾向にあります。高度化する救急需要に対応するため、救急救命士の養成、救急隊員の専門的知識の取得・育成、高規格救急車の整備や救急資機材の充実強化が必要です。また、市民の救命講習会への参加は、年々増加傾向にあります。引き続き、応急手当の重要性について市民に対する周知・啓発活動を強化推進する必要があります。
- 就業構造の変化、少子化、過疎化、地域の連帯意識の希薄化などにより、消防団員数の減少が懸念されます。今後消防団では、適正な人員を確保しつつ定数、報酬などの処遇改善を図る計画を検討しながら、引き続き教育訓練の推進、処遇改善を図るとともに、施設、資機材を充実させ、地域や事業所に対して消防団活動への理解と協力を働きかけることで、連携を強化する必要があります。

市民の意識

平成28年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
33.5% (13)	41.7% (13)	18.1% (6)

()内は全47施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとは、応急手当の重要性を認識し、応急手当の技術を身に付け実行できるよう努めます。 ● 高齢者などの要配慮者の方をはじめ市民一人ひとは、火災から自らの身を守るため、住宅用火災警報器の設置等、家庭における防火対策を促進します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民自治協議会、自主防災組織が積極的に防火・救急訓練に取り組み、地域の防災力の向上を図ります。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生に際し、確実、迅速な活動を行うため消防施設、消防車両、資機材等の整備及び防火水槽の新設などによる消防水利の充実強化を図ります。 ● 火災を予防するために、事業所や危険物施設への立入検査の強化等の防火管理体制の充実を図ります。 ● 消防体制の充実強化を図るため、消防団をはじめとする市民・事業者・関係団体及び行政の連携による総合的な強化を図ります。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 伊賀市消防団は、あらゆる災害における活動はもとより、団員一人ひとりが応急手当指導員の資格を取得し、地域住民や企業へ応急手当普及啓発活動等に積極的に取り組み、地域防災力の中心的な役割を果たしています。
- 今後も引き続き、消防団を中核として地域住民の防災に関する意識を高めるとともに住民自治協議会や自主防災組織等との連携した活動により人命尊重のまちづくりをさらにめざしていきます。

具体的な取組

基本事業① 常備消防体制の強化

〔担当課：消防総務課〕

火災、救急などの発生に際し、確実・迅速な出動と適切な現場活動が行えるよう消防施設（防火水槽・消火栓）や車両・資機材を整備します。

消防力適正配置計画に沿って、署所及び人員の適正配置を行います。

基本事業② 救急救助体制の強化

〔担当課：消防総務課〕

高齢化の進展や疾病構造の変化などにより、救急需要は年々増加しているため、救急救命士の育成と人員の確保、緊急時における救急・救助体制の充実、応急手当ができる市民を増やすための情報提供や学習の機会拡充などの取り組みを行います。

基本事業③ 非常備消防体制の強化

〔担当課：消防救急課〕

消防団を中核とした地域防災力の向上を図るため、消防団員の装備品や資機材を計画的に整備するとともに、適正な人員を確保しつつ、処遇改善などを図る計画を検討し、消防団への入団を促進します。

2-1-3

事故・犯罪防止 犯罪や消費者被害を未然に防ぐ

(交通安全・消費者保護)

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
交通安全啓発活動実施回数	広報紙やケーブルテレビ等による啓発と街頭啓発、出前講座などの実施回数（回）	21 (H27)	30 (H32)
消費生活出前講座実施回数	地域、学校、団体等で出前講座を行った回数（回）	4 (H27)	6 (H32)

現状と課題

- 警察、県、交通安全協会等と連携し、年間を通して啓発を行っていますが、交通事故は依然として多発しています。特に高齢者が関与する事故が多くなっていますが、交通事故をなくすためには高齢者に対する啓発だけでなく、地域ぐるみで交通安全意識を高める必要があります。
- 「安心して、安全な地域社会の実現」をめざし、警察、関係機関、団体等と緊密に連携を図り、犯罪を減少させる事業を推進する必要があります。
- 消費生活相談の内容は年々多様化し、内容も複雑化しています。これまで消費者被害は高齢者に多くみられましたが、インターネットやスマートフォンなどの普及により、若年層にも被害が及んでいることから、中学生や高校生などを対象とした啓発も必要です。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
27.2% (20)	67.7% (3)	9.8% (20)

() 内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとり、交通安全に対する意識を常に持ち、交通マナーを守ります。 ● 市民一人ひとり、犯罪や消費者被害に遭わないよう、正しい知識を身に付けます。 ● ボランティアや事業所または交通安全協会、防犯協会などの関連団体は、交通事故や犯罪に遭いやすい高齢者などへの啓発活動を進めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全や消費者被害防止の意識を高めるため、地域ぐるみで啓発に取り組みます。 ● 防犯パトロールや児童の登下校時の見守りなど地域のつながりで犯罪を未然に防ぎます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察や交通安全協会と協力し、交通安全意識の高揚を図るための啓発活動を行います。 ● 犯罪や消費者トラブルを未然に防ぐため、関係団体や地域と連携し幅広い啓発を行います。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 住民自治協議会では、防犯パトロールや見守りなどを自主的に行っており、人びとのつながりも強いこと、犯罪を起こしにくい地域であることから、犯罪や消費者被害さらには交通事故のない安心して暮らせるまちづくりをめざします。

具体的な取組

基本事業① 交通安全対策の推進

〔担当課：市民生活課〕

地域での交通安全意識を高めるため、住民自治協議会や自治会等と連携し、出前講座や交通安全教室などを開催します。

基本事業② 防犯啓発事業

〔担当課：総合危機管理課〕

各種イベント会場での防犯啓発活動や伊賀地区防犯協会が作成したニュース等で犯罪に関する情報を市民向けに提供し、市民の防犯に関する意識の向上を図ります。

基本事業③ 消費者問題の啓発と相談窓口の充実

〔担当課：市民生活課〕

広報、ケーブルテレビ等を活用し啓発するほか、地域、学校、団体等での出前講座を実施するとともに、多様な相談に対応できるよう消費生活相談員のスキルアップに努めます。

環境保全

豊かな自然環境を守る

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
庁内から排出されるCO ₂ 排出量	市の事務事業 ⁵⁶ から排出される二酸化炭素排出量（t-CO ₂ ）	28,431 (H19)	23,469 (H32)
市内河川環境基準達成率	河川BOD（生物化学的酸素要求量）の測定値が環境基準を達成している河川の割合（%）	100 (H27)	100 (H32)

現状と課題

- 伊賀市役所では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて地方公共団体実行計画を策定して、市の事務及び事業から排出される二酸化炭素を2007(平成19)年度比で2020(平成32)年度には20%削減することを目標としています。これまでの取り組みを継続することで、2020(平成32)年度には17.5%削減と推定されますが、20%削減の目標を達成するため、さらなる省エネルギーの推進、日常業務における取り組みの強化が必要であり、それには初期投資を伴うことから、その経費の確保が課題です。
- 類型指定河川における市内8地点の水質調査について、過去5年において2011(平成23)年と2014(平成26)年に基準を達成できなかった地点があり、基準を達成することで生活環境の向上を図るためには、生活排水対策が必要です。また、日常の暮らしにおいて、環境保全を意識した行動への市民の協力が必要です。
- 広報などで不法投棄防止の啓発を行っていますが、不法投棄は後を絶たず、特に山間部の人目につきにくい道路沿いなどで、テレビなどの家電やタイヤ等が投棄されることが多く見受けられ、地域の環境保全での課題となっています。

市民の意識

平成28年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
49.1% (2)	59.5% (5)	7.8% (22)

()内は全47施策中の順位です。

⁵⁶ 事務事業：自治体が政策や施策を実現させるために取り組む個々の行政手段のこと。内部的な定型事務（予算編成事務など）、市民サービスに直結する事務（証明書交付事務など）や事業に分けられる。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとは、身近な環境を保全するために自分たちでできることを実行します。 ● 伊賀市環境保全市民会議などの関係団体が主体となって、安心して暮らせる地域環境の維持に取り組みます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民自治協議会や自治会による地域の美化などを実施することで、環境に対して行動するとともに、環境への意識を高めます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取り組みの3本の柱を推進することで、市の事務事業から排出される温室効果ガス⁵⁷（二酸化炭素）の排出を削減します。 ● 伊賀市環境保全市民会議などの運営を支援するとともに、それらの活動の自立をめざします。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- クリーンウォークには延 500 人近い参加者があり、環境セミナーなどへの関心も高いことから、これらの行事を通じて環境保全意識の向上に努めます。

具体的な取組

基本事業① 地球温暖化防止に向けた取り組みの推進 〔担当課：環境政策課〕

市の事務及び事業において発生する温室効果ガス排出量を削減するため、市役所新庁舎の環境的配慮など大規模施設における省エネルギーの推進、環境負荷の少ない公用車導入、日常業務における取り組みを推進します。

基本事業② 環境保全意識の高揚・啓発 〔担当課：環境政策課〕

市内河川 18 地点の水質調査を継続して実施することで、水質の状況を把握します。
関係市民団体と協力して環境保全意識の啓発に努めます。

基本事業③ 不法投棄をさせない、されない体制づくり 〔担当課：廃棄物対策課〕

不法投棄をなくすため、市民と行政が協働して不法投棄物の処理にあたりるとともに、各地域の要望により必要な場所に監視カメラの設置を行い、不法投棄をさせない監視体制に努めます。

⁵⁷ 温室効果ガス：太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つ大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスのこと。

2-3-1

一般廃棄物 廃棄物を減らし、再資源化し、 残りは適正に処理する

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
資源化率の向上	資源化率 = (資源化量) / (ごみ処理量 + 集団回収) × 100 (%)	55.1 (H27)	55.8 (H32)

現状と課題

- 現在のごみ処理は、さくらリサイクルセンターで行っており、可燃ごみ約2万2千トン/年については、RDF（ごみ固形燃料）化処理し、「三重ごみ固形燃料発電所」において有効な燃料として熱回収を行っています。しかし、売電による収入のみでの事業継続は困難な状況にあり、2020（平成32）年度末で発電所が停止の計画となっています。また、ごみ処理コストについては、RDF化処理を行っているため一人当たりの年間経費が約1万6千円と、三重県平均の1.35倍、国平均の1.5倍と高コストとなっており、コストの軽減に努める必要があります。
- 資源化率について、RDF（ごみ固形燃料）化処理しているものを除くと、ごみ総排出量に対して約14%であり、他の自治体の平均約18%と比べて低い状況となっています。また、ごみの性状分析をみると、特に容器包装プラスチックで不適合物の割合が大きくなっており、その割合は2014（平成26）年度で28.8%となっているため、分別や洗浄等の必要性をさらに周知していく必要があります。
- 現在の浄化センターは、第1処理場が1984（昭和59）年に建設され、処理能力は80k l/日、第2処理場が1996（平成8）年に建設され、処理能力は70k l/日、あわせて150k l/日で稼働しています。しかし、施設の老朽化及び浄化槽の普及によるし尿等の搬入性状の希薄化等から維持管理費の高騰が課題であるため、青山地区のし尿・浄化槽汚泥を含めた新たな汚泥再生処理センターを建設する必要があります。

市民の意識

平成28年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
37.5% (10)	71.1% (2)	3.4% (34)

() 内は全47施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとは、ルールに従った分別排出を徹底し、周囲にも呼びかけるとともに、事業者、行政、住民自治協議会等による資源回収を利用しながら、地域における環境美化活動等に積極的に参加します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民自治協議会において事業者や行政の発信する情報を収集し、環境学習イベント、出前講座や施設見学会等に参加するなど、事業者や行政と協力して発生抑制やリサイクルの推進に取り組みます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの発生・排出抑制やリサイクルの推進に取り組んでもらうため、市民には、毎月広報いが市やホームページなどさまざまな媒体を通して情報提供を行うとともに、事業者には商工会議所や商工会等を通じ啓発を行っていきます。 ● 地域や学校における出前講座及び施設見学会等を実施していくことにより、資源化率の向上に取り組みます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 廃棄物の発生・排出量を抑制するライフサイクル確立のため、三重県が推進している3R（リデュース（ごみになるものを減らす）、リユース（何度も繰り返し使う）、リサイクル（資源として再利用する））に加えて、本市独自としてリフューズ（ごみになるものをもらわない）を実施しており、これまで以上に4R⁵⁸を積極的に推進し、市民・事業者・行政が一体となった廃棄物のさらなる減量化・再資源化・適正処理を行い、循環型社会の形成に取り組みます。

具体的な取組

基本事業① ごみ処理施設コストの軽減 〔担当課：さくらリサイクルセンター〕

2020（平成 32）年度末までの期間において、RDF（ごみ固形燃料）化処理からの脱退の決定を判断するとともに、新しい処理施設ができるまでの間、民間委託へ移行を図り、ごみ処理コストの軽減をめざします。

基本事業② 分別を徹底して資源化の推進と効率性の向上 〔担当課：廃棄物対策課〕

ごみの分別を適正に行うことによって、資源化が可能なものを極力資源化するとともに、不適切なものの再分別等にかかる費用・労力を減らします。

基本事業③ 生活排水の適正処理と維持管理の効率化 〔担当課：浄化センター〕

浄化センターの設備老朽化等に伴い、新たに汚泥再生処理センターを整備します。また、施設整備に伴い、現在は伊賀南部環境衛生組合において処理を行っている青山地区のし尿及び浄化槽汚泥の処理も新施設で行っていきます。

⁵⁸ 4R：「Refuse（リフューズ）要らないものは断り、ごみを発生させない」、「Reduce（リデュース）ごみにならないように工夫して減らす」、「Reuse（リユース）繰り返し使う、修理・修繕して使う」、「Recycle（リサイクル）もう一度資源として使う」の4つの頭文字をとったもの。

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
年間平均残留塩素濃度	残留塩素濃度の水質検査地点年間平均値合計/水質検査地点数（mg/ℓ）	0.50 （H27）	0.48 （H32）
生活排水処理施設整備率	伊賀市人口に占める生活排水処理施設整備区域内人口の割合（％）	77.6 （H27）	80.5 （H32）

現状と課題

- 少子高齢化による人口減少や節水意識の高まりにより、水需要の減少傾向がみられるなかで、水需要予測の精度を高め、必要とされる給水を長期的に安定して行うことが求められています。これを実現するためには伊賀市水道事業基本計画に基づき、水道施設の維持、更新や経営効率化のための施設統合を計画的に行うことが必要です。また、近年多発している大震災において、水道施設は管路、構造物及び設備にさまざまな被害を受け、長期的かつ広範囲にわたる断水が発生しました。大規模な震災への備えとして、耐震化の一層の推進が急務となっています。
- 公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽設置整備事業に取り組み、生活排水処理施設の整備率の向上を図ってきましたが、依然としてその整備率は全国平均、三重県平均を下回る状態にあります。木津川上流域に位置する本市にとって公共用水域の水質保全是下流地域に対しての責務であり、引き続き積極的に取り組む必要があります。このため、2015（平成 27）年度で事業エリアの分区や合併処理浄化槽の普及等を考慮した新しい「伊賀市生活排水処理施設整備計画」を策定しました。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
54.1% (1)	73.4% (1)	15.8% (9)

() 内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を将来にわたって享受できるよう、市民一人ひとり、良好な水循環を維持することに努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民が自分たちの住む地域の環境に関心を持ち、水源地域の環境保全に対する意識高揚が図れるよう努めます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道事業と下水道事業が連携して、水道の水源から下水道処理の放流先河川の水質までをトータルに考え、環境への負荷の少ない地球にやさしい水環境の構築を図ります。 ● 環境施策の一環として、総合的な水環境行政の推進、効率的な事業運営による経営基盤強化により、安全安心な暮らしを支える水を守り育み、長く受け継がれる持続可能な上下水道事業を展開します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 本市は木津川水系の上流に位置し、奈良・京都・大阪の下流地域の水源となっており、美しい水環境を提供することにより、「水のきれいな伊賀市」をアピールし、市民意識の高揚を図ります。

具体的な取組

基本事業①	水道事業	〔担当課：上下水道部〕
<p>必要とされる量の安全な水を、だれもがいつでも合理的な対価により持続的に受け取れることを可能とするため、伊賀市水道事業基本計画をもとに、経年化の避けられない水道施設や水道管等の維持、更新や耐震補強、また効率化のための施設統合を計画的に行います。</p>		
基本事業②	下水道事業	〔担当課：上下水道部〕
<p>生活排水処理施設整備率のさらなる向上をめざし、それぞれの地域特性に対応した整備手法（伊賀市生活排水処理施設整備計画）により整備を進めます。</p> <p>公共用水域の水質を保全するため、施設の良好な維持管理に努めるとともに、施設の長寿命化、機能強化を図ります。あわせて、集合処理認可区域以外の地域においては、引き続き合併処理浄化槽の設置を推進します。</p> <p>経営面では、下水道事業についても 2017（平成 29）年度から地方公営企業法の適用を受け、上下水道事業の経営基盤の強化を図ります。</p>		

3. 産業・交流

□この分野における政策一覧□

- 3-1. 地域資源とおもてなしの心を活かした観光のまちづくり
 - 3-2. 人と人がつながる元気な農林業のまちづくり
 - 3-3. 中心市街地と各地域が連携した賑わいのあるまちづくり
 - 3-4. 地域性を活かしたモノづくりと新たなサービス創出が活発なまちづくり
 - 3-5. だれもが働きやすく、働く意欲が持てるまちづくり
 - 3-6. 多様な主体が地域課題を解決するため起業できるまちづくり
-

3-1-1

観光

観光客を呼び込み、もてなす

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
着地型観光 ⁵⁹ 事業で提供されるメニュー数	観光客を呼び込み、もてなす体験・学習型観光商品のメニュー数（件）	81 (H27)	120 (H32)

現状と課題

- 本市を訪れる観光客は国外からが増加する一方、国内客は微減の現状です。外国人観光客の大部分は「忍者」を目的に本市を訪れるため、伊賀流忍者に関するアミューズメント機能の充実はもとより、学術的な分野の整備を図ることで他の地域と差別化を図る必要があります。また、差別化した強みを活かして海外へ情報発信することが必要です。国内観光客には、「忍者」だけでなく本市の歴史・文化・自然などの魅力を今まで以上に情報発信し、誘客に努める必要があります。
- 観光形態は時代とともに変化し、団体旅行から個人旅行へ、また施設見学的観光から体験や学習を含めた観光メニューに嗜好が変化しています。そのため、個人観光客に対し体験・学習型の観光メニューを創出し、提供する必要があります。また、創出したメニューを重層的に提供することにより、観光の産業化をめざす必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
41.0% (7)	31.0% (18)	14.3% (11)

() 内は全 47 施策中の順位です。

⁵⁹ 着地型観光：旅行の発地（出発地）ではなく、着地（到着地）が有する観光資源の情報や受け入れ側の観点から企画・立案・実施される観光形態のこと。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

<p>市民 (団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとは、観光客に対しておもてなしの心で接し再訪意欲を高めるよう努めます。 ● 関係団体・機関は、観光立市実現のため、歴史・文化・自然など本市の魅力を情報発信します。
<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の地域活性化に関する課題やニーズを把握し、観光分野に活かすよう検討します。 ● 着地型観光「伊賀ぶらり体験博覧会 いがぶら」の体験プログラムを工夫し、地域全体での受け入れ態勢を構築します。
<p>市 (市政 再生の 視点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊賀市観光振興ビジョンに基づき、地域の観光資源の一つひとつを「点」に見立て、点に光を当て、点と点を結び、点を持続的に輝かせるとともに新たな「点」を創生するよう取り組みます。 ● 観光施策を取り巻く環境や観光客のニーズの変化に迅速かつ適切に対応します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 本市の独自の歴史や文化・自然を磨き上げ、積極的に情報発信することで選ばれる観光地づくりをめざします。

具体的な取組

基本事業① 地域ぐるみの観光誘客と情報発信 〔担当課：観光戦略課〕

本市の多様な観光資源と、伝統と革新が融合する物産を、さまざまなツールを用いて情報発信し、観光誘客活動を行います。

基本事業② 地域全体で観光客を受け入れる態勢づくり 〔担当課：観光戦略課〕

事業者や各種団体、市民と連携し、伊賀流忍者をはじめとする市内の観光資源を活かした産業の創出や物産及び観光メニューづくりの促進を図ることにより、地域が潤い、地域全体で観光客を快く受け入れる態勢づくりを行います。

3-2-1

農業

自然と共存し、
人と人がつながる農業を元気にする

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
集落ぐるみで行う、地域農業等の事業の取り組み集落数	人・農地プラン ⁶⁰ 策定集落数、中山間制度支払集落数、多面的機能支払交付集落数、営農組織設立集落数の合計（集落）	131 (H27)	144 (H32)

現状と課題

- 農産物の価格低迷により農業所得は大きく減少しており、安定した農業経営が難しくなっています。農業の6次産業化⁶¹、地産地消、農商工連携⁶²、農福連携等の新しいビジネスモデルの取り組みが必要です。また、農産物の高付加価値化や農作業の効率化の取り組みにより、農業経営の改善を促進する必要があります。
- 農作物価格の低迷、米価の下落、農業従事者の高齢化、後継者不足などさまざまな課題から地域の活力が低下し、耕作放棄地などが増加し集落の農地を維持することが困難な地域が増加しています。地域の現状や課題に対応した支援を行うとともに、認定農業者等の担い手の確保・育成や中山間地域における集落営農の組織化、法人化を進め、農地の集約を図る必要があります。
- 中山間地域などにおいては、鳥獣害による農作物への被害が深刻な問題となっており、農業者の生産意欲の減退につながる懸念されます。獣害柵の設置や加害獣の固体調整に取り組む必要があります。

⁶⁰ 人・農地プラン：集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域の話し合いによって、今後の中心となる経営体や農地の集積の方法など、地域農業のあり方を計画すること。

⁶¹ 6次産業化：1次産業としての農林業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業の融合を図り、農林産物等に新たな付加価値を生み出すしくみ。

⁶² 農商工連携：農林業者と商工業者が互いの「技術」「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品の開発やサービスの提供、販路の拡大に取り組むこと。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとは、農業に関心を持つとともに、地元農産物に親しみを持って地元で消費する地産地消に取り組みます。 ● 農業者は、安全安心な本市ならではの農産物を消費者に届けます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の農地を地域で守るため、今後の中心となる経営体や農地の集積方法などについて話し合い、人・農地プランの作成や集落営農組織の設立、強化について検討して推進します。
市 (市政再生 の視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 人・農地プランの作成や、日本型多面的支払事業⁶³の取り組みを支援するとともに、集落営農組織の設立など地域営農の取り組みを支援し担い手農家の育成に努めます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 本市の気候は、寒暖差が大きく水稻など農作物の栽培に適していますが、他の農作物の栽培には適しにくいものの、地域の農業について、集落での話し合いなどにより農業生産活動を継続的に行っていきます。
- 伊賀米、伊賀牛など、伊賀のブランドの認知度を高めます。

具体的な取組

基本事業① 高付加価値化の促進

〔担当課：農林振興課〕

伊賀米、伊賀牛をはじめとする農産物等のブランド力を上げるとともに、6次産業化などの新しいビジネスモデルの導入を支援するなど、農業所得の確保に向けた取り組みを進めます。

環境保全に効果の高い営農活動を実現する農業者に対して支援を行うなど、高付加価値化の取り組みを推進し、地域活性化につなげます。特に「伊賀市菜の花プロジェクト」を推進し、循環型社会のモデルを構築していきます。

基本事業② 担い手農家・集落営農等への支援

〔担当課：農林振興課〕

集落の農地を集落ぐるみで維持管理し、経営発展をめざす集落営農組織等の生産活動を支援するなど集落営農組織の強化に向けた取り組みを進めます。また、認定就農者や認定農業者を支援し優良農地の集積と高度利用を進めます。

中山間地域では中山間地域等直接支払事業⁶⁴への取り組みを支援します。

新規就農者確保に向けて、関係団体との連携により支援体制を構築するなど就農しやすい環境を整備します。

基本事業③ 有害鳥獣被害への対策

〔担当課：農林振興課〕

鳥獣害対策は、集落ぐるみの取り組みが重要であることから、集落ぐるみで有害鳥獣の侵入を防ぎ、被害を防除、軽減する取り組みを支援し、農業経営の安定化、住環境の向上を図ります。

⁶³ **日本型多面的支払事業**：農業の持つ多面的機能を発揮させるため、営農活動や地域活動に対して直接的に支払われる支援制度のこと。多面的機能支払（農地維持支払及び資源向上支払）、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払からなる。

⁶⁴ **中山間地域等直接支払事業**：多面的支払のうち、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援するもの。

現状と課題（続き）

- 素牛（子牛）導入価格の高騰による肉牛肥育経営の圧迫や後継者不足などから、肉牛農家は減少傾向にあるため、伊賀牛存続のため素牛確保の手法も含めて畜産振興に取り組む必要があります。
- 土地持ち非農家の増加と担い手の減少により、農業施設の維持管理・更新における受益者の労力負担と費用負担が毎年増大しています。集落ぐるみで取り組むしくみを推進する必要があります。また、災害発生時に広域的な被害をもたらす恐れがある農業用ため池を含む農業用施設の防災対策を順次進めていく必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の 市民満足度 は	この施策への 市民参画度 は	この施策の 市民重要度 は
28.5% (19)	49.3% (7)	11.9% (13)

() 内は全 47 施策中の順位です。

具体的な取組（続き）

基本事業④	畜産振興事業	〔担当課：農林振興課〕
--------------	---------------	-------------

畜産農家の経営の安定化を図るとともに、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの感染症の防疫対策の徹底と伊賀牛の肉質向上対策に取り組み、伊賀牛のブランド化をさらに進め、畜産振興に努めます。

基本事業⑤	農業・農村の多面的機能維持向上への支援	〔担当課：農村整備課〕
--------------	----------------------------	-------------

「安全・安心な食」と「農」の基盤づくりを担うとともに、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため多面的機能支払交付金事業などにより地域の共同活動を支援します。

3-2-2

森林や里山を大切にし、 森林保全・林業 林業を元気にする

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
認定林業事業体等森林経営計画作成面積	森林法に基づく認定林業事業体等による森林経営計画作成面積の合計 (ha)	1,300 (H27)	2,800 (H32)

現状と課題

- 近年の豪雨による災害などから市民の暮らしを守っていくために、間伐などの適正な施業がされていない森林が増加しており、森林の多面的機能の回復が課題となっています。昔から人びとの暮らしとつながってきた里山林においても、生活様式や燃料利用のあり方の変化から資源として利用されなくなり荒廃が進んでいることから、木質バイオマス⁶⁵利用など木材の利用を促進する必要があります。
- 木材需要の低迷により木材価格が下落し、林業の持続的かつ健全な発展が望めない状況となっています。木材の地域内利用など木材資源の地域循環のしくみを再構築する必要があります。
- 林業の担い手不足などにより手入れが行き届いていない森林が増えており、また生活様式の変化に伴い里山の荒廃も進んでいることから、土砂災害の危険が増しており、風水害被害を出さないためにも森林の多面的機能の回復が必要です。また、木材市場の低迷が続いていることから、木材の地域内利用の促進やバイオマス利用など新たな木材利用を進める必要があります。小規模な森林を所有する森林所有者の割合が多いため、施業地の団地化などの森林経営の効率化が必要です。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
15.0% (33)	19.4% (30)	4.0% (30)

() 内は全 47 施策中の順位です。

⁶⁵ 木質バイオマス：木材からつくられる再生利用が可能なエネルギー源で、間伐材や木屑などがある。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとり、森林に関心を持ち、里山を大切に、学習をして保全に努めます。 ● 林業事業者は、間伐の実施や未利用間伐材の木質バイオマス利用による森林、里山の保全に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 里山林の整備や森林保全活動を自ら計画し実行します。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 間伐等に対する支援を実施することで認定林業事業者を育成・支援し、森林経営計画の策定を支援します。それにより森林が本来の機能を発揮できるように取り組みを進めます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 森林の持つ機能が身近に感じられる環境と、豊富にある森林資源を利用し、地域循環させることにより、伊賀の森林や里山に誇りを持てるような地域をめざします。

具体的な取組

基本事業① 間伐等の森林施業の促進

〔担当課：農林振興課〕

森林の多面的機能の発揮と森林資源の継続的利用ができるよう、間伐及び間伐にかかる搬出に対し助成を行うなど、森林施業の促進を図ります。また、地域住民の暮らしにかかわりの深い森林保全、特に里山林の整備や保全活動を支援します。

基本事業② 木材の利用促進

〔担当課：農林振興課〕

木材価格の低迷に対応するため、流通システムの検討と木材資源をすべて有効に利用するための木質バイオマス利用を推進します。

公共施設への伊賀産材の利用推進をはじめとして、木材の地域内利用を促進します。

基本事業③ 担い手の育成支援と森林施業地の団地化の促進

〔担当課：農林振興課〕

団地化等による施業の合理化が進められるよう、森林の境界明確化や森林経営計画の作成に対し支援を行い、林業経営を担う認定林業事業者等の育成に取り組めます。

3-3-1

中心市街地 活性化

中心市街地の賑わいをつくる

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
中心市街地の歩行者・自転車 通行量	中心市街地内の4ヶ所で定点計測し た合計人数（人/日）	4,421 （H27）	4,600 （H32）
小売年間販売額	商業活性化重点軸（上野市駅前及び 本町通周辺）の小売年間販売額（百 万円）	2,515 （H27）	2,550 （H32）

現状と課題

- かつて中心市街地は周辺地域の中心として多くの買い物客で賑わい、日々の人びとの生活を支える地域でした。その賑わいを取り戻すために、城下町の魅力を守り育てて発信し、定住人口の維持に努めるとともに、周辺地域や市外から訪れる人を増やし、交流人口の増加を図る必要があります。
- 2008（平成 20）年に伊賀市中心市街地活性化基本計画が認定され、駅前再開発事業によりハイトピア伊賀の建設を行うなど、中心市街地の活性化の実現に向けたさまざまな事業を進めています。このようななか、庁舎移転に伴い、現庁舎の利活用をはじめ公共施設のあり方や、それに伴う中心市街地の賑わいのあり方を再構築する必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
9.8% （39）	28.7% （19）	10.5% （15）

（ ）内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとは、中心市街地の歴史的な背景を大切にします。 ● 関連事業者（商業者等）は、歩きたくなるような町並みになるよう、調和のとれた店舗づくりを進めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺地域や市外から訪れる人が増えるよう、課題を把握し地域での解決策を検討します。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 城下町のたたずまいを取り戻し、城下町に残る伝統的な文化や技を守り育てることによって、中心市街地の魅力を高め、地域住民が主体となって事業に取り組む体制を強化し、その魅力を市内外に発信します。 ● 中心市街地を取り巻く環境や住民ニーズの変化に敏速かつ適切に対応します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 歴史や文化で培われてきた城下町である中心市街地の魅力を再確認するとともに、その魅力を市内外に発信し、「住みたいまち」「訪れたいまち」として中心市街地の賑わいを取り戻します。

具体的な取組

基本事業① 街なみ環境整備事業・市街地整備推進事業 〔担当課：中心市街地推進課〕

歴史的な町並みに調和した道路美装化や、コミュニティ施設の整備等、訪れる人や市民が楽しくなる空間づくりを行います。また、町家の保全や活用に取り組むことで歴史的な城下町のたたずまいを守ります。

基本事業② 中心市街地活性化事業 〔担当課：中心市街地推進課〕

伊賀市中心市街地活性化基本計画の認定に際し設立された(株)まちづくり伊賀上野や中心市街地活性化協議会と連携しながら、民間主体の核となる活性化事業の掘り起こしをサポートし、第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画の認定を含めた国・県等の支援を有効に活用しながら中心市街地の活性化に取り組みます。また、これと連携して、現庁舎地を平日・休日・昼夜を問わず賑わいの核となるような施設の検討を推進します。

3-3-2

商工業

商工業活動を盛んにする

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
新規加入事業者数	上野商工会議所、伊賀市商工会に新たに入会した数（件）	48 (H27)	60 (H32)

現状と課題

- 賑わいのあるまちづくりには、中心市街地や地域の拠点である商店街の振興が不可欠であり、地域住民の日常的な買い物の利便性のための地域に密着した店舗の維持及び多様化するニーズへの対応とともに、人が集まり楽しめる賑わいの充実や地域社会における活力の創造など、地域固有の魅力を活かした店舗や商店街等のコミュニティ機能を強化する取り組みが求められています。また、そういった取り組みには原動力となる事業者の意欲を高揚させるためのしくみづくりが必要です。
- 賑わいのあるまちづくりを進めていくなかで、その取り組みの原動力となる市内の中小企業・小規模企業は全事業所の大半を占めており、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在です。しかし、経済がグローバル化⁶⁶するなか、地域間・企業間競争の激化、社会環境の変化などにより厳しい状況を迎えており、中小企業・小規模企業の経営の安定化に向けた適切な支援体制が必要です。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
11.8% (36)	44.0% (9)	5.8% (25)

() 内は全 47 施策中の順位です。

⁶⁶ グローバル化：国境などを越えて、地球規模で社会的あるいは経済的な影響が及び、変化が引き起こされること。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとは、商工業の振興が市民生活の向上や地域の活性化につながることを理解を深め、地元の商店や地元企業を利用します。 ● 企業・商店（事業者）や商工業関係団体は、商工業の振興施策により市民との関係性の構築に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工業の振興が地域の経済循環につながることを市民に理解いただくため、地域のニーズを把握するとともに、地域固有の魅力を活かした取り組みを積極的に行います。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域固有の魅力を活かした継続的な集客と賑わいにつながる事業の創出、並びに事業者の意欲を高揚させるための取り組みを支援し、商工業の活性化を促進します。 ● 中小企業・小規模企業の経営の安定化に向けた振興施策の取り組みについて、関係団体等と連携し推進します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 市民のだれもが誇りを持てるように、地域固有の魅力を活かした商工業の発展をめざします。

具体的な取組

基本事業① 商工業活性化支援事業 〔担当課：商工労働課〕

中心市街地や地域の拠点において、賑わいを創出するための意欲ある商店街等の販促活動を支援するとともに、空き店舗等を活用して魅力ある集客施設を開業する事業者や、既存店舗の機能強化や販売促進に取り組む事業者に対し支援を実施します。

事業者の意欲を高揚させ、新たな事業展開の創出を図るため、優良な伊賀産品とその生産等に携わる事業者を伊賀ブランドとして認定し、優先してPR・推奨し販路拡大をめざします。

基本事業② 中小企業・小規模企業振興事業 〔担当課：商工労働課〕

中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上を図るため、日本政策金融公庫経営改善貸付制度の資金利用者への利子補給補助や小規模事業資金融資制度の資金利用者へ保証料補助を行うとともに、その経営コンサルティング機能を担う上野商工会議所や伊賀市商工会へ支援を実施します。

伊賀地域みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会において、商工関係団体や金融機関、大学等と連携し、具体的な振興施策等の検討を進めます。

3-4-1

産業立地

地域の特性を活かした 新たな産業を創出する

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
新規立地企業件数	工場立地動向調査における新規立地企業件数（件）	9 (H27)	12 (H29～32の 平均値)

現状と課題

- 当市では、近畿・中部両都市圏の中間に位置する地勢的優位性から、多くの企業が立地し、県内有数の産業集積地となっていますが、経済がグローバル化⁶⁷するなか、地域間・企業間競争の激化、社会環境の変化に対応するため、多様なニーズを的確にとらえ、創造力と技術力の向上により、ものづくりやサービスの付加価値をより高めていくことが求められます。
- 地域産業の活性化を図るため、事業者等の知恵とやる気を活かし、地域の強みとなり得る地域産業資源を活用した、新商品・新サービスの開発・販売等の事業展開が求められます。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
12.0% (35)	—	5.5% (27)

() 内は全 47 施策中の順位です。

⁶⁷ グローバル化：国境などを越えて、地球規模で社会的あるいは経済的な影響が及び、変化が引き起こされること。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	● 企業（事業所）等は、事業の維持・発展を図り、雇用の維持・拡大に努めます。
地域	● 企業誘致情報を市に提供します。
市 (市政 再生の 視点)	● 商工関係団体や金融機関、大学等と連携し、地域の特性や強みを活かした競争力のある高付加価値産業の創出や新たなサービスの創出につながるしくみづくりを進めます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 近畿・中部両都市圏中間に位置し、津波等の災害に強いという地勢的優位性と地域資源を最大限に活用し、「地域経済の持続的発展のための産業集積の形成」と「産学官が連携した新産業の創出」をめざします。

具体的な取組

基本事業① 企業立地促進事業 〔担当課：商工労働課、産業集積開発課〕

高付加価値産業の形成を図るため、既存の民間遊休地等への企業誘致を推進するとともに、民間主導の産業用地開発をサポートし、産業の活性化を促進します。

基本事業② 産学官連携新産業創出事業 〔担当課：商工労働課〕

産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」を活用し、既存産業の高度化や新産業の創出を促進します。

3-5-1

雇用・就業

働く人の意欲に応え、能力が発揮できる

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
伊賀管内の有効求人倍率	三重労働局が発表する労働市場月報における伊賀管内の有効求人倍率の年度平均値	1.27 (H27)	1.32 (H32)

現状と課題

- 少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少によって、地域経済の活力を維持していくことが難しくなっているなか、雇用情勢が厳しい高齢者が希望する仕事に就けるよう、職業能力の開発と就業の支援が求められています。市内のニート⁶⁸・ひきこもりなどの若年無業者は、15歳から39歳人口の約2.2%を占めると推計され、若年無業者の職業的自立が課題となっています。
- 少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少によって、地域経済の活力を維持していくことが難しくなっているなか、雇用情勢が厳しい障がい者、女性がそれぞれの意欲と能力に応じ働くことができるよう、就労支援体制の充実や就業機会の確保に努め、雇用の拡大を促進することが求められています。
- 伊賀地域の雇用情勢としては、有効求人倍率は改善の傾向にあるものの、労働力需給のミスマッチ⁶⁹や非正規雇用の増加傾向がみられ、労働者の意欲、能力を向上させ、優秀な人材を確保するための、企業内での人材育成等の取り組みが求められています。

市民の意識

平成28年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
9.4% (40)	—	16.4% (8)

() 内は全47施策中の順位です。

⁶⁸ ニート：いわゆる若年無業者。労働経済白書（厚生労働省）では、「教育を受けず、労働を行わず職業訓練もしていない15歳から39歳の者。家事手伝いは含まれない」と定義している。

⁶⁹ 労働力需給のミスマッチ：求職者と求人者の条件が合致しないことにより、求職者数に見合う数の求人があるにもかかわらず、雇用が創出されないこと。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	● 企業（事業者）は、働く人の意欲に応える多様な就業・雇用の促進を行います。
地域	● 労働者の意欲、能力を向上させ、企業内での人材育成などの取り組みを促進します。
市 (市政 再生の 視点)	● 関係機関・団体等への支援を通じ連携しながら、だれもが働きやすく、働く意欲が持てるよう多用な就業・雇用の拡大に努めます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 本市では、職業相談員による就労相談を実施します。相談員が、仕事探しの方法や心構え等についてのアドバイス、資格・技能取得講座等の紹介、履歴書の書き方や面接の受け方など、就労に関するさまざまな相談を受け付け、働く人の意欲に応えるよう支援します。

具体的な取組

基本事業① 高齢者、若年者の職業相談事業 〔担当課：商工労働課〕

高齢者職業相談やシルバー人材センターの事業活動への支援を通じて、高齢者の就業を促進します。

若年者に対しては関係機関と連携し、「いが若者サポートステーション」での自立訓練、就労体験等を実施し、若年無業者の職業的自立を支援します。

基本事業② 障がい者、女性の就労支援 〔担当課：商工労働課〕

障がい者の雇用促進を企業に働きかけるとともに、市内定着に向けたハローワークの就職面接会や就職情報の提供を行います。

女性が働き続けることができるよう、企業での職場環境づくりの取り組みを普及・啓発します。

基本事業③ 人材育成等の促進 〔担当課：商工労働課〕

非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ⁷⁰等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取り組みを実施する事業主に対して、国の助成金制度の周知、広報を行います。

地元での就職を希望する学生や求職者に対し、市内企業との情報交換の場として「合同就職セミナー」を開催します。

⁷⁰ キャリアアップ：より高い能力を付けること。経歴を高めること。

3-6-1

起業支援

事業性、継続性のあるビジネスが創出できる

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
新規起業件数	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画における創業支援機関の支援のもと創業を行った事業者数（件）	26 (H27)	40 (H32)

現状と課題

- 本市においては中心市場との距離や情報量の少なさにより起業に適さない環境であるほか、全国的な景気の向上による雇用情勢の改善、定年年齢の引き上げ等により起業希望者が減少しています。また比較的起業しやすい飲食・小売店舗等の創業においても地域住民の高齢化・域外への流出により市場規模が縮小しており、事業継続が困難な状況です。これまで（公財）伊賀市文化都市協会所有の産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」に設置されたインキュベーション⁷¹室の活用やインキュベーションマネージャーとの連携により、産学官の連携により地域に根ざした新産業を創出する起業家への支援を行ってきました。今後も地域産業の活性化と雇用の創出を図り多様な就業先を確保するために、起業家の積極的な創業と地域ぐるみでの創業者の事業継続への支援が求められます。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
4.8% (47)	14.1% (41)	2.5% (36)

() 内は全 47 施策中の順位です。

⁷¹ インキュベーション：Incubation とはふ化の意。卵をふ化させるのに例えて、起業が軌道に乗るまでの間、資金やノウハウ、設備などの支援を行うこと。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとは、市内の起業家を地域活性化の担い手として認識し、積極的に応援するために商品・サービスの積極的な利用や情報発信に協力します。 ● 企業（事業者）は、起業にあたって地域の企業ニーズを把握するとともに、地域特性を活かした事業を積極的に推進するほか、市及び関係団体の支援を活用し、円滑な事業活動に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 起業家を地域活性化の担い手として、地域ぐるみで応援し、域外への情報発信に努めます。 ● 域外からの創業希望者に対して、地域に根ざして事業を推進してもらえよう、溶け込みやすい地域環境づくりに努めます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 創業希望者が円滑に起業し、事業が継続できるよう、各種支援の紹介や相談業務、経営指導など、必要な支援を提供します。 ● 創業を支援するため、事業環境等を熟知し、起業・操業に対する高い知識を持った専門職員を育成します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 研究開発機能、インキュベーション機能、人材育成機能を有する産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」を拠点とし、産学官が連携して新産業の育成を図っていきます。

具体的な取組

基本事業① 創業支援事業計画の実施

〔担当課：商工労働課〕

2015（平成 27）年 5 月に経済産業省の認定を受けた産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画に基づいた支援を実施します。

伊賀地域の商工団体等との連絡機関である「伊賀流創業応援忍者隊」を組織し、各機関との情報共有を行うとともに、市に相談窓口を設置し必要な支援についての紹介を行います。

4. 生活基盤

□この分野における政策一覧□

4-1. 歴史文化や風土と調和した、秩序あるまちづくり

4-2. 市内外の交通インフラ整備により、人・モノ・情報の流れが活発なまちづくり

4-1-1

都市政策

適正な土地利用により
まちの魅力を高める

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
都市計画区域の再編と新たな土地利用管理制度の導入	上野・伊賀・阿山・青山の4つの都市計画区域を統合する都市計画の決定と新たな土地利用管理制度である条例の制定	—	完了 (H29)
新たな土地利用管理制度における条例違反件数	新たな土地利用管理制度の導入に向け制定を予定する新条例において、施行後適正な指導を行うことで、条例違反を未然に防ぐ（件）	—	0 (H32)
伊賀市公園施設長寿命化計画に基づく更新進捗率	更新・整備の実施済額／伊賀市公園施設長寿命化計画に基づく施設の更新・整備に必要な総事業額（%）	17.0 (H27)	92.0 (H32)

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化が進み、社会情勢も大きく変化するなか、これまでの拡大・成長に下支えされたまちづくりのシステムを見直し、高密度で効率的なコンパクトなまちづくりと公共交通等とが組み合わされた、将来的に持続可能な都市構成にすることが求められています。本市特有の自然環境や都市の姿を継承し、地域特性に応じた個性を活かしつつ、多様な連携と交流によって市域全体を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図る必要があります。
- 市街地では、都市交通の骨格を成す街路整備や公園等の都市施設整備を計画的に進め、バランス良く配置することが必要です。特に市街地での公園施設は、災害時の避難所など多岐にわたる機能や効果があるほか、街路についても都市全体の中でのそれぞれのエリア機能を有機的に結び付ける役割を担っています。しかし、都市公園については、その多くの施設で老朽化が進み、適切な維持補修や更新が困難になっているなど、根本的な問題を抱えています。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

<p>市民 (団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民だれもが、地域環境への影響を考慮した適正な土地利用を図るとともに、良好な景観が保てるよう努めます。 ● 市民一人ひとは、公園等の都市施設を利用する際には、多数の方々が利用する公共の施設であることを十分理解し、利用するすべての人が安全で気持ち良く利用できるように努めます。
<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な土地利用管理については、十分な地域での議論による合意形成が重要で、景観形成についても地域での合意形成のもと一人ひとりが意識を高めることで、良好な秩序ある景観が守られることから、住民の意識高揚に努めます。 ● 公園等都市施設の維持管理を通して、地域コミュニティの活性化も期待できることから、自発的な取り組みを検討します。
<p>市 (市政 再生の 視点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊賀市都市マスタープラン等の土地利用計画を基本に、地域と協働した土地利用管理手法の制度化に取り組みます。 ● 景観形成については、地域での合意形成のもとで良好な景観が守られるとの視点に立って、交付金事業等も効果的に取り入れながら推進することで、市民一人ひとりの意識啓発に取り組みます。 ● 都市施設の整備や老朽化施設の維持補修や更新については、緊急度・重要度の高い施設から順次整備してきます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 国が提唱するコンパクトシティ⁷²・プラス・ネットワークの考え方を先取りし策定された伊賀市都市マスタープランに基づき、拠点地域の都市機能の維持・拡充、集積を図るとともに、これらが多様なネットワークでつながる多核連携型の都市構造をめざします。
- 本市が持つ自然環境や歴史・文化などの景観の保全や形成を進めるなかで、個性豊かな地域資源を活用した地域の魅力の増進を図ります。

具体的な取組

基本事業① コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進 〔担当課：都市計画課〕

上野市街地とその周辺を広域的拠点とし、交通結節点や各地域の日常生活の中心拠点である支所周辺を地域拠点として位置づけ、これらを公共交通等で結ぶことにより、住み良さが実感できる、効率的で持続可能な「多核連携型の都市構成」をめざします。

上野・伊賀・阿山・青山の4つの異なる都市計画区域を統合し、一つの都市計画区域として設定するとともに、全市統一した土地利用管理手法について、制度設計を進めます。

基本事業② 都市施設整備 〔担当課：都市計画課〕

市街地では、都市交通の骨格を成す街路整備や公園等の都市施設の整備を計画的に行います。公園施設については、重点的・効率的な維持管理と伊賀市公園施設長寿命化計画に基づき施設の更新を行います。

⁷² コンパクトシティ：人口減少・超高齢社会などに対応し、安全で快適な生活を持続可能とするため、まちの中心に人、施設、各種機能がまとまったまちのこと。

現状と課題（続き）

- 伊賀市ふるさと風景づくり条例を 2009（平成 21）年 1 月より施行していますが、城下町を中心に現況調査を実施したところ、伝統的建築物の取り壊しや町並みの崩れなどが浮き彫りとなり、景観計画と住民意識が乖離していく傾向が見受けられることから、これを食い止めるために住民意識の向上が必要となっています。また、中心市街地の空洞化や農山村地域における高齢化や後継者不足などにより、城下町のたたずまいや農山村風景といった本市らしい景観を守っていくことが難しくなりつつあります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の 市民満足度 は	この施策への 市民参画度 は	この施策の 市民重要度 は
8.1% (44)	37.4% (15)	6.3% (24)

() 内は全 47 施策中の順位です。

具体的な取組（続き）

基本事業③

良好な景観形成の促進

〔担当課：都市計画課〕

景観に関する市民意識の高揚を図ります。

本市の魅力の一つとして活用するため、自然風景や城下町の伝統・風格を活かした魅力ある景観形成をめざします。

住環境整備

だれもが安心な住まいで暮らせる

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
耐震性のない住宅戸数の割合	1980（昭和 55）年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（%）	67.4 (H25)	58.0 (H32)
特定空家等 ⁷³ の件数	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等の件数（件）	215 (H27)	100 (H32)

現状と課題

- 2013（平成 25）年度末の住宅総数は 33,880 戸であり、そのうち、耐震性のある住宅は 26,165 戸となります。これをもとに算出した「居住世帯のある住宅総数のうち耐震性のある住宅戸数の割合」（耐震化率）は 77.2%で、同じく国が算出した全国の耐震化率 82%と比較して低い状況となっています。また、国は住宅の耐震化率を 2020（平成 32）年までに 95%とする目標を設定していますが、本市における近年の耐震補強補助実績が年 5 戸である状況から、耐震化の促進につながるさらなる取り組みが必要です。
- 公営住宅、改良住宅を合わせた管理戸数は 1,626 戸で、これらの住宅ストック⁷⁴を良好な社会的資産として有効活用することは重要な課題となっていることから、2013（平成 25）年に伊賀市公営住宅等長寿命化計画を策定し、住宅ストックの現状や予算の平準化等を考慮しつつ、効率的・効果的に建替・改善等を実施するものとしています。しかし、昭和 30 年代以降に建設された住宅の数は多く、著しく老朽化が進んでいますが、具体的な計画には至っていないため、建替等の具現化に向けた積極的な検討が必要です。

⁷³ **特定空家等**：倒壊の恐れや衛生上の問題がある空き家で、特定空家等と判定され、法律に基づく勧告がされた場合、固定資産税の優遇が受けられず、更地と同等の課税がなされる。

⁷⁴ **住宅ストック**：ストックとは備蓄や在庫など、ある一時点に存在するものの意味で、住宅ストックといった場合、特に社会資産としての側面に着目した現存する住宅のことを指す。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家等を含むすべての建築物は、その所有者が適正に管理する責務があることから、住宅・建築物の耐震化の促進にあたっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建物所有者が自らの課題とし、かつ、地域の問題であることを認識し、市民一人ひとりが主体的な取り組みに努めます。 ● 関連団体や関連企業（事業者）は、ともに連携し、相談会の実施や市民に対する情報提供などに努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅・建築物の耐震化をはじめ、防災等に対する取り組みを広げるため、自分たちの地域は自分たちが守るという意識を持ち、自治会等地元組織が中心となって、課題やその対策を考えます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊賀市住生活基本計画及び関連計画に基づき、耐震診断・耐震補強工事等の支援、市営住宅の建替・改善の促進、空き家化の予防及び空き家の利活用の推進のため、行政内部の幅広い関連部署との協議を図りながら、市民・地域団体、住宅関連事業者とともに取り組みます。 ● 社会経済情勢や関連計画・補助制度の見直しなど、事業への変化には迅速かつ適切に対応します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 本市は、就労や就学のための転出による人口減少がありますが、全国で「移住しやすいまち」23市に選ばれ、近畿圏と中部圏の同規模の市の中では民力総合指数（朝日新聞出版社（週刊誌AERA））がトップとなっています。
- 本市は、中心市街地、新市街地、地域拠点、郊外住宅地、農山村集落など、住宅地として多様な選択肢のある住環境に恵まれ、あわせて暮らしの豊かさや生活の質が高い地域と考えられることから、この地域資源を活かした住環境をめざします。

具体的な取組

基本事業① 木造住宅等の耐震化促進事業 〔担当課：建築住宅課〕

市民の生命や財産を守ることができる住まいの安全を確保するため、新耐震基準導入以前の既存建築物、特に倒壊の危険性の高い木造住宅の耐震診断や補強に対する支援を図ります。

耐震改修の実施にあたっては、移住促進補助金やリフォーム補助金制度の情報提供を行うなど、木造住宅等の耐震化促進に取り組みます。

基本事業② 市営住宅の建替・改善事業 〔担当課：建築住宅課〕

市営住宅の建替・改善事業を進めるうえでは、財政的制約などが厳しくなることから、国の交付金事業を活用した建替・改善事業による推進、民間の技術力・資金力・経営能力を活かしたPFI⁷⁵事業の推進など、市営住宅事業全体のマネジメントの強化を図ります。

⁷⁵ PFI：Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

現状と課題（続き）

- 2015（平成 27）年に実施した実態調査では、本市の空き家は約 2,500 戸です。特定空家等と言われる危険な空き家へは法律に基づく措置を進めるとともに、利活用可能な空き家については、適正な管理を促し、移住・交流施策と絡めた利活用を推進していく必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
24.0% (24)	41.9% (12)	11.3% (14)

() 内は全 47 施策中の順位です。

具体的な取組（続き）

基本事業③

空き家の適正管理の推進

〔担当課：市民生活課〕

特定空家等と判定されたものについては、法に基づき措置を行います。
空き家化の予防や空き家の適正管理について啓発を行うとともに、伊賀流空き家バンクを通して空き家の利活用を促進します。

4-2-1

道路

道路ネットワークによって 移動がしやすい

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
市道改良率	全体延長に対する改良済延長比率 (%)	26.66 (H27)	26.68 (H31)

現状と課題

- 主要路線の改良工事は、地域からの要望も多く、また、本市の産業・文化振興の観点からも市域を短時間で結ぶ道路網の構築が必要です。しかし、国への補助申請に対する補助金交付決定率が年々低下しており、目標とする工事進捗率を達成することが困難であることから、地域からの要望と執行予算のバランスをとる必要があります。
- 本市全域で市が管理すべき橋梁は約 1,700 橋という膨大な数となっており、そのうちの多くが高齢化橋梁となってきています。危険と判断される橋梁においては、緊急に維持・修繕を行う必要がありますが、すべての橋梁について短期間で損傷箇所を把握、修繕することが非常に困難であるため、緊急を要する損傷を迅速、的確に発見、判断し優先順位を付けて修繕する必要があります。
- 本市全域での認定市道延長は約 2,300km であり、市が管理すべき道路は膨大な量となっています。市道の舗装状態の実態を把握し、重要と判断される路線については、異状または損傷を早期に発見し舗装修繕を実施していくことが必要となっていますが、すべての路線において異状または損傷を修繕することは非常に困難であるため緊急を要する箇所を迅速、的確に発見、判断し優先順位を付けて修繕する必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
29.7% (17)	42.2% (11)	10.3% (18)

() 内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとは、簡易な道路維持（側溝清掃、道路周辺の草刈や原材料支給による小修繕等）を地域や市民どうしの協力により行い、道路を大切に使います。 ● 市民一人ひとは、通学路や生活道路の点検を行い危険箇所等の洗い出しを行います。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路整備や修繕に関する住民の要望等を主体的に把握・統括・判断し、市に報告する等、地域での合意形成を担います。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光道路、緊急道路、生活道路等の道路分類を行い、重要度や優先順位を的確に判断し、住民のニーズとのバランスをとりながら、安全・安心でスムーズな通行が可能な道路、橋梁の維持、改良を行います。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 近郊都市部（名古屋、大阪）への最重要幹線道路であり本市の中心市街地を走る名阪国道へ本市全域からスムーズにアクセスできる交通網を整備します。
- 観光地である中心市街地においては歴史的な町並みに調和した道路美装化に加え、伊賀街道、大和街道、初瀬街道等の歴史ある道路を整備することにより、訪れる人や市民が楽しくなる空間づくりをめざします。
- 本市を周回するコリドールロードにより、市内の行き来をスムーズに保ちます。
- コンパクトシティ⁷⁶の考え方も踏まえ、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりができる道路整備をめざします。

具体的な取組

基本事業① 道路改良事業 〔担当課：建設 1 課、建設 2 課、都市計画課〕

工事コスト縮減に努め、重要度や優先順位を的確に判断し、住民のニーズとのバランスをとりながら道路整備の進捗を図ります。

基本事業② 橋梁維持修繕事業 〔担当課：建設 1 課、建設 2 課〕

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁点検等を実施し、緊急を要する損傷、劣化等が見受けられる橋を重点的に修繕し、コスト縮減及び安全・安心な道路空間の整備を図ります。

基本事業③ 道路維持修繕事業 〔担当課：建設 1 課、建設 2 課〕

職員による道路巡視に加え、道路利用者、沿道自治会の協力も得て、早期の危険箇所等の発見と迅速な補修に努め、歩行者や車の安全な通行を確保します。また、必要に応じて地区へ材料支給を行い、きめ細かな道路の維持管理に努めます。

⁷⁶ コンパクトシティ：人口減少・超高齢社会などに対応し、安全で快適な生活を持続可能とするため、まちの中心に人、施設、各種機能がまとまったまちのこと。

4-2-2

公共交通

身近なバスや鉄道に愛着を持ち、
みんなで支える

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
市内バス年間利用者数	行政バス、廃止代替バス ⁷⁷ 、事業者バス（高速路線除く。）の合計年間利用者数（人）	693,100 (H27)	720,000 (H32)
市内鉄道駅年間利用者数	JR、近鉄、伊賀鉄道の市内に所在する各駅の合計年間利用者数（人）	3,031,408 (H27)	3,252,000 (H32)

現状と課題

- 市内におけるバス交通は、営業路線バス（高速路線除く。）、市の自主運行による7つの廃止代替バス、行政サービス巡回車など6つの行政バス、地域主体の2つの地域運行バスにより運行されており、今なお地域住民の生活や社会参加に欠かせない存在ですが、近年の人口減少や少子高齢化などから利用者の減少傾向が続くなか、バス事業者による路線撤退や市等の自主運行にかかる財政負担の増加が懸念され、その確保維持が極めて困難な状況に陥る恐れがあります。

⁷⁷ 廃止代替バス：路線バス等の公共交通機関が廃止された場合、その代替として自治体（市町村）等がバス事業者に替わって路線維持を図るため運行するバスのこと。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

<p>市民 (団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとり、公共交通を地域の財産ととらえ、自らの交通行動が社会環境や自然環境に及ぼす影響を理解するとともに、自家用車に過度に依存することなく、マイルール、マイバスの意識を持って、自発的に節度ある交通行動を選択します。 ● 関連事業者は、市民や来訪者などにとって利便性の高い公共交通サービスの提供に努めます。
<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の交通ニーズや課題を把握し、諸制度を活用して地域自らが主体となるような取り組みなどの解決策を検討します。
<p>市 (市政 再生の 視点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊賀市地域公共交通網形成計画に基づき、バスや鉄道などの公共交通機関が、市民の移動手段として確保維持、活性化できるよう、交通サービスの提供、利用促進等に交通事業者や地域とともに取り組みます。 ● 公共交通を取り巻く環境や住民ニーズの変化に迅速かつ適切に対応します。 ● だれもが安全で円滑かつ快適に移動することができるよう、交通事業者等と連携協力し施設の整備その他必要な措置を講ずるものとしします。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 公共交通、特に鉄道については、その魅力を向上させ情報発信することで、乗車することが目的となるような観光資源としての役割も担うことをめざします。観光資源として広く認識され、地域外からの利用者を増加させることにより、地域経済へも好影響を与え、市民にとっても鉄道の存在が地域の自慢、誇りとなり、ひいては自分たちの生活交通を維持できる好循環を生み出していきます。

具体的な取組

基本事業① 地域バス交通確保維持事業 〔担当課：交通政策課〕

高齢者や障がいのある人などの移動制約者を含むすべての人が安全・安心かつ公平に移動できるよう、交通事業者や地域と連携し安定的で持続可能な交通サービスの提供により、市民の生活交通確保に努めます。

本市が自主運行するバス事業については、利用実態やニーズに合わせた運行ダイヤやルートとするなど効率的な運行を図ります。

交通事業者や行政による交通サービスを補完するしくみとして、地域運行バスなどの新たな運行方法の導入を推進します。

現状と課題（続き）

- JR及び近鉄の各鉄道路線は、沿線人口の減少などにより利用者が伸び悩み、または減少傾向が続いています。JRの各路線は、関西本線亀山加茂間の電化、草津線の複線化を軸に近代化整備の要望活動を継続していますが、具体的な進展には至っていません。このことから、新たな視点による整備方法の検討や沿線地域のまちづくりと連動した誘客による需要喚起策の検討が必要です。近鉄大阪線は、沿線における労働力人口の減少などにより、列車の減便や駅の無人化が進められており、利便性の低下が懸念されます。リニア中央新幹線は、2027（平成39）年の開業をめざし、東京・名古屋間の建設工事が始まりましたが、名古屋・大阪間は概略ルート及び駅の概略位置が示されていません。
- 伊賀線は、沿線人口の減少や少子高齢化などにより利用者が減少しています。鉄道存続のため、積極的な利用促進策を講じるとともに近畿日本鉄道株式会社と本市により運営支援を行うしくみにより鉄道事業を継続してきましたが、2017（平成29）年度以降は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業により、市が鉄道施設や車両を保有し、運営を伊賀鉄道株式会社が行う、公有民営方式に移行することとなっています。今後、地域が伊賀線を永続的に支えていくため、市民のマイレール意識⁷⁸の醸成、さらなる利用促進策の展開や、市が推進するまちづくり施策等の中に活かす取り組みを進める必要があります。

市民の意識

平成28年度まちづくりアンケートにおける

この施策の 市民満足度 は	この施策への 市民参画度 は	この施策の 市民重要度 は
15.4% (32)	25.9% (23)	16.6% (7)

() 内は全47施策中の順位です。

⁷⁸ **マイレール意識**：鉄道の必要性と重要性を行政、関係機関、住民があらためて認識し、自ら地域の鉄道を守り育てていこうとする意識。

具体的な取組（続き）

基本事業②	鉄道網整備促進事業	〔担当課：交通政策課〕
--------------	------------------	-------------

J R 関西本線亀山加茂間、J R 草津線の線区及び沿線地域の活性化のため、沿線地域のまちづくりと連動し、電化及び複線化整備、自己充電型バッテリー車両の導入実験、駅施設の整備、交通系 I C カード⁷⁹の導入など、幹線鉄道としての機能向上をめざし、関係自治体や整備促進団体、鉄道事業者等と連携しながら取り組みます。

近鉄大阪線は、運行ダイヤ改善等利便性確保のため、鉄道事業者への働きかけと連携協力を努めます。

リニア中央新幹線の建設促進は、当市の将来にその効果が十分発揮されるよう、建設促進団体や関係自治体等と連携して取り組みます。

基本事業③	伊賀線活性化促進事業	〔担当課：交通政策課〕
--------------	-------------------	-------------

伊賀線を永続的に維持していくため、市が鉄道事業の主体の一つとして参画します。このことにより、観光施策や土地利用施策など伊賀線を市のまちづくり施策の中で活かす取り組み、四十九町地内への新駅整備、関連する他の鉄道路線やバス路線とのネットワーク形成と機能強化などによる需要創出や利用促進を図ります。

市民や地域の各主体と連携し、伊賀線を守り育てるマイレール意識の醸成を図ります。

⁷⁹ 交通系 I C カード：鉄道をはじめとする公共交通機関で運賃支払いに利用できる IC カードのことで、電子マネー機能を備える場合が多い。

5. 教育・人権

□この分野における政策一覧□

- 5-1. あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり
 - 5-2. 女性がより一層活躍できる男女共同参画のまちづくり
 - 5-3. 将来を支える子どもたちが充実した教育を受けられるまちづくり
 - 5-4. 生涯にわたって学びの機会が持てるまちづくり
-

5-1-1

人権尊重・ 非核平和

人権に対する正しい知識を習得する

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
人権問題地区懇談会の参加者数	地区懇談会（学習）に参加した人数（人）	4,838 (H27)	5,000 (H32)
人権相談の相談者数	人権侵害に関する人権相談を受け付けた人数（人）	13 (H27)	30 (H32)

現状と課題

- 同和問題をはじめ、子ども、女性、障がい者、外国人、高齢者、性的マイノリティ⁸⁰（LGBT）などあらゆる人権問題の解決に向けて、さまざまな取り組みを進めてきましたが、依然として人権意識面での課題が解決されていません。すべての人の人権が保障され多様性が認められる、人権尊重の文化が息づくまちづくりのための取り組みが必要です。伊賀市人権同和教育研究協議会と連携して地域や企業等への人権同和教育の広がりをめざしていく必要があります。
- 社会では、今なお、部落差別をはじめとするさまざまな差別やいじめ、インターネット上の差別書き込み等の人権侵害が存在し、差別意識が助長される深刻な状況になっています。人権侵害防止のため、関係機関と連携した対応が求められています。
- 2005（平成 17）年に非核平和都市宣言を制定しており、中学生の広島平和式典への派遣や講演会などを実施し、平和の大切さへの啓発と核兵器廃絶についての取り組みを進めてきました。戦争体験者がごくわずかとなる今後、戦争の悲惨さを次世代に伝える必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
26.6% (21)	19.0% (31)	1.9% (39)

() 内は全 47 施策中の順位です。

⁸⁰ 性的マイノリティ（少数者）：性的少数派。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーや性同一性障がいの人などを指す。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none">● 市民だれもが、行政等が開催する人権イベント等、さまざまな人権啓発事業に参加し、人権問題について主体的に学び行動します。● 関連団体・機関は、市民に伝わるよう人権意識の啓発活動に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none">● 地域において人権に関するさまざまな啓発事業を展開し、地域住民の人権尊重意識の高揚に努めます。人権リーダー養成講座への参加に努めます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none">● 地域における研修会をはじめ、あらゆる機会をとらえ、市民と協働によるさまざまな手法で啓発事業を推進します。● さまざまな人権侵害の発見や防止、人権に関する相談、偏見や差別意識などから生じる人権侵害に対する救済・保護支援を進めます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 人権に対する意識が高い地域であり、人権や差別についての正しい知識や情報を提供し、一人ひとりの人権意識のさらなる高揚を図ります。

具体的な取組

基本事業① 人権啓発の推進 〔担当課：人権政策・男女共同参画課〕

市民一人ひとりが、さまざまな人権問題を自分自身の課題とし、その解決に向けて努力できるよう、人権講演会や人権フェスティバル、人権問題地区懇談会など、あらゆる場、あらゆる機会を通じて人権啓発活動や人権教育を推進します。また、地域での人権教育リーダーの育成をめざします。

基本事業② 人権擁護と救済 〔担当課：人権政策・男女共同参画課〕

各支所管内で人権擁護委員による人権相談窓口を開設します。また、法務局等と連携して人権侵害の発見と防止、救済と擁護を推進します。

基本事業③ 非核平和の推進 〔担当課：人権政策・男女共同参画課〕

幅広い年代の市民が集い、平和に関心を持つために、戦争体験の伝承を含めた総合的な平和学習の機会を提供します。

5-1-2

同和問題

部落差別をなくす

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
人権大学講座受講者数	人権・同和問題に関する連続講座の受講者数（人）	959 (H27)	1,500 (H32)
人権同和問題に関する学習機会や相談の機会が保たれていると感じている人の割合	まちづくりアンケート調査における「はい」「どちらかといえばはい」の回答率（%）	33.7 (H27)	70.0 (H32)

現状と課題

- 部落差別が残るなか、社会が抱える矛盾や人権侵害は、同和地区に集中的に反映され、同和地区の実態から現在社会が抱えている矛盾や人権を大切にする社会の建設のための課題が見えてきます。これらの課題の解決のため、社会全体を視野に入れた施策を立案するとともに、市民が取り組みを進める必要があります。
- 隣保館では、同和地区に高齢者や単身世帯が多いなか、地域内のコミュニティづくり、生活上の総合相談事業や人権課題の解決に向けた、保健、福祉などの総合的な拠点となっています。児童館では、児童に健全な遊びを提供することにより、健康を増進し情操を豊かにする活動を行っています。教育集会所では、低所得、貧困の連鎖が将来の展望を奪うという状況を解決するため、就学前教育、社会教育、生涯学習の観点からの人権同和教育を推進しています。これらの取り組みの重要性を再認識し、さらなる機能強化を図ることが必要です。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
24.2% (23)	17.9% (34)	2.0% (38)

() 内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none">● 市民一人ひとり、自らの問題として、部落差別の解消に取り組みます。● 伊賀市人権同和教育研究協議会では、広範な人びとや組織と協働して人権同和教育の進化充実に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none">● 地域住民が部落差別の解消に積極的に取り組むように、啓発を行います。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none">● 同和地区の実態や施策ニーズを定期的な生活実態調査などにより把握し、必要な施策を立案します。残された課題を市民と共有します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 市民一人ひとりが、部落差別の解消に積極的に参画してきた経緯があり、差別解消への展望を持って取り組みを推進します。
- 部落差別の解消の取り組みを他のあらゆる人権問題の解決につなげます。

具体的な取組

基本事業① 同和施策推進計画の推進

〔担当課：同和課〕

同和問題の早期解決の視点に立った取り組みを進めるため、同和地区の実情や施策ニーズに基づき生活困窮者への対策などを一般施策の中で体系的に整理し、実施します。

基本事業② 隣保館・児童館・教育集会所事業

〔担当課：同和課・生涯学習課〕

隣保館は、人権啓発の拠点としての人権同和問題に関する事業のほか、各種相談事業を実施し、地域のコミュニティセンターとして住民のニーズに応じた自立支援を図ります。

児童館は、放課後の児童の活動の拠点として、広く仲間づくりや世代間交流事業などを実施します。

教育集会所は、経済的ハンデキャップにより、学力・進路保障がされていない児童生徒に学習の機会を確保し、自尊感情の醸成や自己実現ができ、将来展望を持てるよう学力保障に努めます。また、人権同和教育活動及び生涯学習の充実に努め、市民相互の理解と交流を深められるよう取り組みます。

5-2-1

男女共同参画

性別による分け隔てをなくす

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
審議会等への女性登用率	審議会等の委員のうち女性委員の割合（%）	25.7 (H27)	40.0 (H32)
子育てや介護が男女問わずできるような雰囲気や環境があると思う市民意識調査の割合	まちづくりアンケート調査における「はい」「どちらかといえばはい」の回答率（%）	16.8 (H27)	30.0 (H32)

現状と課題

- 本市の男女共同参画に関する意識調査では、意思決定の場へ参画することについて、女性自身があまり積極的でないという結果がみられ、特に、住民自治協議会など地域活動の分野では女性の参画はあまり進んでいない現状です。女性が男性と対等に活躍し、女性の具体的な意見を取り入れた社会づくりのために、積極的に参画していく意義を啓発していく必要があります。
- 家庭生活での役割分担の多くを女性が担っている状況であり、日常生活の中で性別による固定的役割分担意識をなくし、保育や教育を通して男女の平等意識や共同参画意識を育てていくことが必要です。また、ドメスティック・バイオレンス被害者の早期発見や相談体制の充実など、被害者が孤立することのない環境整備が必要です。
- 意識調査では、「男は仕事、女は家事・育児・介護」という考え方を否定する人の割合が増加し、固定的性別役割分担意識が薄れてきているものの、実際の生活の現状と考え方にはギャップがあります。また、男性の生活は仕事中心である場合が多く、その結果家事・育児・介護への参画、地域活動や自己啓発なども十分行うことができない状況がみられ、長時間労働の是正など働き方の改革が必要です。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
22.6% (27)	21.9% (28)	2.3% (37)

() 内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとは、男女共同参画に関連する活動へ積極的に参画するとともに、仕事と家庭生活の両立に努めます。 ● 企業（事業所）は、市民が仕事と家庭生活を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス⁸¹の推進に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域では、固定的役割分担意識の解消に向けた研修会を実施し、意思決定の場への女性登用に努めます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災における男女共同参画の促進や、子育てや介護支援の充実など、新たな視点を取り入れ、住民自治協議会への女性登用啓発などによる「社会活動・地域活動における男女共同参画の推進」と伊賀市人権学習企業等連絡会への両立支援に関する情報提供による「ワーク・ライフ・バランスの推進」に重点的に取り組みます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 伊賀市パートナーシップ宣誓制度をはじめとする性的少数者への人権保障の取り組みを通して、性の多様性に関する理解を含め、男女の平等意識や共同参画意識を育んでいくことで、人権尊重の理念を高め「だれもが輝く男女共同参画社会の実現」をめざします。

具体的な取組

基本事業① 男女の参画拡大 〔担当課：人権政策・男女共同参画課〕

政策・方針決定過程への女性登用・参画を促進するとともに、職業生活における女性の活躍促進や地域社会での男女共同参画について啓発に努めます。また、女性のエンパワーメント⁸²を進め、共同参画の意義や必要性について理解促進に努めます。

基本事業② 男女の人権尊重 〔担当課：人権政策・男女共同参画課〕

男女平等・共同参画意識を広く市民や事業者に浸透させるため、講演会や講座を開催し、啓発・学習の機会を提供します。

性別に起因するあらゆる暴力を許さないという意識を高めるとともに、困難を抱える人に対して相談窓口を開設し、法的知識や助言を行います。

基本事業③ ワーク・ライフ・バランスの推進 〔担当課：人権政策・男女共同参画課〕

事業者に対し、企業訪問やイクボス講座などのセミナー開催時に、働き方改革を通じた、育児・介護休業制度や時間外労働の制限、勤務時間の短縮など、仕事と生活の両立支援にかかる制度の定着及び利用促進について企業訪問やセミナー開催により働きかけます。

⁸¹ **ワーク・ライフ・バランス**：ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、だれもが働きやすいしくみをつくること。2007(平成19)年12月には、働き方の改革を促す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と、具体的な数値目標を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

⁸² **エンパワーメント**：一人ひとりがその人らしく活動するなかで、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身に付けること。

学校教育

子どもたちが、未来に夢や希望を持てる

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
市民の意見を取り入れて学校改善を行っていると感じている保護者の割合	保護者や学校評議員や学校評価委員等の意見を取り入れて、学校改善に努めていると感じている割合（%）	89.7 (H28)	94.0 (H32)
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査における「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合（%）	79.2 (H27)	84.2 (H32)

現状と課題

- 子どもの貧困問題にみられるように、経済的・家庭的状況が厳しい子どもたちに対する具体的な支援が必要です。そのため、これまでの取り組みに加えスクールソーシャルワーカーを配置しました。確かな学力の保障、人権・同和教育の充実、キャリア教育⁸³の推進は、子どもたちが将来の夢の実現に向かう進路保障の取り組みそのものです。外部の意見を積極的に取り入れ、学校改善に努め、特色ある学校・幼稚園教育を進める必要があります。
- 2015（平成 27）年度の全国学力・学習状況調査結果では、小学校における正答率は全国と比較してほぼ同じ状況であり、「知識」「活用」とも取り組みの成果が現れてきています。中学校における正答率は全国と比較してやや低い状況があり、「知識」「活用」とも課題がみられました。また、全国平均よりも「家庭学習の時間」が少なく、「携帯電話やゲームの時間」が多いなど、児童生徒の生活習慣において全国と比べて課題があることが明らかになりました。引き続き、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシート等を活用した継続的な学習状況の把握や授業改善、授業研究等に組織的に取り組むとともに、土曜授業等を活用して、生活習慣、学習習慣、読書習慣の家庭での確立に向け、保護者・地域と連携を図る必要があります。
- 2011（平成 23）年度に実施した「伊賀市同和教育に関する教職員意識調査」結果から、多くの教職員は同和教育解決に向けた認識や姿勢を身に付けているものの、地域の人権啓発に活かしていくことに対しての不十分さや若い世代の指導に対する自信のなさが明らかになりました。学校からは他人を傷つけるような発言が報告されていますが、解決に向けて保護者、地域と連携を図る必要があります。

⁸³ キャリア教育：児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民だれもが、学校・幼稚園と手を携え子どもたちが夢を実現できるよう子どもたちの支援に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域は、子どもたちをともに育てるという意識を持ち、学校・幼稚園に積極的にかかわり、子どもの学びと育ちを支えます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会は、伊賀市教育大綱、伊賀市教育方針、伊賀市人権同和教育基本方針に基づき、子どもたちが個性を伸ばし、夢を追い求められるよう、一人ひとりが確かな人生観を持ち、心豊かで健やかに成長する教育をめざします。 ● 各学校・幼稚園は、教育を取り巻く環境が激しく変化するなかで、学校・幼稚園教育への要請に対して、迅速かつ誠実に対応します。 ● 学校・幼稚園の情報をわかりやすく提供し、学校・幼稚園の課題を地域全体で共有できるよう努めます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 郷土について学ぶ教材を作成し、推進することにより、地域に愛着や誇りを持ち、伊賀の魅力を発信できる子どもの育成をめざします。
- 地域住民が、地域の学校（園）へ協力したり、参画したいと思えるような魅力ある学校・幼稚園をめざします。

具体的な取組

基本事業① 地域とともに学校マニフェスト推進事業（学校経営品質向上事業）〔担当課：学校教育課〕

確かな学力の保障、人権・同和教育の充実、キャリア教育の推進を3本柱に、子どもたちの自立をめざすために取り組むべき努力目標、具体的な取り組み内容等を学校（園）マニフェスト⁸⁴として作成し、保護者や地域の方に公表し、評価を受け、改善を行い、学校（園）経営の質の向上に努め、保護者・地域に信頼される学校・幼稚園づくりをめざします。

基本事業② 学力向上等推進事業〔担当課：学校教育課〕

確かな学力の形成を図り、子どもたちの進路保障に努めます。学力向上に向けては、伊賀市学力向上プロジェクト委員会機能の強化、教職員研修体制の充実、教育アドバイザーの派遣を行うことで、教師の授業力や児童生徒の学習意欲の向上に努めます。また、「家庭学習・読書の手引き」を活用し、保護者と連携して、学力向上の取り組みを推進します。

基本事業③ 人権同和教育推進事業〔担当課：学校教育課〕

部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さず、多様性を尊重し合える実践的な児童生徒の育成に向けて、各校・幼稚園における子どもや地域の実態をとらえながら、幼稚園・小中学校の系統的な学習を推進します。

人権講演会や研修会の実施など、教職員一人ひとりが自らの人権意識や感性を磨く研修の機会を大切にし、差別のない、人権が尊重される学校・幼稚園づくりをめざします。あわせて、取り組みを保護者・地域住民にも発信し、啓発に努めます。

⁸⁴ 学校（園）マニフェスト：各学校（園）が教育目標として掲げていることを、できるだけわかりやすい目標にとらえ直して、具体的に示したものを。

現状と課題（続き）

- 2015（平成 27）年度の生活習慣や学習状況等に関する調査結果では、本市の児童生徒が将来の夢や目標を持っている割合は、79.2%で全国平均とほぼ同じです。今、子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。子どもたちの発達の段階にふさわしいキャリア教育を推進・充実させる必要があります。また、児童生徒一人ひとりが夢や希望を持ち、地域社会の担い手となるために、主権者意識を醸成し、伊賀を好きと思い、伊賀を誇れる知識や地域社会への関心を持つことが重要です。そのため、ふるさと伊賀を深く学ぶ郷土教育を推進するとともに、社会の形成に参画していく意識を高める教育に取り組む必要があります。
- 特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、すべての教職員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有することが必要です。研修を充実し、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会の活性化に努め、校内体制を確立する必要があります。また、今日、子どもたちは友人関係や学業成績、部活動や将来の進路、家庭生活に関すること、インターネットや携帯電話を介したいじめやトラブルなど、さまざまな悩みを抱えて学校生活を過ごしています。このような課題に対応するため、伊賀市いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止対策委員会が有効に働き、いじめの未然防止・早期解決に向け、学校・家庭・地域が連携して、いじめ問題に対応できる体制をつくる必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の 市民満足度 は	この施策への 市民参画度 は	この施策の 市民重要度 は
19.4% (29)	25.2% (25)	15.0% (10)

() 内は全 47 施策中の順位です。

具体的な取組（続き）

基本事業④ キャリア教育推進事業

〔担当課：学校教育課〕

児童生徒が「生きる力」を身に付け、直面するさまざまな課題に柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるように、教育活動全体を通じて実施します。

郷土教育を推進し、本市の素晴らしさを語り、ふるさと伊賀を担うことができる力を育てるため、郷土教材を作成し、地域人材等を有効に活用します。

主権者意識を養うとともに、社会の形成に参画していく意識を高めるよう、主権者教育を進めます。

基本事業⑤ 児童生徒支援事業

〔担当課：学校教育課〕

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行います。また、こども発達支援センターと連携しながら、適切な支援や望ましい就学指導をめざします。さらに、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、学校・学級に応じた教育支援員の配置に努めます。

「伊賀市いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期解決に向け、学校・家庭・地域が連携していじめ問題に対応します。

いじめやネットトラブル等の問題行動を早期に把握し、関係機関との連携及び教職員の共通理解を図り、指導体制を確立して指導にあたります。また、教育相談等を通じて共感的理解に努め、児童生徒の持つ生活課題を正しく把握し、その早期解決に努めます。

5-3-2

教育環境

子どもたちが、安心して学べる

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
空調設備の整備率	小中学校の普通教室に空調設備が整備されている学校の割合（％）	75.0 (H27)	100 (H32)

現状と課題

- 少子化が進み、児童生徒の減少により、小学校については予想される複式学級を解消するため、また、中学校については適正な生徒数での学校運営を行うため、校区再編を進める必要があります。
- 学校は、学習の場だけでなく児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場であり、災害時は避難所にもなります。学校施設は、耐震補強や新築などにより耐震強度を持つこととなりましたが、教室は児童生徒が長時間生活する場であり、空調設備やトイレの洋式化など生活環境の整備も必要です。統合により廃校となった校舎などの利活用も課題です。
- 各学校では食に関する指導時間を充実し、食育を進めています。児童生徒の給食では、安全・安心な学校給食の提供と食育のため地場産食材を積極的に取り入れています。中学校は、いがっこ給食センターから配送による給食化が完了していますが、「学校給食衛生管理基準」に基づいた衛生管理の充実に努める必要があります。小学校は自校方式を主としていましたが、給食調理施設の老朽化と職員の高齢化等もあり、将来計画に基づき新給食センターの民間資本の活用による建設を検討しています。新給食センターの規模、自校からセンターへの移行時期、移行対象校、移行対象校の受入口の改修、大山田給食センターの将来計画、現在調理している保育所給食との調整が課題となっています。
- 通学の安全を求める保護者のニーズとともに、校区再編による学校の統合によって遠距離となる児童生徒が増える傾向にあり、スクールバスの路線は増え続けています。また経費は、多発するバス事故防止のため制度改正があり約1.5倍に上昇しています。ほかに合併以前から行政バス等の利用に対する補助を行う校区もあり、市の全域において通学のあり方の検討が必要な時期となっています。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
36.6% (11)	11.5% (43)	10.4% (16)

() 内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとり（保護者）は市と課題を共有し、通学のあり方を検討するとともに、校区再編の協議及び事業の推進に参画します。 ● 農業者は、食育や安全・安心な給食のため地場産食材の栽培を促進し、提供します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の安全な通学を確保するため、児童生徒を見守ります。 ● 校区再編の協議及び事業推進に参画します。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校統廃合などを見据え、計画的に学校施設の整備を進めます。 ● 小学校給食の基本方針に基づき、新小学校給食センターを建築し、民間活力を導入した運営を行います。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 一人ひとりが自分らしく生きられるよう明るく快適な教育環境づくりを進めます。
- 児童生徒が安全・安心で充実した施設設備の小中学校で学べるまちづくりを進めます。
- 小中学校の児童生徒に安全・安心な学校給食を提供し、充実した子育てができるまちづくりを進めます。

具体的な取組

基本事業① 校区再編事業 〔担当課：教育総務課〕

小学校については、上野北部地区、上野南部地区、阿山地区の統合を進めるとともに、中学校についても統合に向けた検討を進めます。

基本事業② 学校施設整備事業 〔担当課：教育総務課〕

児童生徒の生活環境を改善するため、小学校の普通教室に空調設備を設置し、小中学校のトイレの洋式化を進めます。

基本事業③ 給食センター運営管理・建設事業 〔担当課：いがっこ給食センター・教育総務課〕

小学校給食の基本方針に基づき新給食センターの建設を民間資本の活用を前提に進めます。
 自校からセンターに切り替える学校の受入口の改修を進めます。
 校区再編による仮設校舎の時期に対応した給食センターの運営管理を行います。

基本事業④ 通学対策事業 〔担当課：教育総務課〕

学校統合など過去のしがらみにとらわれず地域の実情に応じた通学のあり方を再検討し、安全・安心と合わせて公共交通手段の利用など効率的なスクールバスの運営管理を行います。

5-4-1

生涯学習

生涯を通じ、生きがいを持ち活躍できる

成果を示す指標（K P I）	指標の説明	現状値	目標値
生涯学習施設の利用者数	生涯学習施設の年間利用者数（人）	104,212 （H27）	120,000 （H32）
図書の貸出者数	上野図書館ほか分館の年間図書貸出利用者数（人）	88,252 （H27）	262,000 （H32）
児童書の貸出数	上野図書館ほか分館における児童書の年間貸出冊数（冊）	130,085 （H27）	385,000 （H32）

現状と課題

- 社会環境が急速に変化し、精神的な豊かさや自己表現を求める傾向が強まっている今日にあっては、市民の学習意欲はますます多様化・高度化しており、情報化が進むなかで地域との関係が希薄になりがちな若者や中間層にある世代の社会参画やまちづくりへの参加が望まれています。
- 上野図書館を拠点館として身近な図書室でサービスが受けられることを市民に周知し、図書館（室）利用促進を図っていますが、人口に占める利用者登録率は4割に満たない現状があります。また、上野図書館では、老朽化、狭隘化が進み、乳幼児期から本に親しめるようさまざまな事業を行っているものの、トイレや専用スペースがないため、子どもを連れて安心して利用できないという意見も多数寄せられています。今後は、地域の教育力の向上と交流・憩いの空間を提供する場所としての認知度を高め、知の財産や歴史の宝庫である図書館の役割や重要性について市民の理解を深めつつ、新しい図書館の整備・充実に向けた市民意識の向上を促していくことが必要です。
- 伊賀市子ども読書推進計画を策定し、家庭・地域・学校等と協力して子どもの読書活動を推進してきたことにより、読書活動の重要性が理解され、読み聞かせやお話し会などの読書活動に親しむ機会が増えてきています。今後も、子どもたちの成長に応じた読書習慣の定着を図るために、読書に親しめる環境づくりを進めていくことが必要です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとりが、生涯学習の重要性を理解し、積極的に学びます。 ● 市民だれもが、地域の文化・情報の拠点である図書館を積極的に活用します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 各住民自治協議会等で生涯学習推進を行います。 ● 図書館で地域の歴史、文化、産業などの特色を学び、地域の発展やまちづくりに貢献します。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習センターを拠点施設として、他の公民館等施設とのネットワーク・サテライト機能を充実させ、いつでも・どこでも市民が学べる体制を整えます。 ● 図書館が市民の知の拠点や交流・憩いの場としての役割を担うだけでなく、文化や歴史情報の発信拠点となり、観光支援や地域の活性化に寄与することにより、賑わい創出という新しいサービスの提供を行います。 ● 図書館が中心となり、読み聞かせボランティアグループや学校図書室との連携を通じ、子どもの読書活動を支援します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 生涯学習センターや公民館等で学習したことを、自主的なサークル活動につなげるとともに、各地区公民館や分館のある地域では、活発にサークル活動が継続して行われることで、毎年文化祭等日頃のサークル活動の成果を披露する場を設けます。
- 学校や他の団体と連携した図書館利用のイベントなどを企画することにより、知り学ぶ図書館というイメージに加え、調べ・紹介・発信できる新しい図書館文化の構築を図りつつ、図書館利用層の拡大に努めます。
- ボランティアグループ等の協力を得て、保育所（園）や学校等での読み聞かせの実施や読書に親しむ環境づくりを行うとともに、学校図書館との連携に努めます。

具体的な取組

基本事業① 生涯学習推進事業

〔担当課：生涯学習課〕

若者の社会参画として成人式の運営、中間層世代の参画を促すための初めての講師サポート事業、まちづくりにおける人材育成を目的にした生涯学習大学の開催など市民の学習意欲・社会参画に応じた学習・参画の機会を提供します。また、まちの活性化につなげるため、産学官の連携を推進し、多様な学習機会の提供に努めます。

基本事業② 図書館活動推進事業

〔担当課：上野図書館〕

図書館の役割や重要性について市民の理解が深まるよう、図書館を利用したイベントなどを企画し、市民のニーズを的確に把握しながら、新しい図書館の整備・充実に向けた市民意識の向上を図り、その実現をめざします。

基本事業③ 子ども読書活動推進事業

〔担当課：生涯学習課・上野図書館〕

家庭や図書館、学校等のそれぞれが連携し合うことで、子どもが自ら進んで読書に親しめる環境を整えます。また、市内で活動する読み聞かせボランティアグループの育成や支援にさらに取り組みます。

現状と課題（続き）

- だれもが生涯を通じて学び、自己の内面を磨くとともに、生きがいを持つことや仲間づくりを行い、豊かな人生を送ることを望んでいます。「伊賀市生涯学習推進大綱 後期基本計画」策定のためのアンケート調査結果によると、生涯学習活動を始めのきっかけとして、「適切な曜日や時間で開かれること」「魅力ある講座、教室が開かれること」「一緒にやる友達や仲間がいること」などの意見があり、身近で多様なニーズに合わせた対応が必要です。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
19.5% (28)	18.8% (32)	4.9% (28)

() 内は全 47 施策中の順位です。

具体的な取組（続き）

基本事業④ 公民館活動事業

〔担当課：生涯学習課〕

公民館活動のあり方（中央館・地区館・分館）を見直し、市内全域での時代に即した施設運営を進め、市民ニーズに合わせた学習機会や発表の場を提供するとともに、地域で活躍する人材を育成するなど事業推進を行うことにより地域教育力の高揚を図ります。

5-4-2

青少年育成

子どもや若者が、健やかに成長する

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
青少年育成・体験事業参加者数	教育委員会及び青少年育成団体が実施する体験教室、子ども教室への参加者数（人）	7,000 (H27)	7,500 (H32)

現状と課題

- 社会構造の変化などにより、地域の結びつきや連帯意識の希薄化が顕著となり、非行の低年齢化や凶悪化、いじめなどが大きな社会問題となっています。青少年による非行や犯罪を増加させている要因の一つとして、青少年の行動に対する大人の無関心さや規範意識の低下が指摘されるなど、「大人の責任」が問われています。これらの課題に対して、子どもたち自身にも行動を自覚させ、解決に導いていけるよう、家庭や学校、企業、地域など社会全体で青少年健全育成に取り組んでいく必要があります。また、放課後子ども教室など放課後の子どもたちを見守る地域事業については、ボランティアの人員不足や高齢化などによって事業継続が困難となっている地域があるため、ボランティアの確保・育成を支援し、安心・安全な子どもの居場所づくりと地域づくりを推進する必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
32.9% (14)	16.7% (37)	8.3% (21)

() 内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民（家庭・地域住民・団体）は関係機関と連携し、自らが青少年の規範となって行動すべきことを自覚し、青少年の健やかな成長にふさわしい環境づくりに努めます。 ● 青少年健全育成団体は、青少年の健やかな育成に努めるため、街頭補導活動、環境浄化活動、地域啓発活動を行います。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭・学校・地域・企業・市が連携し、次代を担うすべての子どもの幸せと健やかな成長を図ります。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭教育における教育力を向上させるため、養育、教育等に関する相談体制の充実や家庭教育の充実を図ります。 ● 子育てや子どもの健全育成の指針となる「輝け！いがっ子憲章」や家庭、地域、学校、企業、市それぞれの行動計画を広く市民に啓発します。 ● 青少年の非行防止活動や社会環境浄化活動の展開を図り、社会規範の維持向上をめざします。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 地域ぐるみできめ細やかな見守りや青少年との交流活動を行う青少年を育成する関係団体等を支援することにより、子どもたちが安心して成長できる住みやすいまちづくりを進めます。
- 地域のボランティアの確保・育成を支援することにより、安心・安全な子どもの居場所づくりを進めます。

具体的な取組

基本事業① 青少年健全育成事業

〔担当課：生涯学習課〕

「輝け！いがっ子憲章」の啓発を行います。

家庭・学校・地域が一体となった青少年の安全確保と健全育成のため、放課後子ども教室などの地域事業や生涯学習センターの活用などによって子どもの居場所づくりや環境づくりを促進します。また、子どもの居場所づくり等により、家庭及び地域における教育力の向上に努めます。

大人が変われば子どもも変わるを基本として、青少年育成団体の活動を支援し、心身ともに健康で、豊かな未来に希望を持った青少年の育成を推進します。

6. 文化・地域づくり

□この分野における政策一覧□

- 6-1. 文化の違いを尊重し、多文化が共生するまちづくり
 - 6-2. 文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり
 - 6-3. 地域活動や地域産業などの担い手が育ち、活躍するまちづくり
 - 6-4. 地域活動や市民活動が活発なまちづくり
-

多文化共生

国籍や文化の違いを認め、共生する

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
外国人住民が住んでよかったですと感じる割合	外国人住民アンケートで「伊賀市に住んでよかったですと感じていますか」の設問において、「とても感じている」または「だいたい感じている」と答えた人の割合（%）	74.0 (H27)	85.0 (H32)

現状と課題

- 県内で一番高い割合で外国人住民が居住し、定住が進んでいますが、日本人との交流は少なく、地域でのつながりは希薄です。お互いの文化を知り、その違いを認め、外国人住民が地域の一員として活躍するため、交流を促進する必要があります。
- 外国人住民の定住化に伴い、就労、子育て、住宅、消費者トラブルなど抱える問題も多様化する一方、外国人住民は言葉の問題から必要な情報が手に入らないこともあるため、情報発信の方法や多様な相談に対応できる体制などが求められます。また、市長の附属機関である伊賀市外国人住民協議会からの多文化共生社会を推進する拠点施設設置の提言もあり、2016（平成 28）年度に伊賀市多文化共生センターを設置し、相談体制の充実を図り、外国人住民への情報発信や交流を促進します。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
38.3% (9)	15.3% (39)	1.6% (40)

() 内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none">● 市民一人ひとは、外国人住民と日本人住民が互いの違いを理解し、認め合い、尊重し合えるよう積極的な交流を図ります。● 関連団体は、外国人住民の生活をサポートするとともに日本人住民と交流する機会をつくります。
地域	<ul style="list-style-type: none">● 外国人住民が地域の一員として参画できるよう自治会への加入を促し、地域でのつながりを持つよう努めます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none">● 多言語だけでなく「やさしい日本語」での対応を広めるなど、外国人住民の生活をサポートする機能を充実させるとともに、必要な情報を提供できる体制を構築します。● 外国人住民に自治会への加入を促し、地域コミュニティの一員として社会参画できるまちづくりを支援します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 外国人住民が多いことは本市の特性の一つであり、外国人が住みやすいまち、日本人にとっても住みやすいまちであることを情報発信し、魅力ある多文化共生社会をめざします。

具体的な取組

基本事業① 多文化交流の促進

〔担当課：市民生活課〕

伊賀市国際交流協会やNPO等と連携し、多文化理解を深めるための講座やイベント等を実施します。また、多文化共生社会を推進するサポーターを養成し、地域や学校等での多文化交流を促進します。

基本事業② 外国人住民支援の充実

〔担当課：市民生活課〕

伊賀市多文化共生センターにおいて、多言語での相談や生活支援を行うほか、必要な情報を集約し、発信するなど外国人住民への支援の充実を図ります。また、多文化共生にかかる日本人の相談窓口としての機能を充実させ、人や文化の交流を促進します。

文化・芸術

豊かな感性を育む文化・芸術に親しむ

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
市民美術展覧会の出品者数、鑑賞者数	一般応募者数と鑑賞に訪れた人数の合計（人）	2,988 (H27)	3,000 (H32)
文化ホールの入場者数	芸術文化普及振興事業の入場者数（人）	15,616 (H27)	20,000 (H32)
芭蕉祭献詠俳句等応募数	芭蕉祭献詠俳句等応募数（俳句、連句、絵手紙、ポスター原画）（件）	39,291 (H27)	40,000 (H32)

現状と課題

- 市民美術展覧会や市民文化祭など、市民が身近な文化芸術に触れる機会や発表の機会を提供することで文化芸術意識の高揚につながるよう取り組んできました。また、参加者や多くの市民が楽しく交流でき、担い手の育成につながるよう取り組んできましたが、まだまだ参加する人等の世代や地域の偏りがあるなどの課題があります。
- 市民の文化芸術活動の拠点となる施設について、稼働率の向上と適切な管理運営に取り組んでいますが、施設の老朽化による施設修繕が頻繁に発生しています。施設の修繕等については、厳しい財政状況を踏まえつつ、安全性や緊急性など、優先度や効率性を考慮し、適正な管理運営を行う必要があります。子どもたちが次代の文化の担い手となるように、優れた文化・芸術に触れ学ぶ機会のある場として文化会館などを提供するなどの取り組みが必要です。
- 芭蕉翁の生誕地として、芭蕉翁の偉業や軌跡を次世代に紡ぎつないでいくため、顕彰事業に取り組み、市民意識の向上、市外への情報発信を行ってきましたが、まだまだ活動への認知度が低いため、俳句の魅力を発信し、その輪を広げることなど効果的な情報発信への取り組みが必要です。また、顕彰活動、研究活動の拠点、さらには観光資源となる芭蕉翁記念館は施設の老朽化や収集保存機能の低下が著しいため、人づくり・地域づくりにつながる新たな文化創造拠点施設として新芭蕉翁記念館の整備・充実を図る必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
31.0% (15)	16.0% (38)	2.6% (35)

() 内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとり、文化・芸術に親しみ、その活動を通じて身に付けた活動の成果をまちづくりに活かします。 ● 関連団体・機関は、市民だれもが文化・芸術に親しめる機会の充実に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化・芸術団体の活動を通じて幅広い年代での積極的な交流活動を行い、まちづくり活動に活かします。
市 (市政再生の視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民のだれもが暮らしの中で文化・芸術に触れることにより豊かな感性と創造力を育むことができるよう、機会の充実に努めます。 ● 市民の文化・芸術意識の向上を図ることで、さまざまな文化・芸術の継承・創造を促します。 ● 市民美術展覧会など効果的効率的な運営ができるよう、運営委員会等とも開催場所、時期、運営方法について早急に検討を行い、市民との協働により積極的に文化行政を推進します。 ● 芭蕉翁の生誕地として芭蕉翁の顕彰を行い、次代を担う子どもたちに俳句の楽しさや親しみを感じられるよう学校教育や生涯学習との連携を図ります。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 松尾芭蕉や横光利一、榊莫山、元永定正など偉大な文化人、芸術家を生み出した本市を誇り、若い世代へも裾野を広げ感性豊かな人づくり・地域づくりへの一役を担います。

具体的な取組

基本事業① 文化・芸術振興事業

〔担当課：文化交流課〕

だれもが気軽に文化芸術を楽しめるよう、機会の充実、市民美術展覧会や市民文化祭の運営を行い、市民の文化・芸術意識の向上を図ります。

市民、芸術団体の活動支援を行い、文化芸術活動の担い手の育成を進めます。

基本事業② 文化施設維持管理事業

〔担当課：文化交流課〕

文化芸術活動の拠点となる文化会館などの施設の適切な管理運営を行い、活動内容の向上や施設環境の維持向上に努めます。

基本事業③ 芭蕉翁顕彰事業

〔担当課：文化交流課〕

芭蕉翁の顕彰と、芭蕉文学と俳句文芸の調査研究・継承・啓発を行うとともに、俳句の文化的価値を世界へ発信する取り組みを進めます。

芭蕉翁の生誕地として、市民に親しまれ、まちづくりにつながる事業や芭蕉翁記念館の運営を行います。また、人づくり・まちづくりにつながる新芭蕉翁記念館の整備・充実を進めます。

歴史や文化遺産を守り、 歴史・文化遺産 未来へと引き継ぐ

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
文化財施設への入館者数	市内の主な文化財施設への1日当たりの平均入館者数（人/日）	12.36 (H27)	13.93 (H32)
『伊賀市史』有償頒布数	『伊賀市史』の販売冊数（冊）	2,165 (H27)	2,870 (H32)

現状と課題

- 県内でも有数の質・量を誇る本市の文化財は、市民共通の財産として保存し、将来に引き継がなければなりません。しかし、社会構造や生活様式の変化により、民俗行事や歴史的な文化遺産が失われつつあります。また、本市にはほかに誇れる豊富な文化財とさまざまな歴史があることを忘れがちです。埋蔵文化財は、開発に際して発掘調査が必要であることをあらためて周知する必要があります。一般文化財は、寺社の管理者など後継者が不在となる箇所も増加しており、防犯・防災の観点から管理が課題となっています。また、建造物は木造が多く、大地震に対しての備えが必要になっています。さらに、史跡はその管理と活用方法が課題となっています。
- 歴史的風致維持向上計画が国の認定を受けました。上野城下町や島ヶ原・阿保などの宿場町では、かつては歴史的景観が残されていましたが、時代の流れとともに古くからの建物が失われ、現在では街路のみがその面影を残しているところもあります。また、寺社の例大祭などでは、民俗行事を催行する後継者が不足し講が減少するなど、その形態が変化しています。かつての城下町や宿場町の賑わいを取り戻す方法の一つとして、この計画に沿って、歴史的・文化的遺産を活用して町並みを整備する必要があります。
- 本市の歴史的特性を発信し、その魅力を広く知ってもらうとともに、全時代を通じた伊賀地域史研究の基礎となる『伊賀市史』を編さんするため、合併と同時に伊賀市史編さん事業を進めています。当該事業では、本市の歴史を、古代・中世、近世、近現代の三時代に区分し、それぞれの通史編・資料編と年表・索引の合計7冊を刊行する計画で進めてきました。これまでに、通史編3冊、資料編3冊の合計6冊を刊行しましたが、本市の歴史を全時代を通して明らかにするためには、未刊行の第7巻年表・索引の刊行が必要です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史や文化財は市民共通の財産であり、市民だれもが、身近な歴史や文化財をはじめとする文化遺産を積極的に守り、大切に将来へ引き継ぐことができるよう努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な歴史や文化遺産を積極的に活用して、地域の魅力を再発見するとともにまちづくりに活かします。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 貴重な歴史資料や文化財を調査・保存・管理し、それらに関する情報を発信・提供するとともに活用に努めます。 ● 豊富な文化遺産を活用したまちづくりを進め、それにより、文化財への理解や保護する心を育てるとともに郷土への誇りや愛情を育みます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 伊賀は、古くは都に接し畿内と東国を結ぶ東西文化の接点となった地域であり、特色ある歴史と豊かな文化を形成し、県内有数の文化財件数を誇ることから、これらの文化遺産を活用した魅力あるまちづくりをめざします。
- 城下町や宿場町では、伝統的な建物が減少して空洞化が目立ち、歴史的景観が失われつつあります。市民にとって制約の多い多少不便な場所であっても、歴史が息づくまちとして愛着を持ち、かつての賑わいを取り戻すことをめざします。

具体的な取組

基本事業① 文化財保護事業 〔担当課：文化財課〕

開発にかかわる埋蔵文化財は、発掘調査を実施し記録保存を図ります。
 一般文化財は、調査により記録化を図り、保存すべきものを指定・登録します。
 史跡は文化財の価値をより高めるために、環境整備や史跡整備、修理を行います。
 無形（民俗）文化財は、後継者の育成と道具の修理等を支援します。
 有形文化財は、管理者と協議のもと防犯・防災を推進していきます。

基本事業② 歴史まちづくり事業 〔担当課：文化財課〕

上野城下町、観音寺と大和街道島ヶ原宿、大村神社と初瀬街道阿保宿の3つの重点区域において、歴史的風致形成建造物を指定し修景助成や、ポケットパーク、まち巡り拠点、古民家再生、道路美装化による歩行者空間の整備など、周辺の歴史的な風致の維持向上に努めます。

基本事業③ 市史編さん事業 〔担当課：総務課〕

『伊賀市史』全7巻のうち、未刊行の1冊を発刊し、全7巻を刊行します。

現状と課題（続き）

- 伊賀市史編さん事業の過程で収集した資料は、当該事業で調査・収集したもののほか、旧自治体史の編さんを通じて収集されたものが多数含まれます。資料には、江戸時代の古文書や、明治以降の近代行政資料があり、大多数は近代の行政資料です。江戸時代の古文書からは、当時の制度や人びとの営みを知ることができます。また、明治以降の行政資料からは、旧町村の成立過程や地域の発展の様子、さまざまな課題とそれに対して取り組む人びとの姿を知ることができます。こうした市民の歴史の記録を、散逸することなく適切に保存・管理し、後世に伝えていく必要があります。また、市内各所に分散して残されている合併前の公文書などについても、あわせて整理・保存する必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の 市民満足度 は	この施策への 市民参画度 は	この施策の 市民重要度 は
48.0% (4)	23.4% (27)	4.0% (30)

() 内は全 47 施策中の順位です。

具体的な取組（続き）

基本事業④ 歴史資料の整理・保存・管理事業

〔担当課：総務課〕

編さんの過程で収集した歴史資料及び市内各施設に残る合併前の公文書等を整理し、将来にわたって活用できるようにするため、公文書館等を設置するなど、保存・管理体制の整備に取り組めます。

6-2-3

スポーツ

気軽にスポーツを楽しむことができる

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
スポーツイベントへの参加者数	市主催のスポーツイベント（教室含む）への市民の参加者数（人）	4,132 (H27)	5,000 (H32)

現状と課題

- 少子高齢化の進展に伴う子どもたちの運動機会の減少による体力・運動能力の低下や、増加する高齢者世代の健康志向、市民のライフスタイルの変化による多様なスポーツニーズなど、生涯を通じたスポーツへの需要が高まっていることから、気軽に楽しむスポーツに関する情報提供やスポーツ教室等を開催していく必要があります。また、市民が主体的に気軽にスポーツ活動に参加・参画できるしくみをつくることで、地域のスポーツ・レクリエーション活動を活発化させ、市民一人ひとりの体力向上と心身の健康増進を図る必要があります。
- スポーツ施設の整備については、引き続き伊賀市公共施設最適化計画の第Ⅰ期実行計画のスケジュールに基づき、地元や関係団体等への説明を行い公共施設の最適化を着実に進める必要があります。また、継続する施設についても本市全体としてスポーツ施設の機能ごとに利用者やスポーツ団体等の意見を踏まえて、持続可能なスポーツ施設として計画的な改修整備と適正な維持管理を行う必要があります。
- 2012（平成 33）年に三重県で開催される「三重とこわか国体」では、本市で5種目（サッカー（女子）、軟式野球、ハンドボール、剣道、クレー射撃）の競技が選定されています。すでに、各競技の中央競技団体から競技会場の整備などの指導・助言を受けていることから、今後、必要な施設整備を進める必要があります。また、これらの準備を進めるため、市民・団体・企業・行政など多様な主体が参画する、本市の国体準備委員会を設置します。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
35.3% (12)	27.5% (22)	3.9% (32)

() 内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとは、主体的にスポーツに親しみ、楽しみます。 ● 関連団体は、市民だれもが気軽にスポーツを楽しむ機会を提供します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で気軽にスポーツを楽しむ環境をつくります。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域やスポーツ団体等の主体的で多様な活動を支援し、活かすことで、市民のスポーツに対する意識の醸成を図り、スポーツを「する人」「みる人」「支える人」が広がるスポーツ振興をめざします。 ● 全市的な視点で類似スポーツ施設の統廃合や機能分担を行い、持続的に市民が安全かつ快適に利用できるスポーツ施設の提供に努めます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 地元サッカーチーム伊賀FCくノ一や全国高校駅伝常連校の伊賀白鳳高校の技能や知名度を活かすまちづくりを進めます。
- 市民が主体となった総合型地域スポーツクラブや、スポーツ団体が持つ専門性をスポーツ施設の管理運営に活かすまちづくりを進めます。
- 伊賀市公共最適化計画により、持続可能なスポーツ施設を活かしたまちづくりを進めます。
- 地域やスポーツ団体等が主体的に開催するスポーツイベントを通して地域の魅力や特性を広く情報発信（アピール）するまちづくりを進めます。

具体的な取組

基本事業① スポーツ振興事業 〔担当課：スポーツ振興課〕

地域が主体となった気軽に楽しむスポーツを推進するため、スポーツ推進委員活動やスポーツ組織・団体活動の支援を行い、生涯を通じて健康な心と体を育みます。

種目別の競技スポーツ活動を奨励するとともに、市民参加型スポーツイベントの開催や魅せるスポーツ活動への支援を行います。

基本事業② スポーツ施設整備・維持管理事業 〔担当課：スポーツ振興課〕

伊賀市公共施設最適化計画に基づき、持続可能なスポーツ施設整備を計画的に行います。

スポーツ施設を安全かつ快適に利用できるよう維持管理の充実に努めるとともに、必要な修繕・改修を計画的に行います。

基本事業③ 三重とこわか国体推進事業 〔担当課：スポーツ振興課〕

三重とこわか国体（第76回国民体育大会）の開催に向けた準備を進めます。

6-3-1

市民活動

市民活動やボランティア活動が、
活発に行われる

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
本市で活動する NPO法人の数	三重県により認証を受けた市内に事 務所を有するNPO法人の数	55 (H27)	63 (H32)

現状と課題

- 市民の価値観の多様化や高度化が進むなか、福祉・環境・まちづくりなどさまざまな分野において、ボランティア活動をはじめとした市民公益活動団体等による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されているところです。このため、市民公益活動団体や行政など他団体との協働によるまちづくりが進められるよう、必要な支援や環境づくりを行いながら、地域自治を推進することが課題となります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
30.5% (16)	24.4% (26)	1.4% (42)

() 内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとは、自治活動や市民公益活動等への理解を一層進め、自らが地域や社会を構成する主役ということ意識してまちづくりに参加します。 ● 関連団体・機関は、自治活動や市民公益活動が円滑に進むよう手助けします。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な主体が公共を担うNPOなどと連携した地域づくりに取り組みます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民自治協議会をはじめとした地域自治組織や市民公益活動団体、事業者、行政などが、それぞれの役割を認識するとともに連携・協力しながら、地域の課題解決や情勢の変化に迅速に対応し、地域が主体的にまちづくりに取り組む環境づくりを進めます。 ● 市民公益活動団体等が、安定的、持続的に活動を実施していけるよう取り組みます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 補完性の原則⁸⁵のもとに、自治会をはじめとする各種団体や市民公益活動団体等とともに地域課題を解決するため、それぞれの専門性を活かし連携・協力のもとに、地域が主体的にまちづくりに取り組む伊賀流自治を推進し、自主自立した魅力ある地域づくりをめざします。

具体的な取組

基本事業① 市民活動支援事業

〔担当課：地域づくり推進課〕

市民の自主的なまちづくり活動を支援し、個性的で魅力あふれる地域づくりを推進するため、「地域活動支援事業」の実施と、成果報告会において効果等を検証し制度の充実に努めます。

また、市民活動団体が安定的、継続的に活動していけるよう、法人化やコミュニティビジネス、団体の組織、事業、資金調達力等の基盤の強化の支援を進めます。

⁸⁵ **補完性の原則**：意思決定や自治などについては家族や地域などといったできる限り小さな単位で行い、そこでは不可能もしくは非効率なものを、市や県、国などのより大きな単位が補完して行うという考え方。

域学連携

産学官連携により、地域課題を解決する

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
産学官連携による講座等の参加者	三重大学連携フィールドが主催する講座等への参加者数（人）	1,155 (H27)	1,214 (H32)

現状と課題

- 2009（平成 21）年度から、三重大学、伊賀市文化都市協会及び本市の連携により「ゆめテクノ伊賀（三重大学伊賀研究拠点）」を設置し、起業支援や中・高校生と大学が連携する理化学系の中高大連携事業を行ってきました。さらに、2012（平成 24）年度には、三重大学人文学部、上野商工会議所及び本市の連携による「三重大学伊賀連携フィールド」を設置し、地域振興の諸課題への対応や「忍術」を中心に、産業・教育・文化振興などの研究活動などを行ってきました。
2016（平成 28）年 11 月には、三重大学が自治体とともに地方創生に本格的に取り組むため、上記 2 つの拠点を統括する、三重大学地域拠点サテライト「伊賀サテライト」が、本市に設置されました。
- 人口減少が進むなか、特に若年層の人口流出に歯止めがかかっていないことから、若者世代のまちづくりへの参画機会の創出や郷土愛の醸成などにつなげるため、伊賀サテライトや他の高等教育機関等とも連携・協力を進め、それぞれが持つ知見や学生等の参画を得つつ、市内の小中学校、高等学校や企業、団体等とも連携する体制を整え、早急な事業展開が必要となっています。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
11.0% (37)	9.7% (44)	1.1% (44)

() 内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

<p>市民 (団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民だれもが、市民講座や各種イベントなどへの参加を通じて、本市への郷土意識やまちづくりへの参加意識を高めます。 ● 企業・団体等は、研究活動やセミナー、学校等との連携事業へ積極的に参画し、その成果を享受しつつ、本市における若者の定住意識を高めるよう協力します。
<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 産学官の連携・協働により実施した事業の成果について、地域における人材育成、郷土意識の醸成に活用します。
<p>市 (市政 再生の 視点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 産学官の連携により高等教育機関等の知見を得つつ、若年世代のまちづくりへの参画機会を創出します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 人口減少、少子高齢化といったまちづくりの諸課題を解決するため、高等教育機関と産業団体、市がより連携を深め、課題解決に向けた取り組みを推進します。

具体的な取組

基本事業① 産学官連携の推進

〔担当課：総合政策課〕

三重大学が設置する三重大学地域拠点伊賀サテライトと連携・協力し、市内外での教育・文化・研究の推進を図るとともに、本市のまちづくりについての研究活動を行います。さらに、同大学に加え、多様な知見を本市のまちづくりにつなげていくため、他の大学等との連携・協力を推進します。

基本事業② 高大連携事業の促進

〔担当課：総合政策課〕

高等教育機関と連携し、市内中・高校生が本市のまちづくりに参画することができるしくみをつくります。

6-4-1

住民自治

住民自治活動が、活発に行われる

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
地域まちづくり計画を見直した住民自治協議会の数	平成 22 年以降に地域まちづくり計画を見直した住民自治協議会の数	20 (H27)	38 (H32)
移住相談等の件数	移住コンシェルジュや移住相談会等の延相談件数（件）	20 (H27)	400 (H32)

現状と課題

- 本市では、伊賀市自治基本条例に基づき、地域課題の解決や魅力あるまちづくりのための協議と実践の場として、各地域で「住民自治協議会」が設立されています。しかし、その活動は多様であり、積極的に地域課題の解決に取り組んでいる地域もあれば、イベント活動を中心に取り組んでいる地域もあります。まず、継続的に地域課題の解決に取り組むために、「地域まちづくり計画」の見直しと、その進行管理を行う必要があります。また、後継者の育成や、行政のフォロー体制、地区市民センターの自治センター化などの課題があります。
- 2015（平成 27）年 10 月に伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定される以前は、各分野の計画において「移住・交流」という視点が乏しい状況でした。このため、移住者が必要としている情報や施策が十分ではなく、移住の動機付けとなる人的・財政的支援も少ない状況です。今後は、独自の歴史や文化、自然、大都市からのアクセスの良さなど、本市の強みや魅力を活かしながら、「来たい・住みたい・住み続けたいと思われる"伊賀"づくり」の推進に取り組む必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
39.3% (8)	25.4% (24)	3.6% (33)

() 内は全 47 施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民だれもが想いを持ち、積極的に地域自治活動に参加します。 ● 市民としての誇りを持ち、本市の魅力・住みやすさを日常的に発信します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民自治協議会が中心となり、地域まちづくり計画に基づいた活動を実施し、個性と魅力があふれるまちづくりに取り組みます。 ● 地域に人を呼び込む取り組みを行うとともに、移住者が地域で力を発揮しやすい環境づくりに努めます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が主役となり地域が主体となった地域内分権を積極的に推進し、住民自治協議会が自主自立した地域づくりを行うため、地域の課題解決や情勢の変化に迅速に対応したサポートを行います。 ● 全国に向けて本市の魅力・住みやすさをPRするとともに、移住希望者へのきめ細かいサポートを行います。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 本市では、伊賀市自治基本条例に基づき、住民自治協議会を中心とした地域内分権のまちづくりを推進しており、市民や地域が、自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行い、行政はこれらの活動を支援することで、魅力的なまちづくりをめざします。

具体的な取組

基本事業① 住民自治促進事業

〔担当課：地域づくり推進課〕

住民自治協議会が持続可能な活動を行うため、組織の基盤強化と「地域まちづくり計画」の見直し等を目的とした研修会を実施します。あわせて、「地域担当職員」、「地域包括交付金」などの、行政からの人的・財政的支援のあり方を検討します。

行政の地域窓口としている地区市民センターについては、住民自治活動拠点となる自治センターとして、指定管理者制度⁸⁶の導入をめざします。

基本事業② 移住・交流促進事業

〔担当課：地域づくり推進課〕

移住相談についてのワンストップ⁸⁷窓口を設置し、多様な相談に対応できる体制を構築します。また、東京や大阪などでの移住相談会のほか、伊賀市体験セミナーを開催し、移住者や交流人口の増加を促します。

住民自治協議会と協働で、地域課題の解決や地域振興の活動を行う、「地域おこし協力隊」の募集を行い、地域の活性化を図るとともに、将来的な隊員の定住をめざします。

⁸⁶ 指定管理者制度：2003（平成15）年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により創設された制度。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とした制度。

⁸⁷ ワンストップ：一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように行政サービスを設計すること。

7. 計画の推進

□この分野における政策一覧□

7-1. 市政への市民参加の推進

7-2. 行財政改革の推進

ガバナンス⁸⁸の確立による分権型まちづくり 地域内分権

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
市民の市政への参加意識	伊賀市まちづくりアンケート・市政への参加について「積極的に参加したい」・「できれば参加したい」と回答した市民の割合（%）	53.5 (H27)	60.0 (H32)
地域活動支援事業制度への応募数	地域活動支援事業補助金制度における応募事業数（件）	10 (H26～H28の平均)	15 (H29～H32の平均)

現状と課題

- 市内各地域では、伊賀市自治基本条例に基づく「伊賀流自治のしくみ」により、住民自治協議会などの自治組織や、ボランティア団体、NPOなどが、より良い地域づくりのために活発に活動しています。伊賀市自治基本条例については、合併後の社会経済情勢の変化や条例全体をわかりやすくするため、2012（平成 24）年 6 月に条例の一部を改正しましたが、今後も不断の見直しを行い、時代に合った条例へと進歩させていくとともに、より多くの市民の皆さんや各種団体等にこの条例を知ってもらうことが必要です。
- 第 2 次再生計画では、各施策の方向性を示すなかで、市民・団体、地域、市の役割を明記し、それぞれが主体性を持ちつつ、連携・協働し、「ひとが輝く 地域が輝く 伊賀市」の実現に向けて取り組むこととしています。また、2014（平成 26）年度に各支所単位で住民自治協議会をはじめとした各種団体どうしや市が協働し、実施する事業を掲載した「地区振興計画」を策定し、それぞれの役割分担により、各自治組織や団体等と P D C A による進行管理を行っています。これらの計画推進については、これまで以上に行政だけでなく市民や自治組織、市民活動団体、企業等がそれぞれの役割を認識し、連携・協力して、地域を育む取り組みを継続的に行う、ガバナンスの確立が課題となっています。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
7.6% (45)	17.1% (36)	0.1% (47)

() 内は全 47 施策中の順位です。

⁸⁸ **ガバナンス**：Governance。協治の意。ガバメントが法的拘束力のある統治システムであるのに対し、ガバナンスはその組織、社会のメンバーが主体的に関与する意思決定や合意形成のシステムを指す。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	● 市民だれもが、まちづくりに関心を持ち、積極的に参加・参画するよう努めます。
地域	● 住民自治協議会をはじめとした自治組織は、分権型のまちづくりにおけるリーダーシップを発揮し、伊賀流自治を牽引します。
市 (市政 再生の 視点)	● 基本構想に掲げた将来像を実現するため、伊賀市自治基本条例に掲げる、市民をはじめとした各主体が補完性の原則 ⁸⁹ に基づく、ガバナンスによる分権型まちづくりを推進します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 補完性の原則に基づき市民や自治組織などの各主体がそれぞれの役割を意識しつつ、連携・協働し、まちづくりを推進します。

具体的な取組

基本事業① 自治基本条例の周知・啓発 〔担当課：総合政策課〕

本市のまちづくりの基本となる伊賀市自治基本条例について、その内容をより多くの市民等へ周知・啓発を行います。また、条例運用上の課題や社会経済情勢等を踏まえ、伊賀市自治基本条例の見直しを行います。

基本事業② 連携・協働によるまちづくりの推進 〔担当課：総合政策課〕

市民、自治組織、市民活動団体、企業、行政など、地域を支える多様な主体がガバナンスによるまちづくりを行うため各団体等への支援を行うとともに、各主体との情報共有を進めるため、市政懇談会の開催や出前講座などを行います。

市と各住民自治協議会等が協働し、策定した各支所単位の地区振興計画については、自治組織や関係団体等と連携し、計画の進行管理や見直しを行います。

⁸⁹ 補完性の原則：意思決定や自治などについては家族や地域などといったできる限り小さな単位で行い、そこでは不可能もしくは非効率なものを、市や県、国などのより大きな単位が補完して行うという考え方。

広聴広報

理解と共感につながる市政情報の共有化

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
参声広場での意見・問い合わせ件数	参声広場から寄せられた意見・問い合わせ件数（件）	101 (H27)	800 (H32)
ホームページアクセス件数	市公式ホームページの各ページへのアクセス総数（件）	2,950,944 (H27)	4,200,000 (H32)

現状と課題

- 市民の参画と協働によるまちづくりをめざして、市政に市民の声を反映させるため審議会等の委員公募や計画策定時などのパブリックコメント⁹⁰募集、また、ホームページのお問い合わせ機能（参声広場）からの意見募集など市民が意見を提案できる機会を創出していますが、多くの市民が活発に意見を提案するまでには至っていません。新たな広聴手法を検討し、広聴機能の充実を図っていく必要があります。
- 市政情報を積極的に提供し、共有化することで市民の理解と信頼を得るため、広報紙・行政情報番組・文字放送・フェイスブック⁹¹による発信や情報公開制度による情報提供などを積極的に行っていますが、今後は、いかに市民が必要とする情報を効率的・効果的に伝えることができるかが課題となっており、内容の充実を図るとともに、情報発信力の強化を図っていく必要があります。また、ITが普及した現在においても高齢者等が情報を受け取れる機会の創出を図る必要があります、広報配布率、行政チャンネルの加入者数を高め、情報共有の機会均等を図る必要があります。
- 地方創生の動きのなかで地域間競争の激化が進んでおり、選ばれるまちとなるために、一層のプロモーションが必要となっています。交流人口の増加をめざし、首都圏での営業活動等に主眼を置いた市営業本部を中心とした取り組みと並行して、今後の市全体の戦略的なシティプロモーション⁹²の展開を検討・推進していく必要がありますが、一体的な推進体制が構築されていません。また、シティプロモーションを推進するために、市公式ホームページをだれもが使いやすく、かつ市の魅力を効果的にPRできるよう改修することが必要です。

⁹⁰ **パブリックコメント**：行政機関が条例や計画などを制定・策定するとき、その案を公表し、住民や事業者からの意見、情報、専門的知識を得て、公正な意思決定をするための制度。

⁹¹ **フェイスブック**：SNS（次ページ参照）の1サービス。

⁹² **シティプロモーション**：都市、自治体の知名度を向上させるための活動。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民だれもが、市民の知る権利を理解し、積極的に情報を受け取るよう努め、受け取った情報により、積極的に市政に参画するとともに、本市の魅力を共有し、自ら発信していきます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における合意形成に必要な情報を集め、地域内での共有を図ります。また、地域の魅力を高め、積極的に発信していきます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 広聴機能を充実させ、市民の市政参画を促進します。 ● 市全体の情報発信力を強化するとともに効果的な情報発信方法や内容の検討を行うことにより、市民との信頼関係の構築や本市の魅力やイメージアップにつながるシティプロモーションを推進します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 市民が、知りたい市の情報を早く・簡単・正確に入手できます。また、それらの情報を有効に活用することで、市政に積極的に参加できます。
- 本市の魅力を高め、発信することにより、認知度、好感度を向上させるとともに、市民の定住意識を高めます。

具体的な取組

基本事業① 広聴機能の充実 〔担当課：広聴情報課〕

新たな広聴手法を研究し、市民がより一層市政に参加できる機会の創出を図ります。

ホームページのお問い合わせ機能（参声広場）等を活用し、市民の声とそれに対する市の考えをホームページ上で公開して情報を共有しつつ市政への反映を推進します。

伊賀市まちづくりアンケートをはじめ、各種アンケートを実施するとともに、ニーズを的確に把握するための手法の改善に取り組みます。

各種計画策定等においてパブリックコメントを実施し、市政に市民の声を反映します。

基本事業② 広報活動の充実 〔担当課：広聴情報課〕

情報通信技術の利活用により必要な行政情報や行政サービスを市民が等しく受けることができるよう、情報通信環境の整備を促進します。

広報いが市、行政情報番組、ホームページ、SNS⁹³などの多様な広報メディアやさまざまな手法により、効果的に市内外に向けた情報発信を行います。

すべての画面での多言語対応や文字サイズの拡大機能の付与など、だれにでも利用しやすいホームページに改修し、アクセシビリティ⁹⁴のさらなる向上と情報発信機能の強化を図ります。

基本事業③ シティプロモーションの推進 〔担当課：広聴情報課〕

多様なメディアやツール、手法を戦略的に組み合わせることでシティプロモーションを実施することで本市の知名度やイメージを向上させるとともに、選ばれるまちとしての本市のイメージ・ブランドを確立し、さらなる魅力向上をめざします。

戦略的なシティプロモーションを実施するため推進計画を策定します。

⁹³ SNS：Social Networking Service の略で、インターネット上で人と人との社会的なつながりを構築できるサービスのこと。

⁹⁴ アクセシビリティ：到達しやすさの意味で、ウェブアクセシビリティという場合、目的の情報にたどり着きやすさを言う。

現状と課題（続き）

- 市民の知る権利を保障し、市政への市民参加の促進、また、個人の権利利益を守るため、条例改正や運用の見直しなどを適宜行い、市民本位の積極的な情報公開並びに個人情報の保護を行っています。マイナンバー⁹⁵法の施行やビックデータ・オープンデータの活用など、市民の個人情報保護に対する関心が一層高まることが予測されるなかで、今後も個人情報の徹底した保護や情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用を図っていく必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
16.2% (31)	14.8% (40)	1.1% (44)

() 内は全 47 施策中の順位です。

⁹⁵ マイナンバー：すべての国民に個別の管理番号が割り振られ、それに基づいて、社会保障や税をはじめとする行政手続きに使用される。

具体的な取組（続き）

基本事業④

情報公開・個人情報保護の適正運用

〔担当課：広聴情報課〕

伊賀市情報公開条例に基づく情報公開制度の適正な運用を図ります。

伊賀市個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の適正な運用を図ります。

財政運営

健全な財政運営

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
起債残高の減少額	全会計起債残高（元利計：円）	996 億 (H27)	890 億 (H32)
公共施設の縮減	公共施設の縮減面積（㎡）	— (H27)	3.3 万 (H32)
滞納繰越債権の減少額	滞納繰越債権保有額（円）	28 億 6 千万 (H27)	20 億 (H32)

現状と課題

- 2014（平成 26）年度で普通交付税の合併算定替⁹⁶の特例期間が終了し、2015（平成 27）年度から 2019（平成 31）年度まで段階的に減額されることから、一般財源が大幅に減少することが懸念されます。また、高齢化の進展に伴う社会保障関係費やインフラ資産を含めた施設の老朽化対応にかかる歳出が増加する一方、生産年齢人口の減少による歳入減少も見込まれ、ますます厳しい財政運営が想定されることから、施設や事業の整理統合による行政運営の効率化に引き続き取り組む必要があります。
- 実行計画に基づき、公共施設の最適化を進めていますが、各施設の統廃合については、地域合意や財政負担（起債や補助金の償還等）の課題があります。普通財産は、環境の保全を主眼に財産管理を行っていますが、譲渡や貸付での活用が想定されるものだけでなく、立地状況、形態により利活用が困難なものがあります。未利用財産であっても建物保険料や管理業務経費が必要であり、また、周辺環境保全のための維持管理経費が必要です。単に保有資産として遊休化させるのではなく、民間や地域を含めた積極的な利活用が求められています。
- 市民税課税業務については、個人及び法人未申告者（社）や特別徴収⁹⁷への対応が課題となっています。また、固定資産税課税業務については、実地調査に基づく課税客体の把握が課題となっています。健全な財政運営を図るため、自主財源を確保し、市民の税負担の公平性を高める必要があります。地域経済の低迷、生産年齢人口の減少に伴い、市税等の自主財源が減少していく見込みです。庁内各所属で保有している各種滞納繰越債権の回収等が適切に進んでいるとは言いがたい状況であることから、債権整理を強力に進める必要があります。

⁹⁶ **合併算定替**：合併後の市町村に交付する普通交付税の額が、合併前の市町村が存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定される特例措置。

⁹⁷ **特別徴収**：納税者から直接徴収するのではなく、給与の支払いをする事業者が代わって預かり、その税金等を納付させること。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民だれもが、市の財政状況に関心を持ち、財政運営について学習します。 ● 市民一人ひとり、公共施設を大切に使うなど、公共財産を守ります。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域自治を強化し、地域が担う公共領域の拡大に努めます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、簡素で効率的な財政運営をめざして、市債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるなど、財政運営の改革に取り組みます。 ● 税制度について、適切な時期にわかりやすい周知及び説明に取り組みます。 ● 市税等の納入機会の拡大を図るとともに、滞納処分等を行い収納率を向上させ、自主財源を確保します。 ● 市民にとっての共通の財産である滞納債権の確保を迅速に行います。 ● 将来にわたって滞納債権を増やさないように努めます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 簡素で効率的な財政運営をめざします。
- 申告等が行いやすい環境を整えることをめざします。
- 口座振替の推進や納付場所や納付時間の拡大、通訳兼納税相談員の雇用など、納付環境の充実に努め、市民の税負担の公平性を高めます。
- 適正な債権管理を行い、健全な財政運営に寄与していきます。

具体的な取組

基本事業① 持続可能な行財政運営の推進 〔担当課：財政課・行財政改革推進課〕

一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、簡素で効率的な財政運営をめざして、市債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるなど、財政運営の改革に取り組みます。

公平・適正な負担を求め、その負担に見合う、質の高い施設、イベントなどの行政サービスを提供します。

補助金等を財源とする団体には、自立的な運営を促します。

基本事業② 公有資産の有効活用 〔担当課：管財課〕

伊賀市公共施設最適化計画に基づく実行計画を遂行し、施設の最適な配置と管理運営に努めます。

公有財産については、将来の必要性を十分に見極めたうえで、普通財産の売却処分や、貸付による有効利用を推進します。

基本事業③ 税収の確保と各種債権の適切な管理 〔担当課：課税課・収税課・債権管理課〕

市民税・固定資産税ともに実地調査により課税客体を的確に把握することにより、法令を遵守した市民の税負担の公平性を高めます。

市税収納率の向上に向け、納付環境の充実に努めるとともに、あらゆる収納対策を講じ市税の滞納額の縮減に取り組みます。

各種市債権について、効率的な処理体制の構築、処理基準の整備を行い、適切な管理を進めます。

現状と課題（続き）

- 公共施設に設置している自動販売機は、設置事業者を公募するなどし、新たな財源確保に努めていますが、今後も新たな財源確保を行う必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
9.4% (40)	41.2% (14)	10.4% (16)

() 内は全 47 施策中の順位です。

具体的な取組（続き）

基本事業④ その他増収策の推進

〔担当課：財政課〕

行政財産の使用許可として、公共施設の余裕スペースを活用した広告付き案内板等の公募を推進します。さらに、広告収入、ふるさと納税などの各種増収策の検討・推進を図っていきます。

ネーミングライツ⁹⁸、公共によるクラウドファンディング⁹⁹といった資金調達方策の活用などの取り組みについても検討していきます。

⁹⁸ **ネーミングライツ**：公共施設などにスポンサーの社名等を名称として使える権利を与える代わりに、自治体が収益を得るもので、命名権と呼ばれる。

⁹⁹ **クラウドファンディング**：クラウドファンディングとは、インターネットを介して財源の提供を得る手段であり、地域を問わず不特定多数から資金調達を得ることができる。

組織・人事

市民の期待に応えられる組織・人づくり

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
第三者機関による 電話対応診断の評価点	調査員による電話対応の診断評価点 の平均値	74.5 (H27)	80.0 (H32)

現状と課題

- 地方分権の進展に伴い、高度化・多様化する住民の行政ニーズに対応し、住民の身近な行政サービスを提供する地方公共団体の役割は増えています。そうしたなかで、自治体職員は、今後見込まれる少子高齢化・人口減少社会の進展など社会情勢の変化に伴い、常に「市民目線」、「市民感覚」で物事を考え、地域の課題を見出す能力が求められており、これまで以上に人材育成の重要性は高まっています。ついては、2016（平成28）年1月に改定した伊賀市職員人材育成方針に基づき、「研修制度」、「採用制度」、「人事評価制度」及び「職場運営制度」を関連付けて職員の成長意欲を引き出す取り組みを積極的に進めていく必要があります。
- 市行政を効率的かつ能率的に運営するため伊賀市組織改善委員会を設置し、各部から組織の改編にかかる提案を受け付けています。時宜にかなった施策の実現のため、新しい所属を設置していますが、一方で所属を廃止する提案が少ないため、課等の数が増える傾向にあります。今後は、多様化・高度化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、行政組織のあり方を見直すとともに、組織のスリム化を進めることが必要です。
- 伊賀市定員管理方針において、「行政改革と人員削減の歩調のずれから、各職場で人員不足感が生じ、一般行政職で若年層が極端に少ないという年齢構成の歪みが顕著となっています。このため、民営化の推進や公共施設の最適化等の進捗に合わせながら、定員管理方針の進捗管理を行うこととします。」との記載があります。限られた職員数で、権限移譲や新たな行政需要への対応等を行っていくため、業務の改善・改革への取り組みが必要になってきています。

市民の意識

平成28年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
9.1% (42)	13.9% (42)	4.2% (29)

() 内は全47施策中の順位です。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none">● 市民は、行政職員と良く話し合い、お互いの理解を深めます。● 市民は、望ましい組織づくり・人材育成についての意見を述べます。
地域	<ul style="list-style-type: none">● 地域づくりに際して必要とする組織づくりについて意見を述べます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none">● 新たな行政課題や施策の重点化に沿った機能性重視の組織づくりを行います。● 職員資質の向上と人材育成への取り組みを進めます。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 組織に働くもののすべてが、市民目線・市民感覚を大切に、目的・成果、恒常的な改善・改革に取り組む意識を持った職員を育成します。
- 新たな行政課題に対し、他部署との横断的な連携を図るなど、優先課題に迅速に取り組める組織を構築します。

具体的な取組

基本事業① 人事制度・人材育成方法の構築 〔担当課：人事課〕

市民の期待に応えて良質な住民サービスが提供できる職員育成をめざし、採用、人事評価、昇格試験、複線型人事、職員研修、給与など、さまざまな人事制度の検証・構築・運用を推進します。

基本事業② 行政組織（機構）の見直し 〔担当課：総務課〕

市の政策・施策が効率的に推進できるよう、新庁舎整備後も視野に入れて、適正な組織機構の改編を行います。

基本事業③ 業務改善の推進 〔担当課：行財政改革推進課〕

新庁舎供用開始時の組織機構改編に合わせて、総合窓口を設置するための準備を進めます。
今後 80 名の正規職員の削減をめざすとした伊賀市定員管理方針に基づき、民間活力の活用など業務の改善に取り組むとともに、当市の経営資源を効率的に活用するため、委託可能な業務の外部委託を推進します。

広域連携

圏域全体の活性化につながる 広域的な連携

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
近隣自治体人口減少率	定住自立圏 ¹⁰⁰ 構想、一部事務組合で連携する自治体（伊賀市、名張市、笠置町、南山城村）の各地方版総合戦略の平成 32 年人口目標値合計／同関係自治体平成 27 年国勢調査人口合計（％）	— (H27)	△7.1 (H32)
他の自治体との共同事業件数	定住自立圏形成協定に基づいて取り組んだ事業数（件）	0 (H27)	45 (H32)

現状と課題

- 通勤・通学などの日常生活圏の広がりや価値観の多様化に伴う行政需要の増大、さらに人口減少が進むなか、広域的な行政課題や自治体間の共通の行政課題に効率的に対応するため、広域的な視点により、複数の自治体で都市機能の役割分担を行いながら、課題を解消し、圏域全体の活性化につなげていく必要があります。
伊賀市・名張市広域行政事務組合については、2017（平成 29）年度から農業共済事業が県内 1 組合に統一されたことに伴い、農業共済事業が廃止されることから、今後の組合のあり方について検討していく必要があります。
伊賀市、亀山市及び滋賀県甲賀市による「い・こ・か連携プロジェクト」の推進については、2013（平成 25）年 5 月に「伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議」を設置し、情報交換や連携可能な事業に取り組んでいますが、広域連携のメリットを踏まえ、さらに取り組みを深化させていく必要があります。
- 伊賀市、京都府笠置町及び南山城村を一つの圏域とした定住自立圏構想の推進については、2016（平成 28）年度に「伊賀・山城南定住自立圏推進協議会」を設立し、国の定住自立圏推進要綱に基づく協定の締結や、協定に掲げた各種施策を具体的に記載した「伊賀・山城南定住自立圏形成ビジョン」を策定します。今後、同ビジョンにより、圏域全体での定住や活力の維持に向けて、各種事業に取り組む必要があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
9.0% (43)	20.1% (29)	1.3% (43)

() 内は全 47 施策中の順位です。

¹⁰⁰ 定住自立圏：地方において、三大都市圏と並ぶ人口定住の受け皿として形成される圏域であり、住民生活に必要な機能を持つ中心市と、近隣市町村とで構成される。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	● 市民だれもが広域的な視点から、幅広い連携や交流に関心を持ちます。
地域	● 近隣市町村の自治組織等との連携や交流を進めます。
市 (市政 再生の 視点)	● ボーダーレス ¹⁰¹ 化している市民等の交流・流動状況に対応しつつ、安心して暮らせる持続可能な地域を形成し、大都市圏への人口流出による地方圏の人口減少を早急に食い止めるため、国の制度等を活用しつつ、府県境にとらわれず近隣自治体との連携を促進します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 近畿圏・中部圏の接点となる本市では、三重県内各市町に加え、京都府、滋賀県、奈良県などの各自治体と府県境を越えた地域間連携に取り組み、圏域全体で人口定住、三大都市圏からの人口流入の受け皿となるよう、伊賀圏域の中心都市としての役割を担います。

具体的な取組

基本事業① 広域連携の推進

〔担当課：総合政策課〕

伊賀圏域全体の生活・経済機能を高め、持続可能なまちづくりに向けて設置している、名張市との一部事務組合については、両市の意向や社会経済情勢などを踏まえ、広域連携のあり方等を検討します。

各自治体の政策課題等に対応するため、県境を越えて連携し、設置している「伊賀市・甲賀市・亀山市広域連携推進会議」では、具体的な連携事業の実施など、取り組みを深化させるため、各自治体との連携・調整を進めます。

基本事業② 定住自立圏推進事業

〔担当課：総合政策課〕

本市を中心市とした定住自立圏の推進については、圏域全体における人口ダム¹⁰²の形成を推進するため、京都府笠置町、南山城村と締結した定住自立圏形成協定に基づく「伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン」により、連携・協働して各種施策に取り組みます。さらに他の近隣市町村に対しては、圏域形成への参画について引き続き働きかけます。

¹⁰¹ ボーダーレス：境界（ボーダー）がないこと。

¹⁰² 人口ダム：人口流出を食い止める、いわば「ダム」の役割を果たすこと。

情報化

情報化による効率的な行政運営の実現

成果を示す指標（KPI）	指標の説明	現状値	目標値
システム安定稼働率	年間安定稼働時間/年間提供時間×100（計画停止時間を除く）（％）	100.0 （H27）	100.0 （H32）
セキュリティ事故無発生率	無事故日数/365日×100（％）	100.0 （H27）	100.0 （H32）

現状と課題

- 市民サービスの向上や業務の効率化を図るためICT（情報通信技術）の活用を進めています。既存システムの統合や新システムの導入など、情報システムの最適化が求められています。また、社会保障・税一体改革の基礎となるマイナンバー¹⁰³法に対応するため、法のスケジュールに沿った各業務システムの改修が急務となっています。さらに、複雑化する情報提供ネットワークの中で、セキュリティが確保され個人情報が保護される情報ネットワーク環境の構築と、情報保護評価を進める必要があります。

市民の意識

平成28年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
10.2% (38)	36.6% (16)	1.5% (41)

() 内は全47施策中の順位です。

¹⁰³ マイナンバー：すべての国民に個別の管理番号が割り振られ、それに基づいて、社会保障や税をはじめとする行政手続きに使用される。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民だれもが、情報システムや個人情報保護に関心を持ち、自らの情報を自らが守るよう努めます。また、マイナンバー制度への理解と活用に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務の効率化が図られるよう、地域における情報化を進めます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政の高度化・簡素化・効率化を図るうえで I C T の活用は不可避であり、市が提供する行政サービスや庁内事務を支える情報システムの最適化を進めるとともにそれらのシステムや情報通信機器が安全で安定的に稼動するよう、適正な維持管理・保守運用、セキュリティ対策を実施します。 ● 限られた財源を有効活用し、I C T による事務手続きの見直し、手続きのワンストップ¹⁰⁴化、総合窓口の導入などによる事務処理の効率化や行政サービスの高度化を推進します。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- I C T の活用により市民サービスの向上と業務の効率化を図り、市民が I C T の恩恵や利便性を享受できるとともに、情報セキュリティが確保され、市の保有する個人情報を保護します。

具体的な取組

基本事業① 行政事務の情報化の推進

〔担当課：広聴情報課〕

行政サービスの高度化、行政運営の効率化、情報セキュリティの向上をめざして次のとおり情報化を推進します。

- ・ マイナンバー法に対応するため関係システムの改修・構築を行います。
- ・ 内部情報系システムの更新までの措置として、使用する O S の仮想化¹⁰⁵を行います。
- ・ 総務省の方針に従い情報システムの強靱化対策（ネットワークの分離・基幹系システムへの二重認証導入）を実施します。
- ・ 内部情報系システムについて、公会計導入に合わせ新システムの導入を進めます。

¹⁰⁴ **ワンストップ**：一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように行政サービスを設計すること。

¹⁰⁵ **仮想化**：サーバーなどのハードウェア内のリソース（C P U、メモリ、ディスク）を、物理的な構成にとらわれずに、論理的に統合・分割できる技術のこと。

進行管理・行政 マネジメント

P D C A サイクル¹⁰⁶による計画の推進

成果を示す指標（K P I）	指標の説明	現状値	目標値
市の各種事業について、 進行管理ができていると思う 市民の割合	伊賀市まちづくりアンケートにおいて「そう思う」「やや思う」と回答した市民の割合（%）	10.2 (H27)	22.0 (H32)

現状と課題

- これまで伊賀市行財政改革大綱及び実施計画により取り組んできた種々の取り組みは、第1次再生計画の振り返りにも記載したとおり、伊賀市行政総合マネジメントシステムに引き継いでいます。第1次再生計画の進行管理では、各施策について2015（平成27）年度から行政経営報告書の公表、2016（平成28）年度からは伊賀市総合計画審議会による外部評価を導入しました。また、事務事業¹⁰⁷についてもP D C A サイクルにより、行政が行った事業を評価し、新年度予算、翌年度予算に改善を反映させていくという流れはできましたが、市民目線でわかりやすいしくみとなるよう、不断の見直しを行っているところです。施策、事務事業に共通して、C H E C K、A C T I O N については、まだまだ弱い部分があり、今後も研修などを継続していくことで、職員のスキルアップや意識改革を進め、限られたヒト・モノ・カネの中であっても成果を出さなければなりません。

「ムダのない財政運営」と「市民目線・市民感覚による市政」を基軸とした分権型のまちづくりを推進するとして第2次伊賀市総合計画再生計画の着実な実行には、前述した伊賀市行財政改革大綱から続く改革の意識を、マネジメントシステムの各作業に活かし、このマネジメントシステムをより機能、深化させていく必要があります。

¹⁰⁶ P D C A サイクル：→「マネジメントサイクル」（2ページ）参照

¹⁰⁷ 事務事業：自治体が政策や施策を実現させるために取り組む個々の行政手段のこと。内部的な定型事務（予算編成事務など）、市民サービスに直結する事務（証明書交付事務など）や事業に分けられる。

伊賀流自治の視点からみた各主体の役割

市民 (団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民だれもが、総合計画の推進や評価に関心を持ち、将来像の実現に向けて主体的にかかわります。 ● 市民だれもが、第2次再生計画における市民の役割を踏まえ、その実現に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2次再生計画における地域の役割を踏まえ、その実現に努めます。
市 (市政 再生の 視点)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2次再生計画では、第1次再生計画で掲げた「再生」の視点を踏まえつつ、さらに取り組み内容を深化・進展することや、各主体の役割などを明示し、市全体のガバナンス¹⁰⁸を推進する計画として位置づけます。 ● 第2次再生計画の進行管理にあっては、市はもとより、可能な限り各主体の参画のうえで行います。 ● 市民の総合計画に対する認知度が低いことから、市民目線を意識し、計画の構成や施策等の内容がわかりやすい計画とします。

誇れる・選ばれるまちづくりの視点

- 第2次伊賀市総合計画（基本構想・再生計画）を市民や地域における各主体、行政が共有する計画と位置づけ、補完性の原則¹⁰⁹のもと、各主体が連携・協力しつつ、わかりやすい進行管理によって、市民が主体となったまちづくりを行います。

具体的な取組

基本事業① 行政総合マネジメントサイクル¹¹⁰の推進〔担当課：行財政改革推進課〕

第2次再生計画を着実に実行していくため、行政総合マネジメントシステムを運用します。マネジメントシステムでは、市の政策・施策を効果的・効率的に進めるためのしくみとして、行政経営方針を決定する会議や行政評価（施策評価と事務事業評価）を行います。

施策評価は、市民アンケートの結果などから各施策の現状や進捗状況を確認し、事務事業の検証や重点化を行います。

事務事業評価は、実施した事務事業を必要性、有効性、効率性の観点から評価することで、市民サービス向上、コストの縮減、民間活力の導入などに向けた改善策や取り組みの方向性を示し、整理合理化を行います。さらに、民間活力の導入については、その具体的手法として、指定管理者制度¹¹¹、PFI¹¹²手法、民間委託などを推進し、効果的・効率的な行政運営に取り組みます。

¹⁰⁸ **ガバナンス**：Governance。協治の意。ガバメントが法的拘束力のある統治システムであるのに対し、ガバナンスはその組織、社会のメンバーが主体的に関与する意思決定や合意形成のシステムを指す。

¹⁰⁹ **補完性の原則**：意思決定や自治などについては家族や地域などといったできる限り小さな単位で行い、そこでは不可能もしくは非効率なものを、市や県、国などのより大きな単位が補完して行うという考え方。

¹¹⁰ **マネジメントサイクル**：事業を効果的に管理するための段階。主なものの一つとしてPDCAサイクルがある。

¹¹¹ **指定管理者制度**：2003（平成15）年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により創設された制度。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とした制度。

¹¹² **PFI**：Private Finance Initiativeの略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

現状と課題（続き）

- 総合計画の進行管理を行うため、2007（平成 19）年から「伊賀市まちづくりアンケート」を実施していますが、今後、第 2 次再生計画の進行管理に活用するため、設問等の見直しが必要となっています。また、第 2 次再生計画の進行管理と合わせ、「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要業績評価指標（K P I ¹¹³）の進行管理を行うこととしていますが、進行管理の進捗状況が市民等にわかりづらいといった課題があります。

市民の意識

平成 28 年度まちづくりアンケートにおける

この施策の市民満足度は	この施策への市民参画度は	この施策の市民重要度は
6.9% (46)	7.5% (45)	1.1% (44)

() 内は全 47 施策中の順位です。

¹¹³ K P I（重要業績評価指標）：Key Performance Indicator の略で、一般に目標の達成度を評価するためにキーとなる重要な業績評価指標のこと。

具体的な取組（続き）

基本事業② 総合計画等の適切な進行管理

〔担当課：総合政策課〕

市民へ再生計画の進捗状況をわかりやすい内容で公表するとともに、市民の意識を把握し、伊賀市総合計画審議会での政策・施策の評価・検証も踏まえ、総合計画の進行管理や関連する総合戦略の進行管理を行います。

第3章 他の計画との関連

1. 第1次再生計画との関連一覧

分野	第1次再生計画の施策		第2次再生計画の施策		
	施策番号		施策番号		
1. 健康・福祉の分野	1. 健康寿命が長く、安心な医療が受けられるまちづくり				
	①	市民主体の健康づくり活動を支援する体制づくり	①	健康づくり	生涯を通じ、健康に暮らすことができる
	②	市民一人ひとりが健康で健やかに暮らせる環境づくり			
	③	疾病の早期発見・早期治療につなげる体制づくり			
	④	歯の健康づくりを推進するための体制づくり	②	医療	身近なところで安心して医療を受けることができる
	⑥	地域医療の充実			
	⑦	福祉医療費助成制度の充実			
	⑤	感染症に関する情報提供と体制づくり	2-1-④	(危機管理)	
	2. 子ども・高齢者・障がい者などへの見守りと支えが十分なまちづくり				
	②	児童虐待、障がい者虐待及びDV被害等による関係機関との支援体制づくり	①	福祉総合相談	さまざまな困りごとを総合的に支援し、解決する
	③	乳幼児期から学齢期、青年期まで途切れない支援を行う体制づくり			
	①	官民協働による、新たな福祉の総合相談支援を行う体制づくり	④	生活支援	生活困窮者を支援し、自立を助ける
	⑤	だれもが自分らしく暮らせるまちづくり	②	障がい者支援	障がい者が、自分らしく安心して暮らすことができる
	④	医療・介護サービスが一体的に提供できる体制づくり	③	高齢者支援	高齢者が、生きがいを感じながら安心して暮らすことができる
	⑥	地域における、見守り、支え合う体制づくり	⑤	社会福祉・地域福祉	助け合いや支え合いにより、住み慣れた地域で自分らしく暮らす
3. 子どもを安心して産み、育てられるまちづくり					
①	地域における子育て支援事業の充実	①	子育て・少子化対策	子どもを安心して産み、育てることができる	
②	ひとり親家庭の自立支援の推進				
③	乳幼児期から生育・食育を含めた知識の普及と途切れない子育て支援の体制づくり				
2. 生活・環境の分野	1. 自然災害や重大な事故などさまざまな事象に備え、安心して暮らせるまちづくり				
	①	さまざまな災害を想定した体制づくり	①	危機管理	災害などの危機に強くなる
	②	災害時に援護や配慮が必要な人たちを支援する体制づくり			
	③	災害時における情報収集、伝達機能を確保する施設整備の推進			
	⑨	河川環境の保全・整備	②	消防・救急	火災や急病などで人命が失われないようにする
	④	消防体制の強化推進			
	⑤	救急・救助体制の強化			
	⑥	非常備消防体制の充実強化	③	事故・犯罪防止(交通安全・消費者保護)	犯罪や消費者被害を未然に防ぐ
	⑦	交通事故ゼロをめざした取り組みの推進			
	⑧	消費者被害防止のための啓発等の充実			
	2. 自然を守り、自然と調和したまちづくり				
	①	環境保全意識の高揚・啓発	①	環境保全	豊かな自然環境を守る
	②	地球温暖化防止に向けた取り組みの推進			
	③	不法投棄をさせない、されない体制づくり			
	3. 環境に配慮した生活環境が整うまちづくり				
①	効率的な収集ができる体制づくり	①	一般廃棄物	廃棄物を減らし、再資源化し、残りは適正に処理する	
②	ごみ減量及び資源のリサイクルを推進する体制づくり				
③	ごみ処理施設のあり方を検討する体制づくり				
⑨	し尿処理施設の整備	②	上下水道	安全でおいしい飲み水と、美しい水環境を守る。	
④	水道水源の安定確保				
⑤	水道施設の充実と健全運営				
⑥	生活排水処理施設整備の推進と適正な維持管理				
⑦	下水道事業の健全経営				
⑧	排水路の改修、整備				
3. 産業・交流の分野	1. 地域資源とおもてなしの心を活かした観光のまちづくり				
	①	観光・物産情報の発信と、市民ぐるみの誘客とPR	①	観光	観光客を呼び込み、もてなす
	②	市内全域の魅力アップと「おもてなし」のしくみづくり			
	2. 人と人がつながる元気な農林業のまちづくり				
	①	持続可能な農業の推進	①	農業	自然と共存し、人と人がつながる農業を元気にする
	②	森林の整備と住民の取り組み	②	森林保全・林業	森林や里山を大切にし、林業を元気にする
	3. 中心市街地と各地域が連携した賑わいのあるまちづくり				
	①	中心市街地の魅力を発掘し、市内外へ発信する体制づくり	①	中心市街地活性化	中心市街地の賑わいをつくる
	②	商業・文化の交流拠点となる中心市街地の再生			
	③	個店の機能強化と商店街機能の充実			
	②	個店の機能強化と商店街機能の充実	②	商工業	商工業活動を盛んにする
	4. 地域性を活かしたモノづくりと新たなサービス創出が活発なまちづくり				
	①	地域産業の高付加価値化	①	産業立地	地域の特性を活かした新たな産業を創出する
	5. だれもが働きやすく、働く意欲が持てるまちづくり				
	①	働く人の意欲に応える多様な就業・雇用の促進	①	雇用・就業	働く人の意欲に応え、能力が発揮できる
②	若年無業者の職業的自立への支援				
③	若者の地元雇用に向けた就業支援				
6. 多様な主体が地域課題を解決するため起業できるまちづくり					
①	コミュニティビジネスなどの起業の普及啓発と支援	①	起業支援	事業性、継続性のあるビジネスが創出できる	
②	コミュニティビジネスの中間支援				
③	市民公益活動団体等の基盤強化支援				

分野	政策		第1次再生計画の施策		第2次再生計画の施策	
	施策番号		施策番号			
4. 生活基盤の分野	1. 歴史文化や風土と調和した、秩序あるまちづくり					
	①	効率的で持続可能な都市構成をめざした制度づくり	①	都市政策	適正な土地利用によりまちの魅力を高める	
	②	快適で潤いある都市空間の形成と安全・安心の公園整備				
	③	伊賀市らしい魅力ある景観を守り、活かす体制づくり				
	④	既存住宅の耐震診断・耐震補強の促進	②	住環境整備	だれもが安心な住まいで暮らせる	
	⑤	市営住宅の建替・改善事業の推進				
	2. 市内外の交通インフラ整備により、人・モノ・情報の流れが活発なまちづくり					
	①	市内幹線道路・生活道路の整備	①	道路	道路ネットワークによって移動がしやすい	
	②	道路環境の維持・向上				
	③	交通政策の計画的な推進				
	④	安定的で持続可能な交通サービスの提供	②	公共交通	身近なバスや鉄道に愛着を持ち、みんなで支える。	
	⑤	伊賀線の活性化及び再生				
	⑥	J R関西本線の近代化整備				
	⑦	J R草津線及び近鉄大阪線の利便性向上、リニア中央新幹線建設促進				
5. 教育・人権の分野	1. あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり					
	①	人権意識の高揚	①	人権尊重・非核平和	人権に対する正しい知識を習得する	
	②	人権擁護と救済				
	③	非核平和の推進				
	④	人権教育リーダーの育成				
	⑤	同和行政の推進	②	同和問題	部落差別をなくす	
	2. 女性がより一層活躍できる男女共同参画のまちづくり					
	①	あらゆる分野における男女共同参画	①	男女共同参画	性別による分け隔てをなくす	
	②	男女の人権尊重				
	③	ワーク・ライフ・バランスの推進				
	3. 将来を支える子どもたちが充実した教育を受けられるまちづくり					
	①	個性を伸ばし、夢を追い求められる教育を推進する体制づくり	①	学校教育	子どもたちが、未来に夢や希望を持てる	
	②	望ましい学校教育環境を提供する体制づくり	②	教育環境	子どもたちが、安心して学べる	
	③	適正な学校規模を推進する体制づくり				
4. 生涯にわたって学びの機会が持てるまちづくり						
①	生涯学習活動の推進	①	生涯学習	生涯を通じ、生きがいを持ち活躍できる		
②	だれもが利用しやすい図書館の充実					
⑤	公民館活動の活性化と育成					
③	子どもの読書活動を推進するための体制づくり	②	青少年育成	子どもや若者が、健やかに成長する		
④	青少年健全育成を推進するための体制づくり					
6. 文化・地域づくりの分野	1. 文化の違いを尊重し、多文化が共生するまちづくり					
	①	多文化共生施策の充実と推進体制の整備	①	多文化共生	国籍や文化の違いを認め、共生する	
	2. 文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり					
	①	豊かな感性を育む文化・芸術意識の高揚	①	文化・芸術	豊かな感性を育む文化・芸術に親しむ	
	②	市民の身近で充実した文化施設				
	③	芭蕉翁を核とした地域づくりの継承				
	④	歴史や文化を守り、未来へと引き継ぐ	②	歴史・文化遺産	歴史や文化遺産を守り、未来へと引き継ぐ	
	⑤	だれもが気軽に楽しめるスポーツの振興	③	スポーツ	気軽にスポーツを楽しむことができる。	
	3. 地域活動や地域産業などの担い手が育ち、活躍するまちづくり					
	①	市民活動支援機能等の充実	①	市民活動	市民活動やボランティア活動が、活発に行われる	
	②	地域の人材育成の促進	②	域学連携	産学官連携により、地域課題を解決する	
	4. 地域活動や市民活動が活発なまちづくり					
	①	協働意識の醸成	①	住民自治	住民自治活動が、活発に行われる	
	②	協働によるまちづくりの推進				
③	住民自治協議会の支援体制づくり					
④	自治センター化の体制づくり					
7. 計画の推進	1. 市政への市民参加の推進					
	1-1 地域内分権の推進					
	①	多様な主体で担う公共のしくみづくり	①	地域内分権	ガバナンスの確立による分権型まちづくり	
	②	地域内分権を支える支所機能の充実				
	1-2 情報共有と市民参加					
	①	情報化と広報機能の充実	②	広聴広報	理解と共感につながる市政情報の共有化	
	②	市民参加の促進と広聴機能の充実				
	2. 行財政改革の推進					
	2-1 財政的的確な運営					
	①	持続可能な財政運営の推進	①	財政運営	健全な財政運営	
	②	自主財源の確保と負担の適正化				
	③	市民の財産として継承する持続可能な公共施設マネジメント				
	2-2 市民の期待に応えられる人・組織づくり					
	①	住民サービスに資する職員育成のための人事制度構築と運用	②	組織・人事	市民の期待に応えられる組織・人づくり	
②	行政組織のスリム化					
③	行政サービス機能の充実					
2-3 行政の自立的な運営						
②	市庁舎の整備	7-2-①	(財政運営)			
④	広域的な連携による行政の運営	③	広域連携	圏域全体の活性化につながる広域的な連携		
③	情報化による効率的な行政運営の実現	④	情報化	情報化による効率的な行政運営の実現		
①	自立的な市行政の運営					
2-4 進行管理のしくみ						
①	総合計画に基づく市政の進行管理	⑤	進行管理・行政マネジメント	PDCAサイクルによる計画の推進		
②	各種計画の整理統合					

IV 横断的な取り組み

「ええやん！伊賀」プロジェクト

- この「ええやん！伊賀」プロジェクトは、施策を横断的に組み合わせることで相乗（シナジー）効果を生み出しながら、第2次再生計画の4年間でめざす姿の実現を図るものです。
- 「ええやん！伊賀」プロジェクトでは、ガバナンスの視点（伊賀流自治の視点）に基づき、市民、地域、市それぞれが力を発揮することで、4つのテーマ「ええやん！」の実現をめざします。
- 市は、各プロジェクトを施策横断的に推進する庁内体制を構築し、それぞれのプロジェクトの進行管理を行います。また関係する各主体と情報を共有し、連携を図りながら取り組みを進めます。

プロジェクト① 子どもは伊賀の宝

プロジェクト② 誇れる伊賀、選ばれる伊賀づくり

プロジェクト③ 住み続けたい伊賀づくり

プロジェクト④ 賑わいを取り戻す

「ええやん！」

子どもは伊賀の宝

プロジェクト①

将来を担う子どもたちを、市民みんなで育むまちって

「ええやん！」

これまでの「ええやん！」（第1次再生計画の成果）

- 若い人たちが安心して子どもを産み育てていけるよう、第3子以降の保育料や中学生以下の医療費の無料化、子育て相談広場「にんにんパーク」の設置や、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目なく支援するための「伊賀流未来応援の術（子育て安心支援パッケージ事業）」に取り組みました。
- 男女がともに、仕事と育児・介護等の両立ができる職場環境の整備など「ワーク・ライフ・バランス」の取り組みを進めていくため、本市では「ハタラクカタ応援宣言（イクボス宣言）」を行いました。
- いじめ問題の発生を防止するため、伊賀市いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針を定めました。

残された課題

将来を担う子どもは「伊賀の宝」であるという考えのもとで、子どもが健全に生まれ、だれもが尊重される地域となることが求められます。

全国的に合計特殊出生率は上昇傾向にあるものの、三重県の調査によると理想の子どもの数と実際の子どもの数にはまだ差がある状況です。

今後、結婚への希望や子どもを持ちたい人の希望が叶えられ、安心して子どもを産み、育てることができるよう、経済的、社会的な支援を充実させることが重要です。

これからの「ええやん！」（伊賀流自治の視点で横断的に取り組むみんなの目標）

- 子どもたちが自ら次代を切り拓くことができる社会を実現しましょう。
- 子どもを中心に据えて、子どもを取り巻く課題に横断的に取り組みましょう。
- 教育を市全体のこととしてとらえ、郷土教育などに積極的に取り組み、将来の本市を担う若者を育てましょう。
- 子どもたちに平和・人権・多様性の尊さを伝えましょう。
- 子育て支援や少子化問題を市全体のこととして考え、子育て世帯を応援しましょう。
- 積極的に長時間労働を削減し、働き方改革を進めることで、子育てしやすい地域社会をつくりましょう。

目標の実現に向けた取り組み

項目	分野別計画における位置づけ			
	施策名	基本事業名	参照先	
① 地域に愛着や誇りを持つ子どもの育成	5-3-1	学校教育	キャリア教育推進事業	125
	5-4-1	生涯学習	子ども読書活動推進事業 公民館活動事業	129 131
	6-3-2	域学連携	高大連携事業の促進	149
② 平和・人権・多様性の周知啓発	5-3-1	学校教育	人権同和教育推進事業	123
	5-1-1	人権尊重・ 非核平和	非核平和の推進	117
	5-1-2	同和問題	隣保館・児童館・教育集会所事業	119
	5-2-1	男女共同参画	男女の人権尊重	121
③ 子育て世代への経済的支援の充実（子ども医療費の窓口無料化など）	1-3-1	子育て・ 少子化対策	子育て支援対策事業	61
④ 子育て世代への社会的支援の充実	1-3-1	子育て・ 少子化対策	子育て相談支援事業 子育て支援対策事業 少子化対策事業	59 61
	5-4-2	青少年育成	青少年健全育成事業	133
	5-2-1	男女共同参画	ワーク・ライフ・バランスの推進	121

(参考指標)

成果を示す指標（KPI）		掲げている計画	現状値（年度）		目標値（年度）	
①	「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」児童・生徒の割合	まち・ひと・しごと創生総合戦略	小6 45.3 % 中3 36.9 %	H26	小6 55.0 % 中3 50.0 %	H31
②	本市で今後も子育てをしていきたいと思う乳幼児の親の割合	分野別計画	91.7 %	H28	95.0 %	H32
③	こんにちは赤ちゃん訪問率	分野別計画	98.2 %	H28	99.0 %	H32
④	若年世代（20～39歳）の未婚率	まち・ひと・しごと創生総合戦略	49.32 %	H22	47.0 %	H32

「ええやん！」

誇れる伊賀、選ばれる伊賀づくり

プロジェクト②

市民のだれもが自慢でき、市外の人たちに選んでもらえるまち
って「ええやん！」

これまでの「ええやん！」（第1次再生計画の成果）

- 市長自らを本部長とする「伊賀市営業本部」を設置し、伊賀米、伊賀牛、伊賀酒をはじめとする伊賀ブランド「IGAMONO」のトップセールスを推進しました。
- ミラノ国際博覧会（ミラノ万博）への単独出展や、全国の忍者にかかわる自治体と連携した「日本忍者協議会」の設立など、本市の観光資源を国内外に向けて積極的にPRしました。
- 働く場所の確保や産業を振興するため、民間開発による新たな工業団地設置に向けて、事業課題の整理や体制づくりを行いました。
- 移住相談窓口を設置し、移住コンシェルジュを配置するとともに、インスペクション（住宅検査）機能を持つ「伊賀流空き家バンク制度」や「空き家取得費補助金制度」を創設するなど、移住・定住対策に取り組みました。
- 本市に移住し、住民自治協議会等と連携して情報発信、地域振興、地域課題の解決などの活動を行う「伊賀市地域おこし協力隊員」を募集しました。現在、2名の隊員が丸柱地域と阿波地域において活動を行っています。
- 外国人住民の生活相談や多言語による情報提供を行うほか、日本人住民と外国人住民の交流ができるよう「伊賀市多文化共生センター」を設置しました。
- 性の多様性を認め合い、だれもが自分らしく暮らせるよう、「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

残された課題

2015（平成27）年の国勢調査では、本市の人口は5年前に比べ6,000人以上が減少しており、自然減だけでなく人口流出による社会減が深刻化しています。

人口の流出を抑え、流入を促すためには、すべての市民が本市に誇りや愛着を持つとともに、市外の人や企業などから来たい、住みたいまちとして認知され、選ばれることが重要です。

これからの「ええやん！」（伊賀流自治の視点で横断的に取り組むみんなの目標）

- 本市の魅力や伊賀ブランドをより多くの方に知ってもらうために、国内外に積極的・戦略的に発信しましょう。
- 市が発信する情報量を増やすとともに伝え方を工夫し、それらの情報を共有しましょう。
- 本市を選び訪れてくれる観光客を、市民みんなでもてなしましょう。
- 企業からも選ばれ働く場などが充実することで、市内外から住みたい、住み続けたいと思われるまちをめざしましょう。
- 人格と個性を尊重し、人びとの多様なあり方を相互に認め合える「共生社会」を実現しましょう。

目標の実現に向けた取り組み

項目		分野別計画における位置づけ			
		施策名		基本事業名	参照先
①	市の魅力を活かしたシティプロモーションの推進	7-1-2	広聴広報	シティプロモーションの推進	157
		3-1-1	観光	地域ぐるみの観光誘客と情報発信 地域全体で観光客を受け入れる態勢づくり	81
②	移住・交流の促進	6-4-1	住民自治	移住・交流促進事業	151
		4-1-2	住環境整備	空き家の適正管理の推進	107
③	市の特長を活かした企業誘致	3-4-1	産業立地	企業立地促進事業	93
④	あらゆる多様性を尊重する共生社会の実現	6-1-1	多文化共生	多文化交流の促進 外国人住民支援の充実	137
		5-1-1	人権尊重・非核平和	人権啓発の推進	117
		5-2-1	男女共同参画	男女の参画拡大	121

(参考指標)

成果を示す指標 (K P I)		掲げている計画	現状値 (年度)		目標値 (年度)	
①	本市の全国的な知名度ランキング順位	まち・ひと・しごと創生総合戦略	258 位	H27	200 位	H31
②	移住相談等の件数	分野別計画	20 件	H27	250 件	H32
③	三大都市圏からの転入者数	まち・ひと・しごと創生総合戦略	1,173 人	H24～ H26 平均	1,200 人	H29～ H31 平均
④	住んでよかったと感じる外国人市民の割合	分野別計画	74.0 %	H27	85.0 %	H32

「ええやん！」	住み続けたい伊賀づくり
プロジェクト③	いくつになっても、安心・安全な環境で住み続けられるまち って「ええやん！」

これまでの「ええやん！」（第1次再生計画の成果）

- 上野総合市民病院では、医師数の増員や全病棟の再開、ヘリポートの整備などによる稼働率の向上により、救急医療や財務状況が大きく改善しました。
- 全世代型の地域包括ケアシステムの構築をめざし、第3次伊賀市地域福祉計画を策定し、取り組みを進めています。
- 新消防庁舎や防災機能を持つしらすぎ運動公園の整備、小中学校校舎の耐震化、上野遊水地事業の運用開始、河川の浚渫など、自然災害への備えを進めました。
- 伊賀線が本市のまちづくりに欠かせないものとして、2017（平成29）年4月1日からの公有民営化に向けて、関係機関との調整や国への許認可事務を進めました。
- 伊賀鉄道の利用促進に向けて、伊賀線忍者列車1編成を「木育トレイン」へ改修するとともに、新駅整備に向けて取り組みました。

残された課題

伊賀市まちづくりアンケートによると、市民の約7割が「今のところに住み続けたい」と考えています。

これまで本市のまちづくりを担ってきた高齢者が、これからも地域社会の中で安心して住み続けられるよう、福祉・医療サービスや、公共交通、上下水道などの生活基盤のさらなる充実を図ることが重要です。

これからの「ええやん！」（伊賀流自治の視点で横断的に取り組むみんなの目標）

- 上野総合市民病院の経営健全化と病院・医院との連携を進め、将来にわたり安心して医療が受けられるまちをめざしましょう。
- 「高齢者」を中心に据えて、多様な生活課題に多様な主体が横断的に取り組むための「地域包括ケアシステム」を速やかに構築しましょう。
- 持続可能な社会やまちの姿を市民みんなで作らしましょう。
- 地域を支える公共交通のあり方を、市民みんなで作ることで、すべての市民が移動しやすいと感じられるまちをめざしましょう。
- 生活環境に不自由なく住みやすいと感じるまちをつくりましょう。

目標の実現に向けた取り組み

項目	分野別計画における位置づけ			
	施策名	基本事業名	参照先	
① 上野総合市民病院と病院・ 医院、地域との連携強化	1-1-2	医療	上野総合市民病院事業	43
② 地域包括ケアシステムの構 築	1-2-5	社会福祉・ 地域福祉	地域福祉推進事業	55
③ 高齢者の移動支援	1-2-3	高齢者支援	高齢者の移動支援	51
	4-2-2	公共交通	地域バス交通確保維持事業	111
鉄道網整備促進事業 伊賀線活性化促進事業			113	
④ 公共交通を活かしたまちづ くり	4-1-1	都市政策	コンパクトシティ・プラス・ネ ットワークの推進	101
⑤ 下水道事業の推進	2-3-2	上下水道	下水道事業	77

(参考指標)

成果を示す指標 (KPI)	掲げている 計画	現状値 (年度)		目標値 (年度)	
① 救急患者受入率	分野別計画	96.4 %	H27	98.0 %	H32
② 地域予防対応力	分野別計画	自助 2,844.0 互助 31.0	H28	自助 3,099.6 互助 39.4	H32
③ 市内バス年間利用者数	分野別計画	693,100 人	H27	720,000 人	H32
④ 市内鉄道駅年間利用者数	分野別計画	3,031,408 人	H27	3,252,000 人	H32
⑤ 生涯本市に住み続けたいと 思う市民の割合	まち・ひと・ しごと創生 総合戦略	75.8 %	H26	80.0 %	H31
⑥ 生活排水処理施設整備率 (処理区域内人口/本市人 口)	分野別計画	77.6 %	H27	80.5 %	H32

「ええやん！」

賑わいを取り戻す

プロジェクト④

歴史・文化や伝統産業など、地域の魅力があふれるまちって「ええやん！」

これまでの「ええやん！」（第1次再生計画の成果）

- 国立西洋美術館の世界遺産登録により、設計思想を同じくする市役所南庁舎の文化的価値がさらに高まりました。
- 三重大学、上野商工会議所、本市が連携する三重大学伊賀連携フィールドにより、国内外で「忍者忍術学講座」が開催され、伊賀流忍術発祥の地として、忍者が持つ歴史的・文化的な魅力を国内外に発信しました。
- 本市の特産品の一つである菜種油を使って、市内企業と県立あけぼの学園高校がコラボレーションし、シャンプーなどを製品化する「菜の花プロジェクト」に取り組みました。
- 伊賀焼や組み紐がテレビや映画で取り上げられるなど、本市の伝統産業の全国的な認知度が向上しました。
- 地域の宝である「上野天神祭のダンジリ行事」がユネスコ無形文化遺産に登録され、世界の宝となりました。
- 本市が俳聖松尾芭蕉の生誕地であることから、「俳句」のユネスコ無形文化遺産への登録に向けて、「俳句のユネスコ 無形文化遺産登録をめざす発起人会」を設置しました。

残された課題

歴史・文化や伝統産業など、本市が持つ魅力的な地域資源が全国的・世界的に幅広く認知されつつあります。

人口減少や高齢化による地域の活力の低下に歯止めをかけ、地域に賑わいを取り戻すためには、本市の魅力あふれる地域資源をあらゆる分野で最大限に活用することが重要です。

これからの「ええやん！」（伊賀流自治の視点で横断的に取り組むみんなの目標）

- 観光客と市民、若者と高齢者など、地域や世代の枠を越えたあらゆる人が、本市の魅力を感じながら交流できる「賑わいの拠点」をつくりましょう。
- 伊賀牛、伊賀米、菜の花プロジェクトをはじめとした伊賀の農林畜産業を盛り上げ、市全体を元気にしましょう。
- 本市の産業が連携して賑わいを生み出しましょう。
- 本市が全国に誇る歴史・文化・伝統産業などが持つ魅力を市民みんなで認識、共有し、まちづくりに活かしましょう。

目標の実現に向けた取り組み

項目	分野別計画における位置づけ			
	施策名		基本事業名	参照先
① 市役所南庁舎のリノベーション	3-3-1	中心市街地活性化	中心市街地活性化事業	89
	5-4-1	生涯学習	図書館活動推進事業	129
	6-3-2	域学連携	産学官連携の推進	149
② 農林畜産業の強化と菜の花プロジェクトの推進	3-2-1	農業	高付加価値化の促進 畜産振興事業	83 85
	3-2-2	森林保全、林業	木材の利用促進	87
③ 歴史・文化を活かしたまちづくり	3-1-1	観光	地域全体で観光客を受け入れる態勢づくり	81
	6-2-1	文化・芸術	文化・芸術振興事業 芭蕉翁顕彰事業	139
	6-2-2	歴史・文化遺産	文化財保護事業 歴史まちづくり事業	141

(参考指標)

成果を示す指標（KPI）		掲げている計画	現状値（年度）		目標値（年度）	
①	産学官連携による講座等の参加者数	分野別計画	1,155 人	H27	1,214 人	H32
②	農業産出額（粗生産額）	まち・ひと・しごと創生総合戦略	1,086 千万円	H18	1,086 千万円	H31
③	着地型観光事業で提供されるメニュー数	分野別計画	81 件	H27	120 件	H32
④	芭蕉祭献詠俳句等応募数	分野別計画	39,291 件	H27	40,000 件	H32
⑤	文化財施設への平均入館者数	分野別計画	12.36 人/日	H27	13.93 人/日	H32

參考資料

■用語解説

語句	解説
数字・アルファベット	
4 R	「Refuse (リフューズ) 要らないものは断り、ごみを発生させない」、「Reduce (リデュース) ごみにならないように工夫して減らす」、「Reuse (リユース) 繰り返し使う、修理・修繕して使う」、「Recycle (リサイクル) もう一度資源として使う」の4つの頭文字をとったもの。
6次産業化	1次産業としての農林業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業の融合を図り、農林産物等に新たな付加価値を生み出すしくみ。
DV (ドメスティック・バイオレンス)	Domestic Violence の略で、配偶者・パートナーからの暴力を意味する。身体的暴力に限らず、思考や行動を萎縮させるような心理的な暴力も含まれる。
F T A (自由貿易協定)	Free Trade Agreement の略で、2ヶ国以上の国や地域が、関税や貿易制限などの措置を撤廃・削減するなどの自由貿易を行うために交わす取り決め。
I o T (モノのインターネット)	Internet of Things の略で、さまざまなモノがインターネットに接続され、離れたところからそのモノとの情報のやり取りをしたり、そのモノを制御したりすること。
K P I (重要業績評価指標)	Key Performance Indicator の略で、一般に目標の達成度を評価するためにキーとなる重要な業績評価指標のこと。
P D C A サイクル	→「マネジメントサイクル」参照
P F I	Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。
Q O L	Quality of Life の略で生活の質の意味。どれだけ人間らしい生活を送り、幸せであるかを評価する概念。
S N S (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	Social Networking Service の略で、インターネット上で人と人との社会的なつながりを構築できるサービスのこと。
T P P (環太平洋パートナーシップ協定)	Trans-Pacific Partnership の略で、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの12ヶ国による包括的な経済連携協定のこと。関税の撤廃のみならず、投資、政府調達、知的財産などの共通ルールを定めるもの。
U J I ターン	Uターン＝地方から都市部へ移住した人が再び地方の生まれ故郷に戻ることに、Jターン＝地方から都市部へ移住した人が生まれ故郷の近くの都市に戻り定住すること、Iターン＝出身地とは別の地方に移り住むこと、を合わせた総称。
ア行	
アクセシビリティ	到達しやすさの意味で、ウェブアクセシビリティという場合、目的の情報にたどり着きやすさを言う。
アセットマネジメント	計画的に施設の整備や維持・管理を行うことで寿命を延ばしたり、利活用や統廃合などで無駄をなくし、効率的かつ効果的に管理すること。
インキュベーション	Incubation とはふ化の意。卵をふ化させるのに例えて、起業が軌道に乗るまでの間、資金やノウハウ、設備などの支援を行うこと。
インフォーマル	家族、近隣、知人、ボランティア等が行う援助のほか、行政が行う公式な(フォーマル)サービス以外の民間のサービスを含めた非公式な(インフォーマル)サービスのこと。
エンパワーメント	一人ひとりがその人らしく活動するなかで、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身に付けること。

語 句	解 説
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つ大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスのこと。
カ行	
仮想化	サーバーなどのハードウェア内のリソース（CPU、メモリ、ディスク）を、物理的な構成にとらわれずに、論理的に統合・分割できる技術のこと。
学校（園）マニフェスト	各学校（園）が教育目標として掲げていることを、できるだけわかりやすい目標にとらえ直して、具体的に示したものの。
合併算定替	合併後の市町村に交付する普通交付税の額が、合併前の市町村が存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定される特例措置。
合併特例債	市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、合併年度とこれに続く10ヶ年度に限り、特例的に起債できる地方債。事業費の95%に充当でき、国が返済の70%を交付税措置により負担するもの。
ガバナンス	Governance。協治の意。ガバメントが法的拘束力のある統治システムであるのに対し、ガバナンスはその組織、社会のメンバーが主体的に関与する意思決定や合意形成のシステムを指す。
キャリアアップ	より高い能力を付けること。経歴を高めること。
キャリア教育	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育。
クラウドファンディング	クラウドファンディングとは、インターネットを介して財源の提供を得る手段であり、地域を問わず不特定多数から資金調達を得ることができる。
グローバル化	国境などを越えて、地球規模で社会的あるいは経済的な影響が及び、変化が引き起こされること。
経常収支比率	人件費や扶助費、公債費など縮減することが容易でない経費（義務的経費）に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたもの。財政構造の弾力性を測定する指標であり、低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。
健康寿命	認知症や寝たきりにならず、元気で活動的に暮らすことができる期間。
交通系ICカード	鉄道をはじめとする公共交通機関で運賃支払いに利用できるICカードのことで、電子マネー機能を備える場合が多い。
コンパクトシティ	人口減少・超高齢社会などに対応し、安全で快適な生活を持続可能とするため、まちの中心に人、施設、各種機能がまとまったまちのこと。
サ行	
催行率	着地型観光において、実際に催行された事業数を募集を行った全体事業数で除算した数値（最少催行人員に満たなかった事業は実施されず）。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言える。
在宅医療	医師のほか、訪問看護師、薬剤師や理学療法士（リハビリ）等の医療関係者が、患者の住居に定期的に訪問して行う、計画的・継続的な医学管理・経過診療のこと。
ジェネリック（医薬品）	後発医薬品と訳され、新薬（先発医薬品）の特許期間が切れた後に、他社が製造する同一有効成分の薬。開発費がかからないため、価格が安い。
自主財源比率	財源全体に占める自主財源の比率。自主財源は市町村税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入からなる。

語句	解説
実質公債費比率	一般財源の規模に対する公債費（借金返済額）の割合。通常、3年間の平均値を使用し、18%以上だと、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要となり、25%以上だと借金を制限される。
指定管理者制度	2003（平成15）年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により創設された制度。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とした制度。
シティプロモーション	都市、自治体の知名度を向上させるための活動。
事務事業	自治体が政策や施策を実現させるために取り組む個々の行政手段のこと。内部的な定型事務（予算編成事務など）、市民サービスに直結する事務（証明書交付事務など）や事業に分けられる。
住宅ストック	ストックとは備蓄や在庫など、ある一時点に存在するものの意味で、住宅ストックといった場合、特に社会資産としての側面に着目した現存する住宅のことを指す。
ジョブコーチ	障がい者が就職前の実習段階や就職後に職場定着が難しくなった際に、障がい者の職場への適応を支援する専門職。職場にジョブコーチが出向き、障がい者が職場に適応できるよう仕事への対応を支援するため、人間関係や職場での管理者や従業員に対しても助言を行い、職場や職場環境の改善を提案する。
ジョブサポーター	障がいのある人の就職支援及び職場環境の整備を目的として活動するボランティアで、ジョブサポーター研修を修了した人。
人口ダム	人口流出を食い止める、いわば「ダム」の役割を果たすこと。
性的マイノリティ（少数者）	性的少数派。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーや性同一性障がいの人などを指す。
タ行	
地域包括ケアシステム	2025（平成37）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。
着地型観光	旅行の発地（出発地）ではなく、着地（到着地）が有する観光資源の情報や受け入れ側の観点から企画・立案・実施される観光形態のこと。
中山間地域等直接支払事業	多面的支払のうち、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援するもの。
定住自立圏	地方において、三大都市圏と並ぶ人口定住の受け皿として形成される圏域であり、住民生活に必要な機能を持つ中心市と、周辺市町村とで構成される。
特定空家等	倒壊の恐れや衛生上の問題がある空き家で、これに指定されると、所有者は適切な管理をしないと固定資産税の優遇が受けられず、更地と同等の課税がなされる。
特別徴収	納税者から直接徴収するのではなく、給与の支払いをする事業者が代わって預かり、その税金等を納付させること。
ナ行	
南海トラフ	四国の南方海底にある深い溝（トラフ）のこと。東海、東南海、南海の3地震が連動して起こる巨大地震の発生が懸念されている。

語句	解説
ニート	いわゆる若年無業者。労働経済白書（厚生労働省）では、「教育を受けず、労働を行わず職業訓練もしていない15歳から39歳の者。家事手伝いは含まれない」と定義している。
二次救急	入院や手術を必要とする患者を対象とした救急医療のこと。
日本型多面的支払事業	農業の持つ多面的機能を発揮させるため、営農活動や地域活動に対して直接的に支払われる支援制度のこと。多面的機能支払（農地維持支払及び資源向上支払）、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払からなる。
ネーミングライツ	公共施設などにスポンサーの社名等を名称として使える権利を与える代わりに、自治体が収益を得るもので、命名権と呼ばれる。
農商工連携	農林業者と商工業者が互いの「技術」「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品の開発やサービスの提供、販路の拡大に取り組むこと。
八行	
廃止代替バス	路線バス等の公共交通機関が廃止された場合、その代替として自治体（市町村）等がバス事業者に替わって路線維持を図るため運行するバスのこと。
パブリックコメント	行政機関が条例や計画などを制定・策定するとき、その案を公表し、住民や事業者からの意見、情報、専門的知識を得て、公正な意思決定をするための制度。
人・農地プラン	集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域の話し合いによって、今後の中心となる経営体や農地の集積の方法など、地域農業のあり方を計画すること。
病診連携	病院と診療所が連携して医療を提供する体制のこと。
病病連携	病院どうしが連携して医療を提供する体制のこと。
フェイスブック	SNS（別項参照）の1サービス。
ボーダーレス	境界（ボーダー）がないこと。
補完性の原則	意思決定や自治などについては家族や地域などといったできる限り小さな単位で行い、そこでは不可能もしくは非効率なものを、市や県、国などのより大きな単位が補完して行うという考え方。
マ行	
マイナンバー	すべての国民に個別の管理番号が割り振られ、それに基づいて、社会保障や税をはじめとする行政手続きに使用される。
マイルール意識	鉄道の必要性和重要性を行政、関係機関、住民があらためて認識し、自ら地域の鉄道を守り育てていこうとする意識。
マネジメントサイクル	事業を効果的に管理するための段階。主なものの一つとしてPDCAサイクルがある。
メンタルヘルス	心の健康。精神面の健康のこと。精神保健、精神衛生とも言われる。
木質バイオマス	木材からつくられる再生利用が可能なエネルギー源で、間伐材や木屑などがある。
ヤ行	
ユニバーサルデザイン	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示すように「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人が利用可能であるように、製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

語 句	解 説
ラ行	
リーマンショック	2008(平成 20)年 9 月 15 日にアメリカ合衆国の投資銀行であったリーマン・ブラザーズの経営が破綻したのをきっかけに引き起こされた国際的な金融危機のこと。
レセプト	診療報酬明細書と言われ、医療機関が患者に対し実施した診療について、医療機関から健康保険の運営者（市町村や健康保険組合など）に対してなされる費用の支払いの請求書のこと。
労働力需給のミスマッチ	求職者と求人者の条件が合致しないことにより、求職者数に見合う数の求人があるにもかかわらず、雇用が創出されないこと。
ワ行	
ワーク・ライフ・バランス	ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、だれもが働きやすいしくみをつくること。2007(平成 19)年 12 月には、働き方の改革を促す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と、具体的な数値目標を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。
ワンストップ	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように行政サービスを設計すること。